

# 最近の証券取引等監視委員会 の活動と課題

平成26年1月21日

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課長 鈴木 恭人

# 日経平均株価の推移



※2014年1月17日までの日経平均株価を反映

# 目 次

## I . 証券取引等監視委員会とは

1. 国の行政機構における証券監視委
2. 金融行政機構改革
3. 証券監視委の市場監視活動の対象の拡大
4. 証券監視委の定員の推移
5. 金融商品(直接金融)市場と証券監視委の市場監視活動
6. 市場監視活動に基づく証券監視委のアクション
7. 市場行政の規制・監督と市場監視の検査・調査・エンフォースメントの概要
8. 証券監視委のアクションと刑事・民事・行政上の手続

## II . 証券取引等監視委員会の市場監視活動

1. 不公正取引と取引調査
2. 開示規制と開示検査
3. 金融商品取引業規制と証券検査

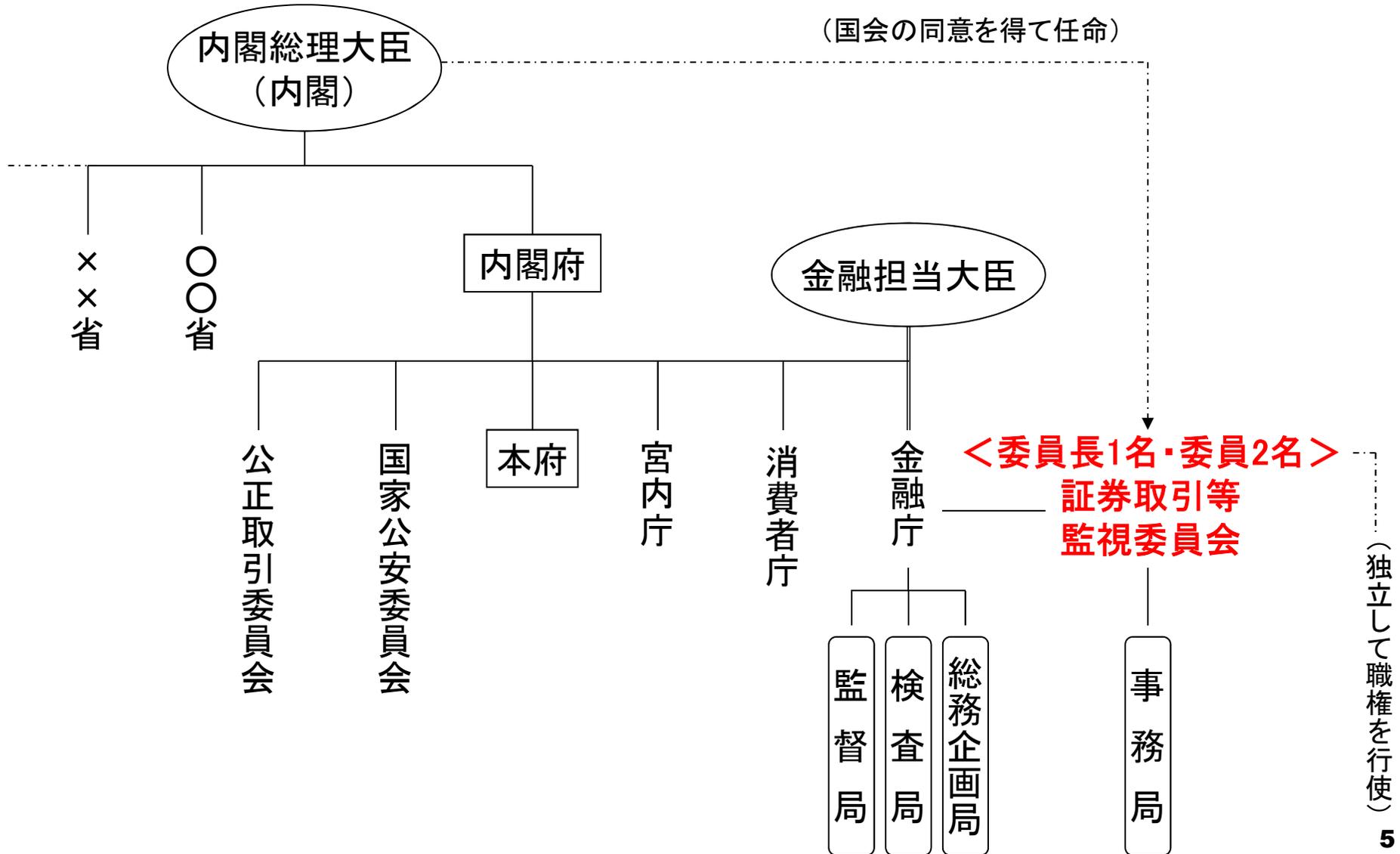
## III . 証券取引等監視委員会の課題

1. 市場監視活動における機動性・戦略性の強化
2. 市場のグローバル化への対応
3. 市場の自己規律の強化に向けた取組み

# I. 証券取引等監視委員会とは

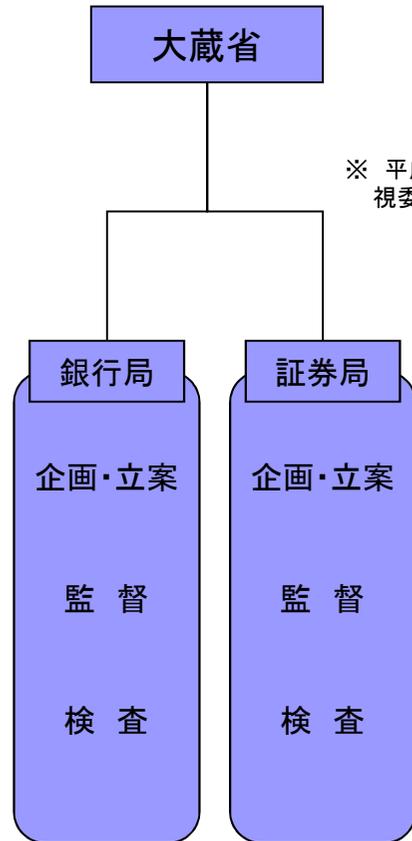
- 金融庁(内閣府の外局)に置かれた合議制の機関。  
1992(H4)年発足。
- 委員長・委員(2名)は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命。独立してその職権を行使。
- 主な仕事：
  - ①証券市場の市場監視  
(インサイダー取引、相場操縦、粉飾等の調査・摘発)
  - ②証券検査
- 事務局(含財務局)の職員数は739人(H25年度末定員)。  
※ 202人(1992年度)→251人(2000年度)→739人

# 1. 国の行政機構における証券監視委



## 2. 金融行政機構の改革

(旧)



※ 平成4年の証券取引等監視委員会発足以前の姿

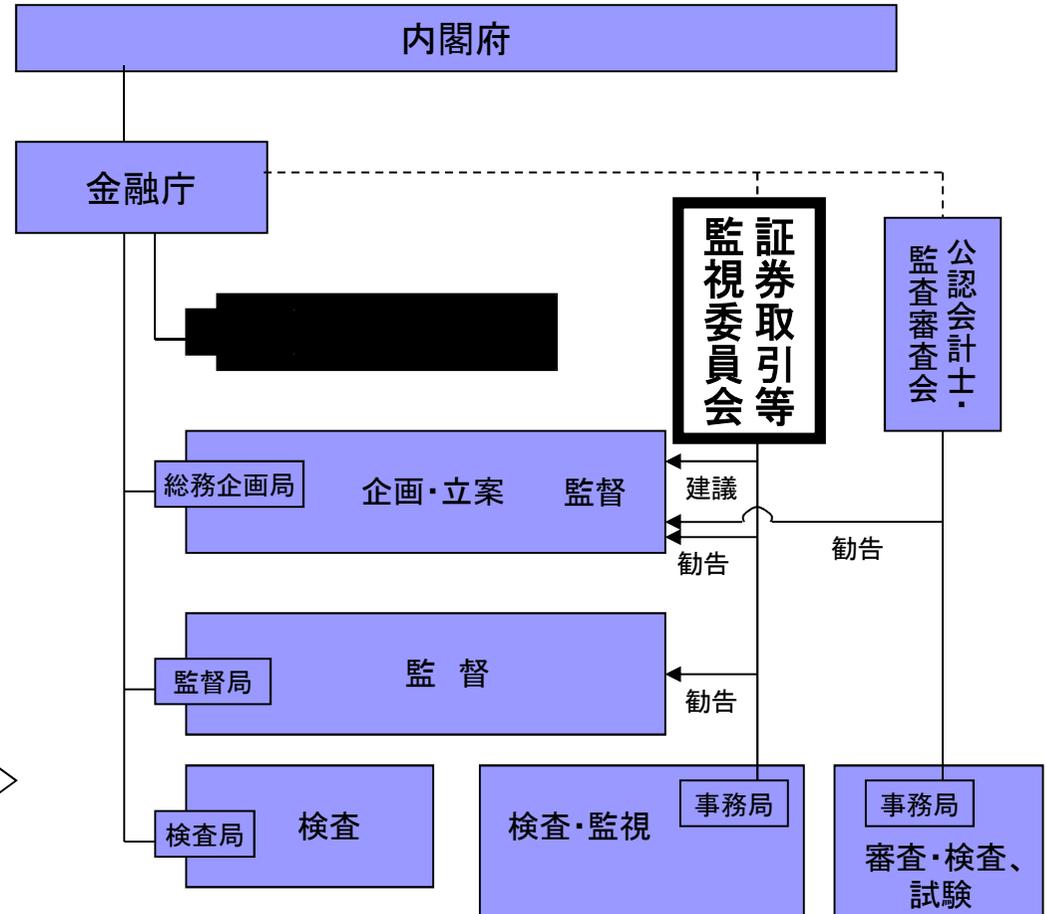
〈業態別縦割りの編成〉

明確なルールに基づく事後チェック行政

縦割り行政の弊害

〈中央省庁等改革〉

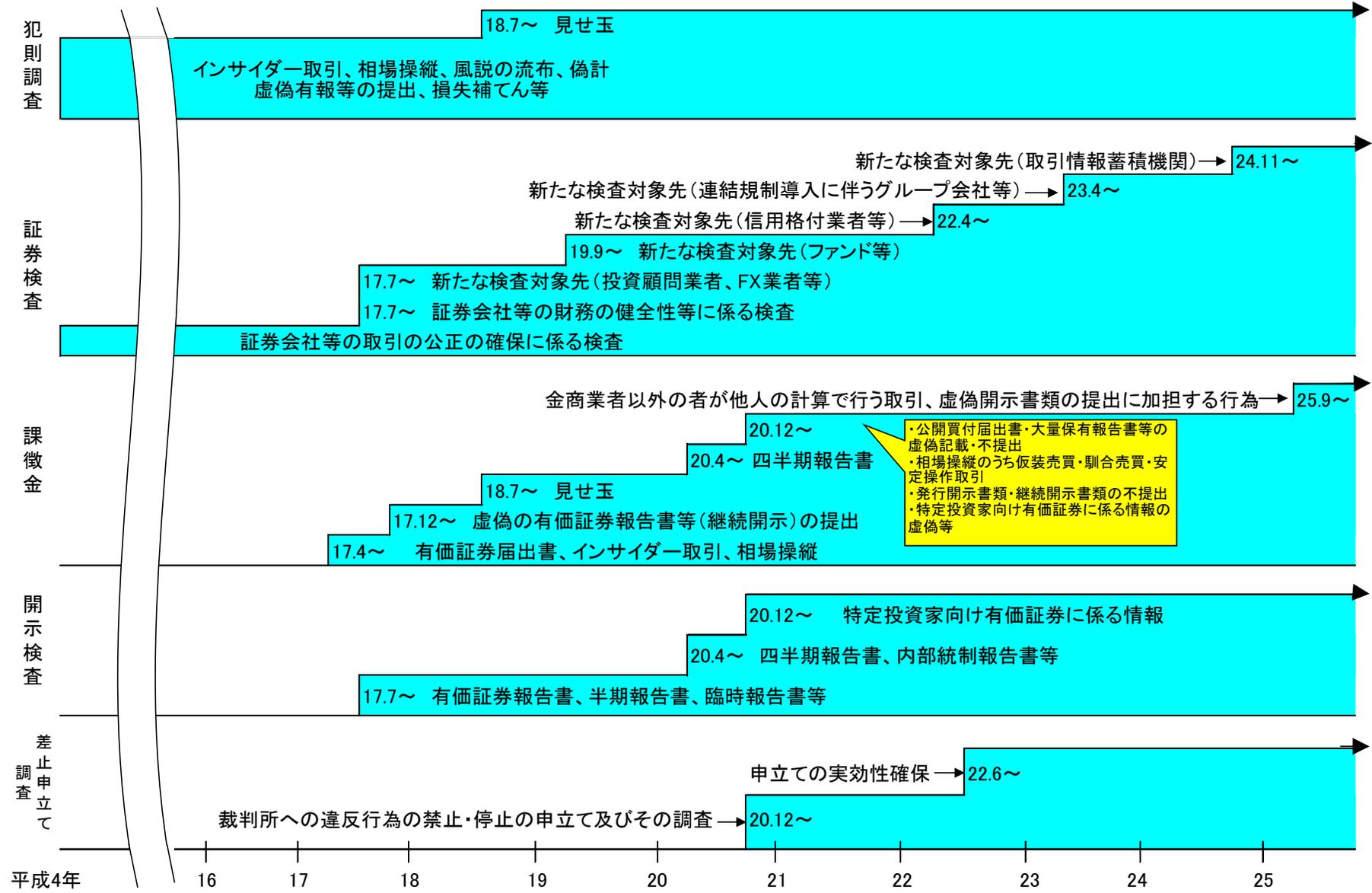
(新)



〈業態横断的な機能別の編成〉

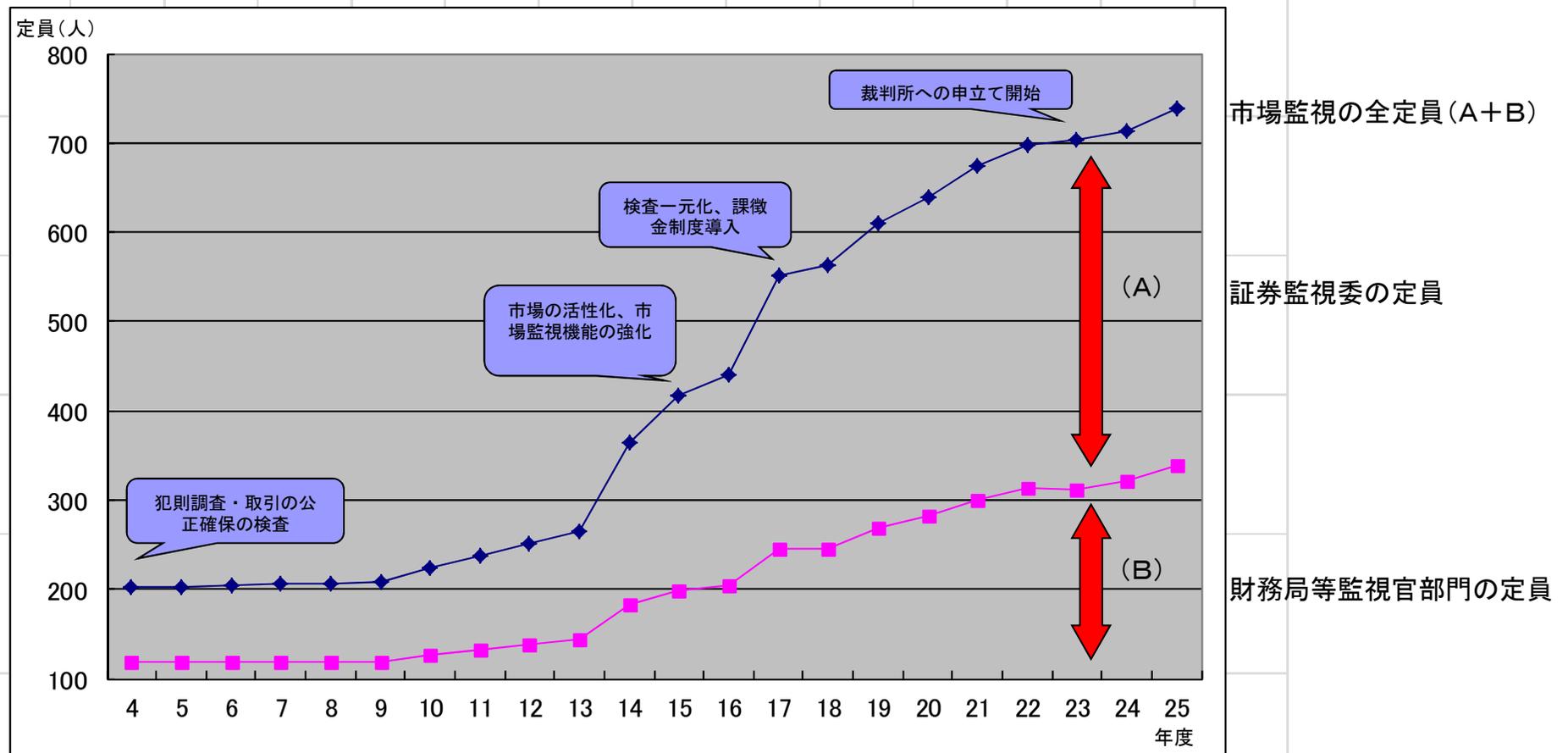
〈独立した監視委員会と監査審査会の検査・監視等による市場監視体制の確立〉

### 3. 証券監視委の市場監視活動の対象の拡大

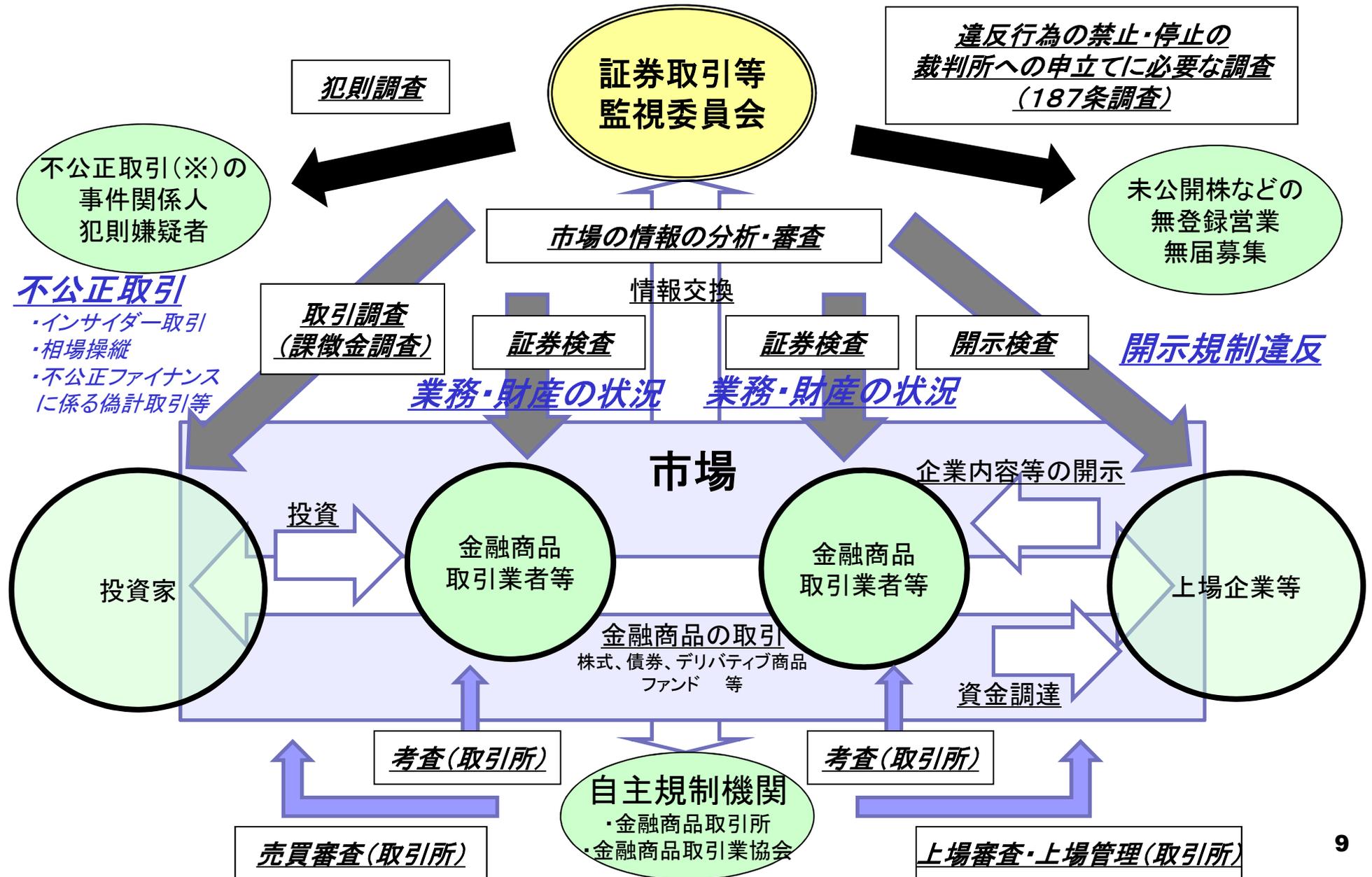


## 4. 証券監視委の定員の推移

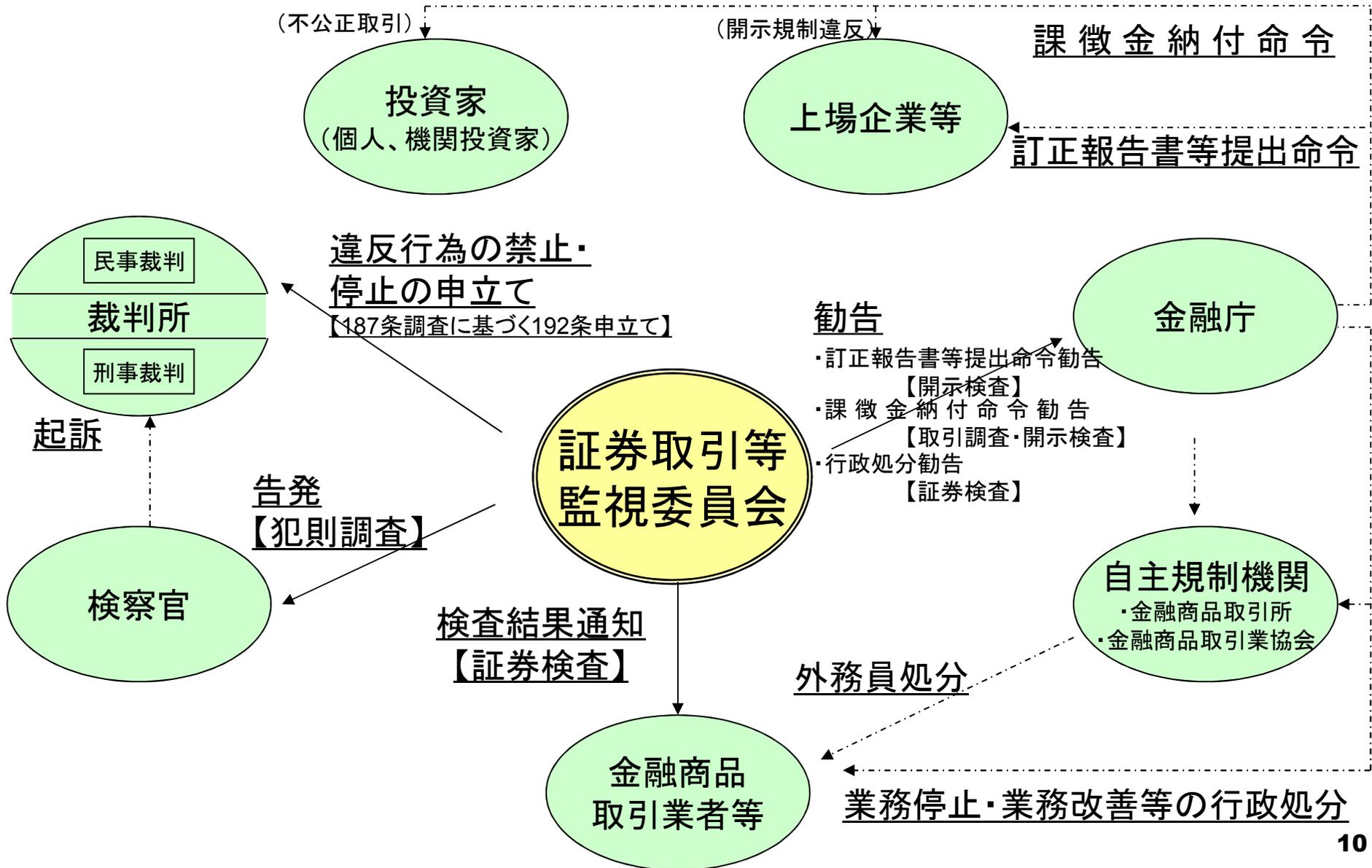
証券監視委の定員は、平成4年7月の設立時に202名（うち財務局等は118名）であったが、検査一元化、課徴金制度の導入等により、739名（うち財務局等は339名）に増員された。



## 5. 金融商品(直接金融)市場と証券監視委の市場監視活動



## 6. 市場監視活動に基づく証券監視委のアクション



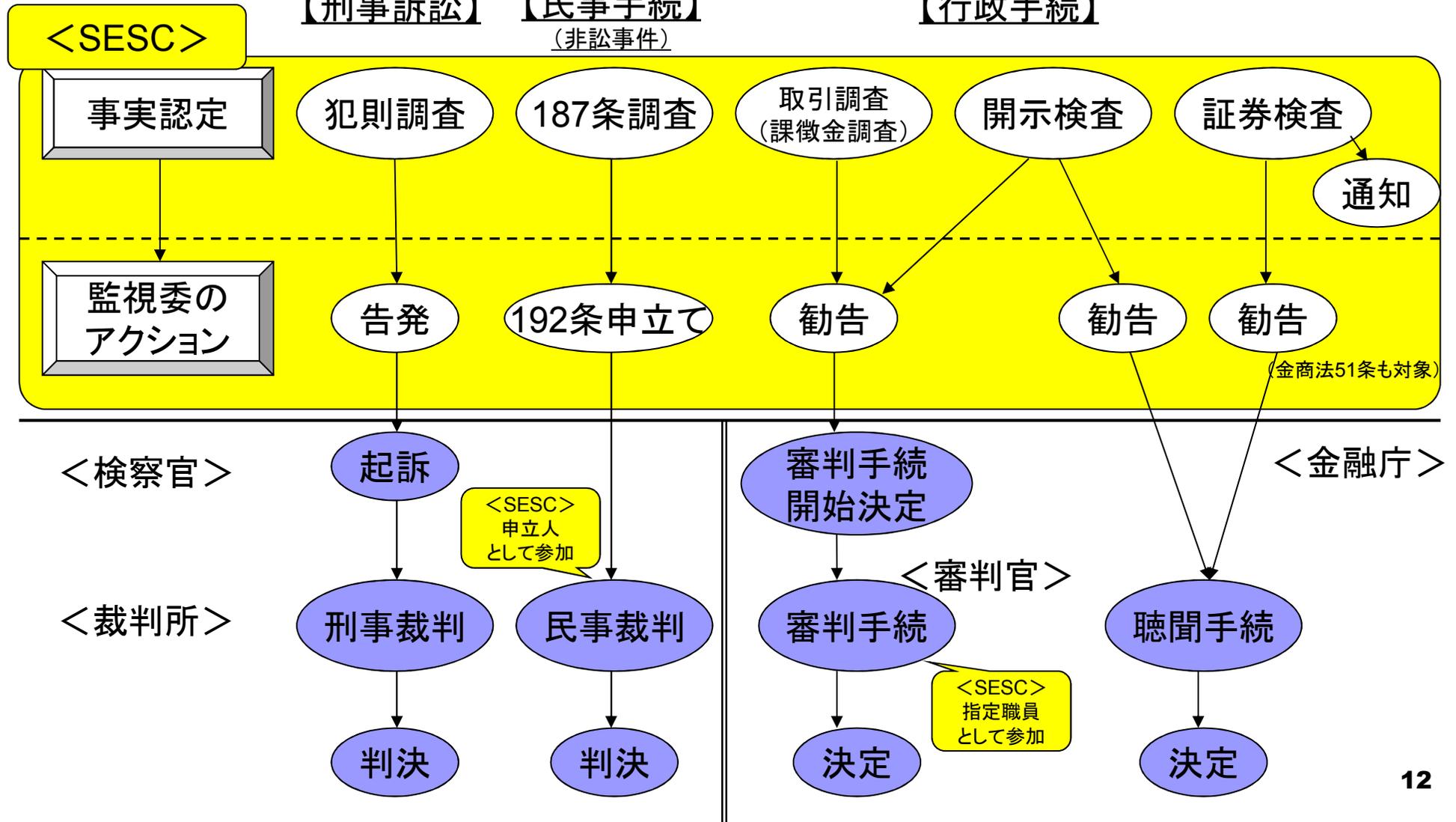
## 7. 市場行政の規制・監督と市場監視の検査・調査・エンフォースメントの概要

規制の内容	規制の対象者	当局の監督権限	検査・調査	エンフォースメント
不公正取引の禁止 ・インサイダー取引 ・相場操縦	「何人も」 ・会社関係者、個人 （大部分は個人）	—	取引調査 （課徴金調査）	課徴金納付命令
開示書類（有価証券届出書・報告書等）の適正な開示	開示書類の提出者 ・上場企業 （約3,000社）等	△	開示検査	課徴金納付命令 訂正命令
登録制度による業規制 ・勧誘・販売規制 ・金融商品取引の公正性確保 ・財務の健全性確保	金商業者など ・証券会社など （約8,000者）	○	証券検査	行政処分 ・業務改善命令 ・業務停止命令 ・登録取消
全ての違法行為 ・おもに無登録金商業及び 63条届出者の虚偽告知	金商法違反を行う者・ 行おうとする者	—（無登録者） △（63条届出者）	187条調査	裁判所への禁止命令等の申立て
金商法等における犯則行為	上記のいずれかの 犯則嫌疑者	—	犯則調査	刑事告発

# 8. 証券監視委のアクションと刑事・民事・行政上の手続

刑事罰      違法行為の禁止・停止      課徴金      行政処分

【刑事訴訟】      【民事手続】  
(非訟事件)      【行政手続】



## Ⅱ. 証券取引等監視委員会の市場監視活動

### 1. 不公正取引と取引調査

(1) インサイダー取引の禁止(金商法166条、167条)

(2) 風説の流布・偽計等の禁止(同158条)

☆ 不公正ファイナンスは「偽計」に当たる。

## (1) インサイダー取引規制

### ① 規制の趣旨・概要

会社と一定の関係がある者が、インサイダー情報を知ってその公表前に当該会社の有価証券の取引を行うことは、一般の投資家と比べ、著しく有利となってきわめて不公平。



これを放置すると、金融商品取引市場は人々の信頼を失い、市場の機能を果たし得なくなりかねない。

#### 【インサイダー取引に係る法規制の概要】

##### イ. 会社関係者のインサイダー取引規制

- ・ 典型例は、発行体の役員、従業員。
- ・ 会社関係者の範囲は、相当程度広い。  
例：取引先、顧問弁護士(契約締結者)  
監督官庁の公務員(法令に基づく権限を有する者)等
- ・ 会社関係者でなくなった後1年以内のものも同様。
- ・ 会社関係者からの第一次情報受領者も対象。

##### ロ. 公開買付者等関係者等のインサイダー取引規制

- ー 規制の構造は、イと同様。

##### ハ. 役員・主要株主の自社株等売買に関する規定

- ー 売買報告書提出義務、短期売買利益の提供義務

#### インサイダー取引規制(金融商品取引法166条・167条)

##### ①誰が: 発行会社や公開買付け等の関係者が

- ・ 発行会社や公開買付者の役職員
- ・ 発行会社や公開買付者との契約締結者等
- ・ これらの者から、直接情報の伝達を受けた者

##### ②どんな場合に: (職務等に関し)重要事実を知って

- ・ 決定事実
- ・ 発生事実
- ・ 決算情報
- ・ その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの(バスケット条項)

##### ③いつ: 「公表」前に

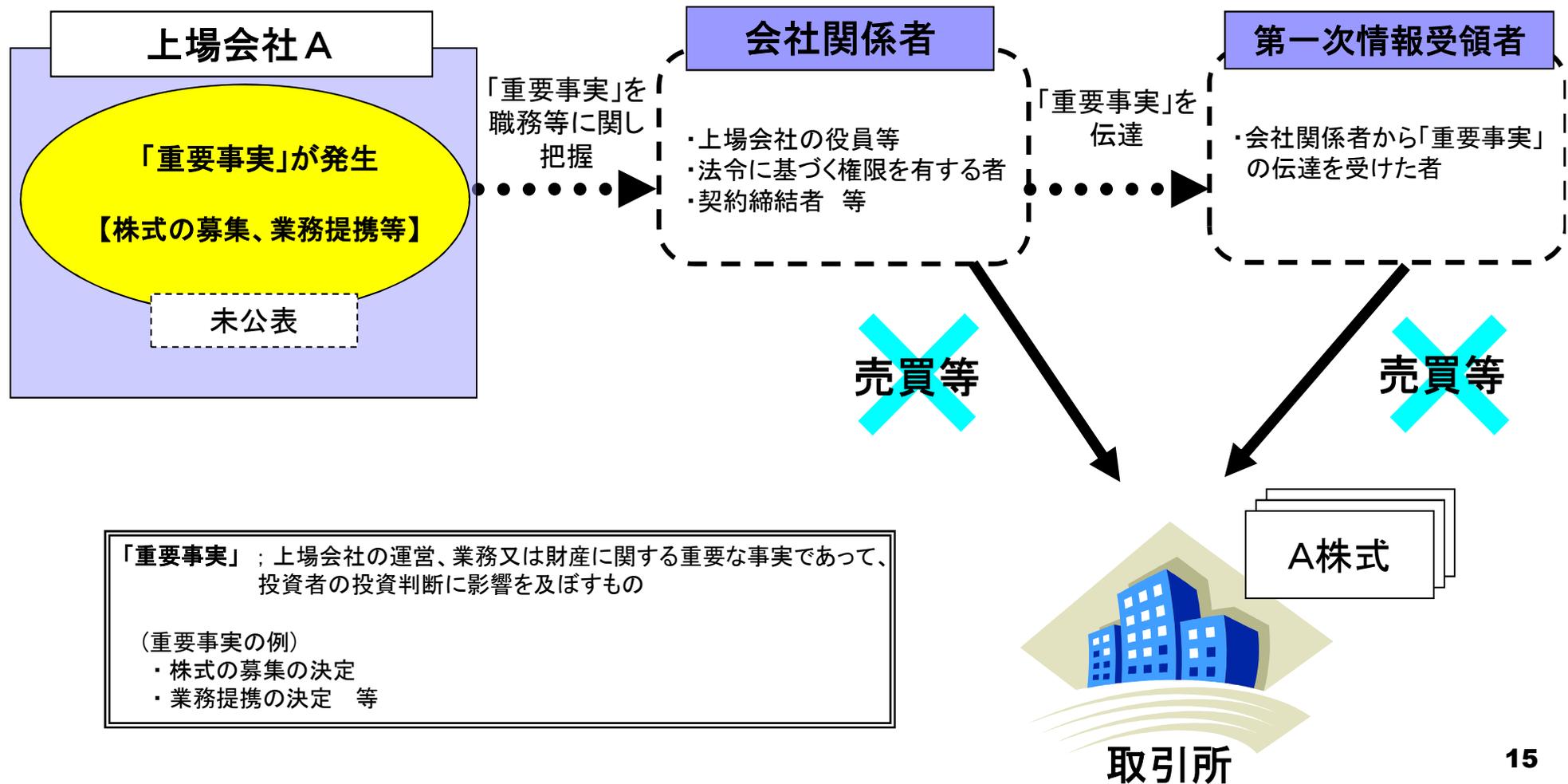
- ・ TDnetを通じた適時開示
- ・ 新聞等報道機関2社以上+12時間ルール
- ・ 法定開示書類の公衆縦覧

##### ④何を: 株式等を売買してはならない

- ・ 利得の有無は関係なし

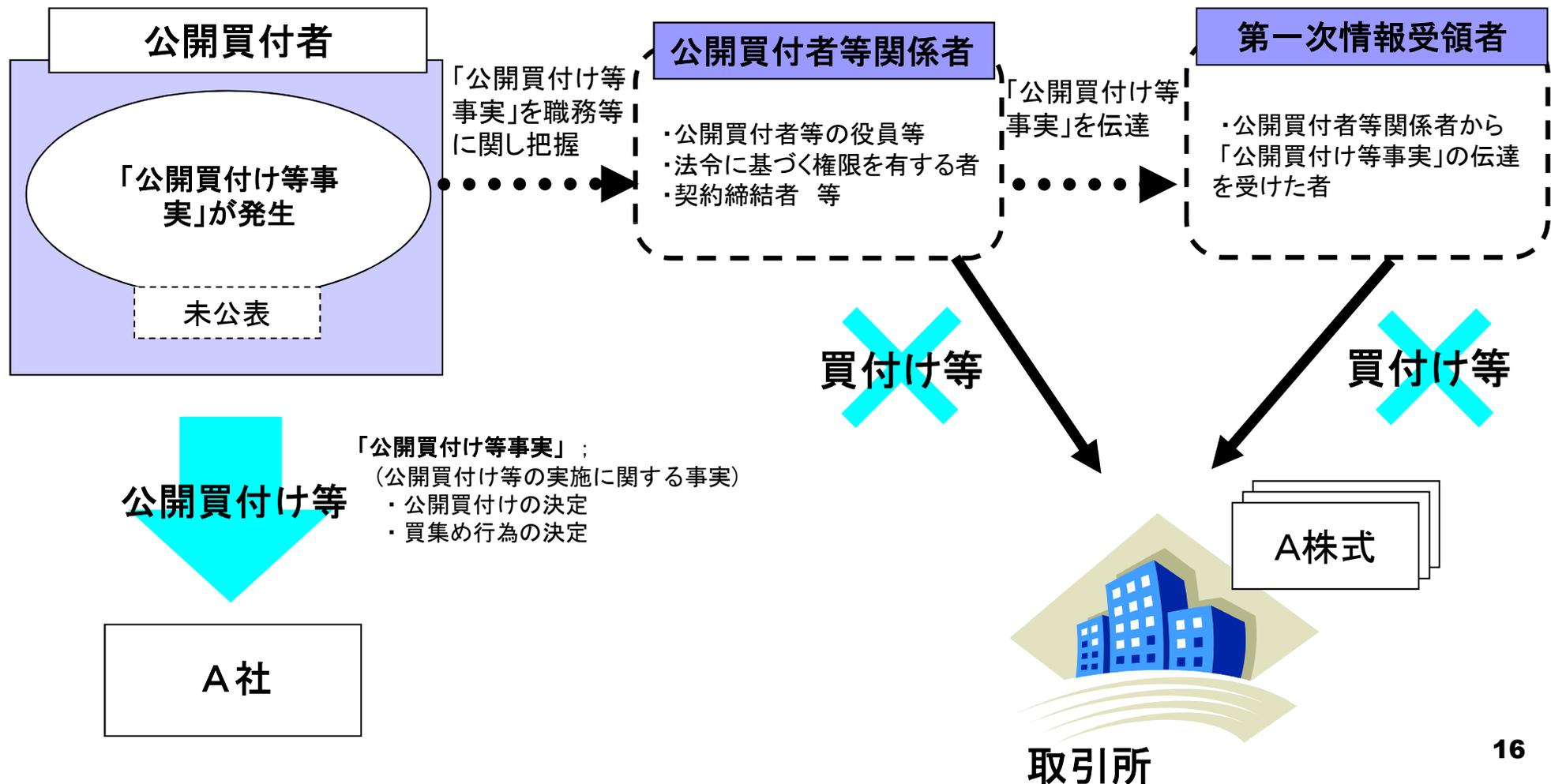
## 会社関係者のインサイダー取引規制(金商法166条)

「会社関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「重要事実」を知りながら（伝達を受けながら）、その公表前に、当該会社の株式の売買等を行ってはならない。



## 公開買付者等関係者のインサイダー取引規制(金商法167条)

「公開買付者等関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「公開買付け等事実」を知りながら（伝達を受けながら）、その公表前に、当該会社の株式の買付け等を行ってはならない。



## ②エンフォースメント(法執行)の手法

### イ. 刑事罰(金商法197条の2、207条、198条の2)

- ・ 証券取引等監視委員会の告発 → 捜査 → 刑事裁判
- ・ 行為者である個人 → 5年以下の懲役・500万円以下の罰金
- ・ 上記個人が代表者、従業者等である法人 → 5億円以下の罰金
- ・ 違反行為により得た財産について、没収・追徴
- ・ (裁判例) イー・アクセス株に係るイー・アクセス社員による内部者取引事件  
東京地裁平成25年11月22日判決は、被告人に対し、  
懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金300万円、  
追徴金4473万2956円を命ず。

ロ. 課徴金 : 行政上の措置(同法175条)

- ・ 証券取引等監視委員会の勧告 → 審判 → 金融庁による課徴金納付命令(行政処分)。
- ・ 平成16年の改正で導入後、主要な法執行の手段となる。
- ・ 委員会は、毎年度、課徴金事例集を公表。

(課徴金の計算方法)

①インサイダー取引規制に違反する売買等が「自己の計算」で行われた場合

買付けの場合:(重要事実・公開買付け等の実施に関する事実の公表後2週間以内の最高値－買付価格)×買付株数

売付けの場合:(売付価格－重要事実・公開買付け等の中止に関する事実の公表後2週間以内の最安値)×売付株数

②インサイダー取引規制に違反する売買等が金融商品取引業者等により「他人の計算」で行われた場合

売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

※他人の財産を運用する場合における「内閣府令で定める額」

⇒違反行為が行われた月の報酬額×運用財産の総額に対する対象銘柄の割合

### ③インサイダー取引規制違反の状況

- 内部者取引行為に対する課徴金勧告の件数は、平成17年4月の制度導入以降、平成25年12月末までに、159件(納付命令対象者ベース)となった。
- 平成21年度以降、勧告事案にかかる重要事実が多様化。平成24年度においては、「新株等発行」「公開買付け」「業務提携・解消」及び「業績予想等の修正」等のほか、制度導入以降初めて「新たな事業の開始」を重要事実とする事案を勧告した。
- 違反行為者でみると、平成21年度以降、会社関係者及び公開買付者等関係者(以下「関係者」という。)から重要事実の伝達を受けた者(第一次情報受領者)が行った事案の件数が、関係者が行った事案の件数を上回る状況が続いている。
- 情報伝達者の属性でみると、平成25年度においては、情報伝達者11件のうち、契約締結者が8件となっている。

## ④平成25年金商法改正

### ○情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入

- 改正の経緯
- 要件
  - ・ 主体 会社関係者、公開買付者等関係者
  - ・ 禁止行為 未発表の重要事実の伝達(情報伝達)  
公表前に取引を勧めること(取引推奨)
    - \* 黙示の推奨行為もあり得る(意思表示の一般原則)。  
しかし、推奨と認めることのできる客観的状況が前提
  - ・ 目的 他人に利益を得させる目的  
他人の損失を回避する目的
  - ・ 情報受領者が違反行為に及んだこと(勧告等の要件)

### ○ 上場投資法人の投資口のインサイダー取引規制の対象化

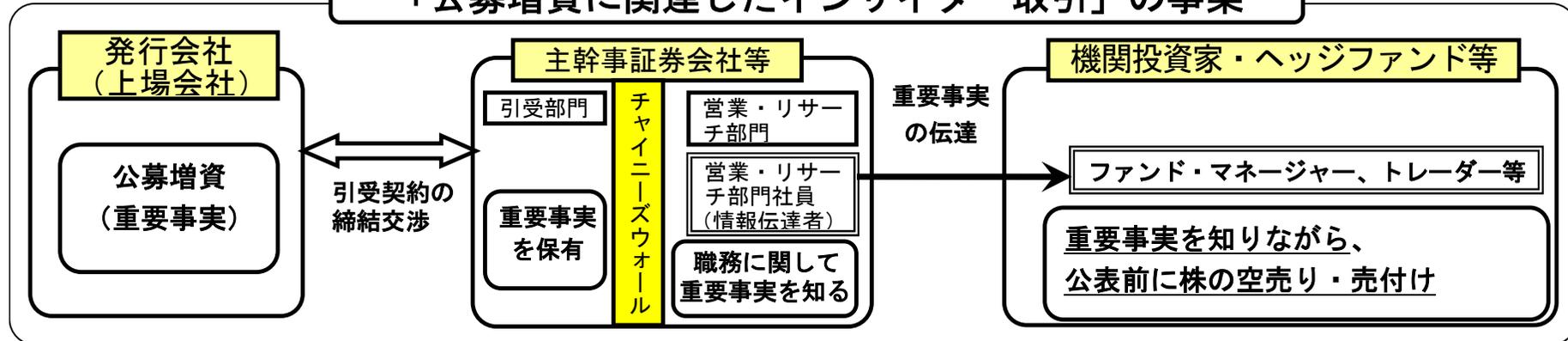
### ○ 公開買付者等関係者の範囲の拡大

- ・ 被買付企業の役職員やその情報受領者によるインサイダー取引に対応するもの。

### ○ 氏名等の公表措置

- ・ 現在の運用では、課徴金事案では個人の氏名は勧告に際し原則非公表(ただし、争いのある審判事件の期日は公開)。
- ・ 公益又は投資者保護のために必要かつ適当であるときという要件。
  - … 投資家への注意喚起・違反行為の抑止という視点
- ・ 公表の性質は、権利を制限し、義務を課すものではないから、不利益処分ではないという理解。

## 「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案



発行会社	公募増資公表日	主幹事証券会社等	インサイダー取引行為者	課徴金勧告日	課徴金額	ファンドの得た利得額	違反行為の取引金額
国際石油開発帝石	平成 22 年 7 月 8 日	野村證券	(旧) 中央三井アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	平成 24 年 3 月 21 日	5 万円	1,455 万円	1 億 124 万円
日本板硝子	平成 22 年 8 月 24 日	J P モルガン	あすかアセットマネジメント	平成 24 年 5 月 29 日	13 万円	6,051 万円	4 億 6,537 万円
みずほフィナンシャルグループ	平成 22 年 6 月 25 日	野村證券	(旧) 中央三井アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	平成 24 年 5 月 29 日	8 万円	2,023 万円	1 億 8,418 万円
東京電力	平成 22 年 9 月 29 日	野村證券	ファースト・ニューヨーク証券 個人	平成 24 年 6 月 8 日	1,468 万円 6 万円	— —	8,051 万円 44 万円
日本板硝子	平成 22 年 8 月 24 日	大和証券	ジャパン・アット・バザリ合同会社	平成 24 年 6 月 29 日	37 万円	1,624 万円	5 億 4,178 万円
エルピーダメモリ	平成 23 年 7 月 11 日	野村證券	ジャパン・アット・バザリ合同会社	平成 24 年 11 月 2 日	12 万円	564 万円	3,041 万円
国際石油開発帝石	平成 22 年 7 月 8 日	野村證券	ニッセイアセットマネジメント スタツインベストメントマネジメント フィノウェブインベストメンツ	平成 25 年 12 月 2 日	41 万円 54 万円 17 万円	1 億 4,254 万円 3,600 万円 3,200 万円	7 億 8,158 万円 2 億 1,847 万円 2 億 3,949 万円
日本板硝子	平成 22 年 8 月 24 日	J P モルガン	MAM P T E . L T D .	平成 25 年 12 月 2 日	804 万円	6,538 万円	7 億 5,156 万円

## (2) 不公正ファイナンス

- ① 不公正ファイナンスとは何なのか
- ② 不公正ファイナンス事案の実際
- ③ 不公正ファイナンスに利用されやすい「箱企業」
- ④ 不公正ファイナンス事案の告発

## ① 不公正ファイナンスとは何なのか

- 従来型の金融商品取引法上の不公正取引
  - インサイダー、株価操縦、風説の流布等、いずれも上場株式の“流通市場”での不適切な行為
- しかし、“流通市場”での問題に留まらない不公正な取引の増大
  - 上場株式の発行過程における不適切な行為
    - 架空増資(見せ金増資)
    - 不動産を過大評価した現物出資
    - 資金流出(開示目的外の使用)
    - 既存株主の権利侵害(株式価値の希薄化)
    - 特定者の利益確保(特定者への利益供与)等
- “不公正ファイナンス”概念の採用

- ・上場株式の発行過程及び流通市場における複数の不適切な行為を要素として構成される不公正取引
- ・不特定多数の者の権利・財産を毀損させる行為
- ・市場や株主・投資者を騙す(欺く)行為

## ② 不公正ファイナンス事案の実際

### イ. 用いられるファイナンス手法

- 第三者割当増資(金銭債権、現物出資)...原株、新株引受権
- MSCB等
- その他
  - (実質的な第三者割当となる)株主割当増資
  - (ファイナンスの範疇ではないが実質的に同じ効果を持つ)株式交換

※ なぜ第三者割当増資等が選ばれるのか？

⇒ 株式を安価で、しかも大量に仕入れられるから

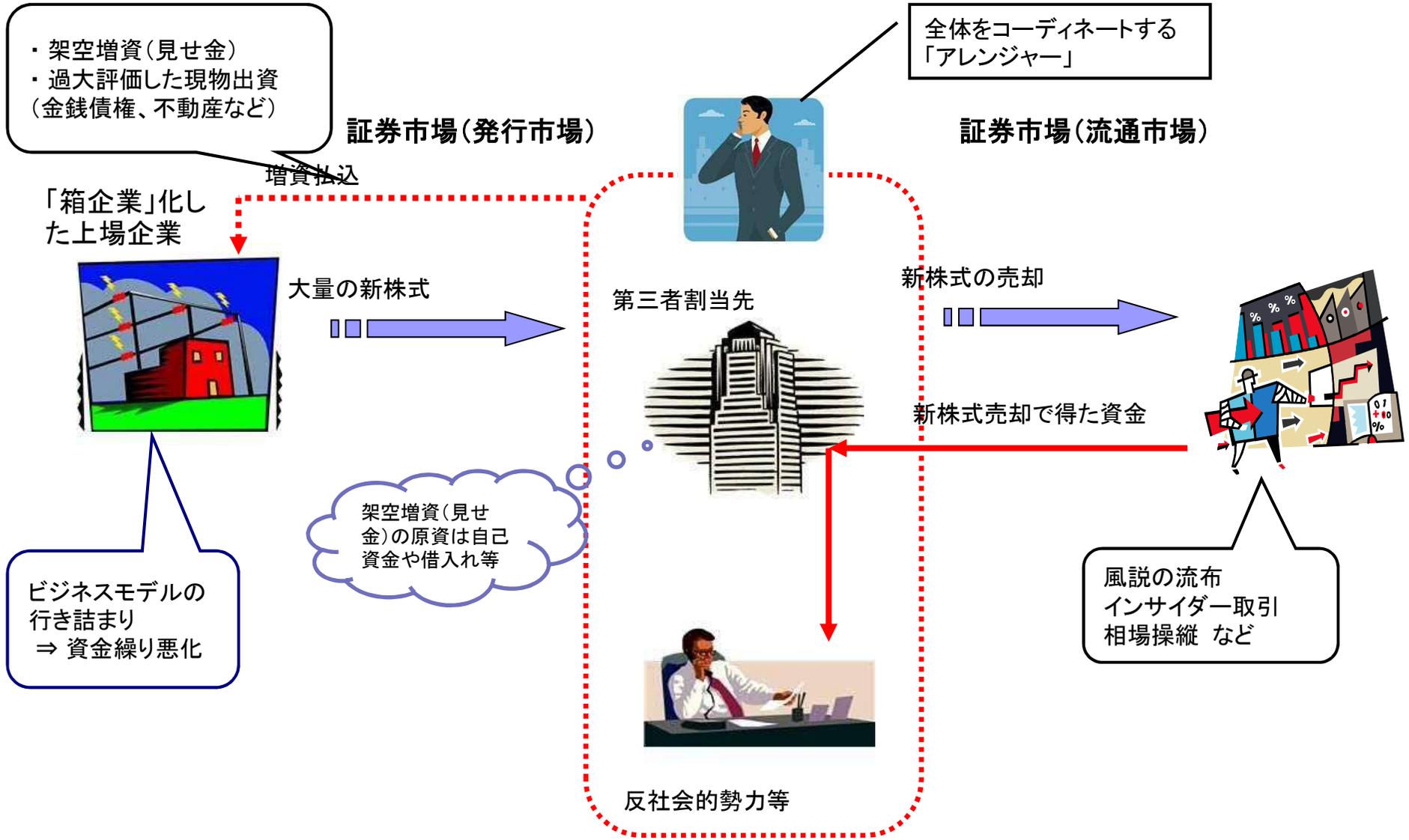
### ロ. 舞台設定、登場人物

- 舞台は事業実態が怪しくなった「箱企業」
- 主な登場人物
  - “アレンジャー”、“コンサルタント”、“指南役”...と呼ばれる者達
  - 金主(きんしゅ)
  - ファンド

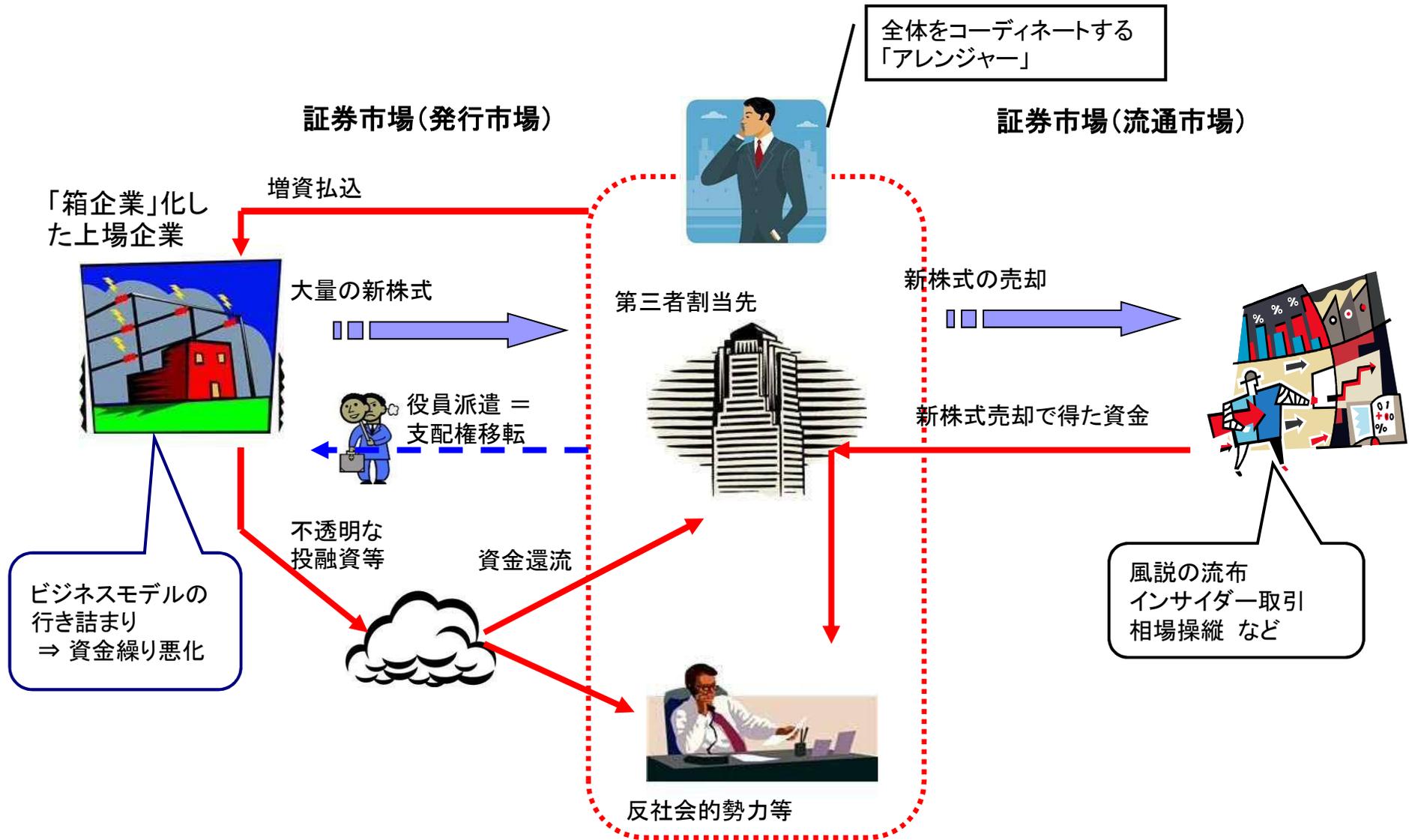


反社会的勢力  
等の可能性

# ☆ 不公正ファイナンスのイメージ① (架空増資)



# ☆ 不公正ファイナンスのイメージ② (資金還流)

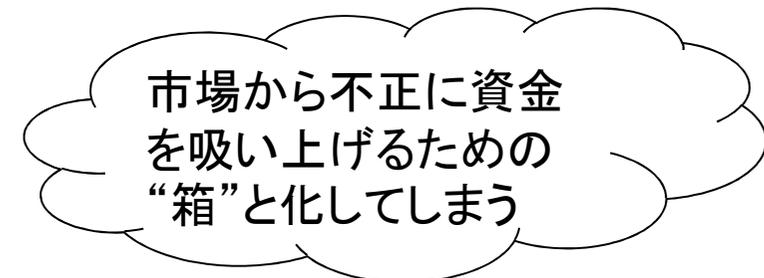


### ③. 不公正ファイナンスに利用されやすい「箱企業」

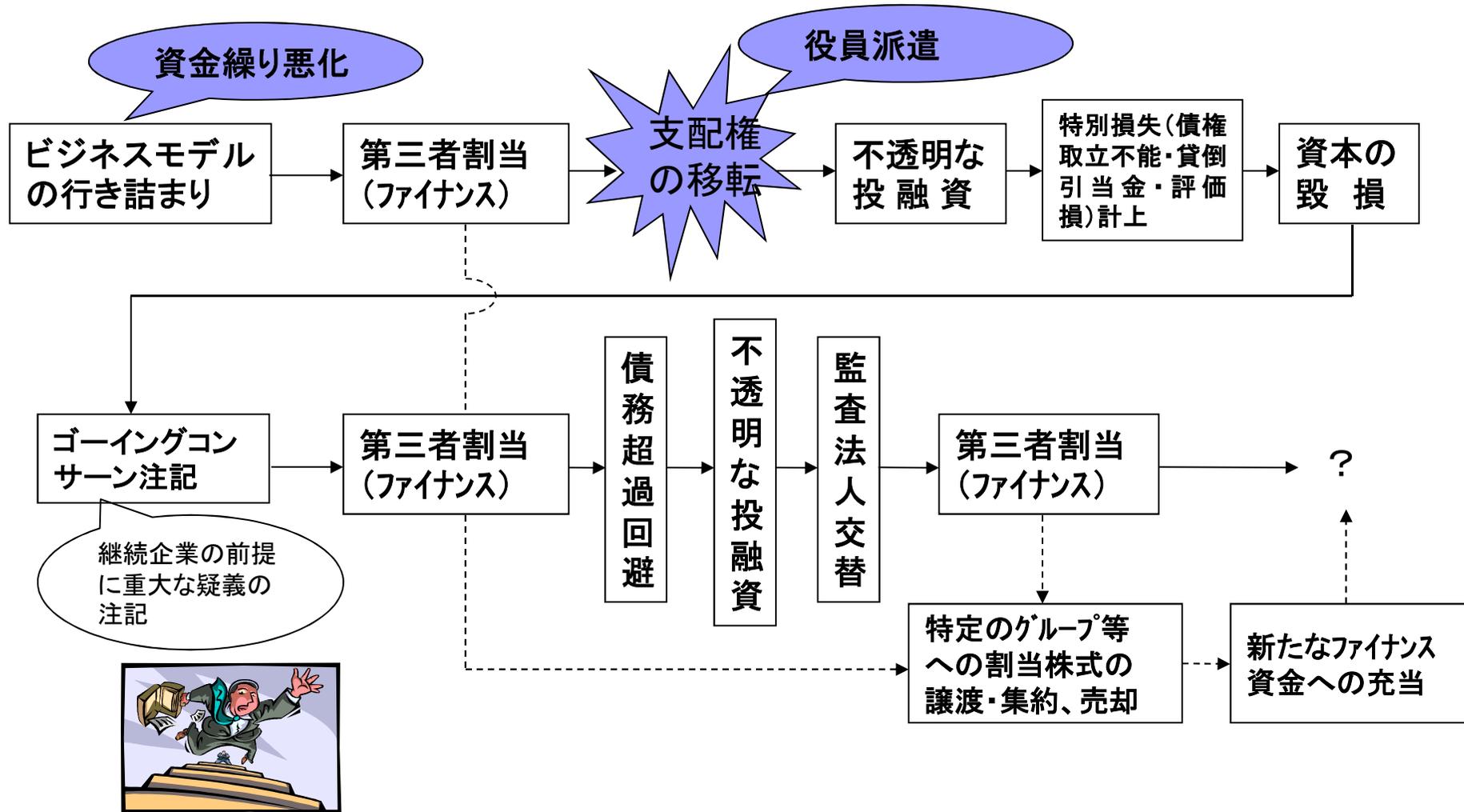
- 経営不振、資金繰り困難(銀行の融資が受けられない)
- 上場廃止基準(債務超過、時価総額基準等)への抵触



- 第三者割当増資等のファイナンスの繰返し
- 正体不明の者への割当て
- 支配権の移転
- 不透明な投融資
  - 調達した資金は社外へ流出(投融資実施後焦げ付き、特別損失計上)



# ☆上場企業から見た「箱企業」化への道(イメージ)



#### ④ 不公正ファイナンス事案の告発

##### “偽計罪”の適用

- 上場株式の発行過程(発行市場)における不適切な行為だけでは、(不当な)利益を実現できない
- 株式の流通市場において、手に入れた株式を売却するなり、その株式の価値を高めるなりして、初めて、(不当な)利益を実現できる
- このような仕掛けは、発行市場と流通市場を跨いだ舞台設定をし、この一連の仕掛け全体のシナリオを描く者(“アレンジャー”)が存在してこそ成り立つ



- 一連の仕掛け全体に関与する者や企業を逃すことなく摘発するには、個々の法令違反(公正証書原本不実記載や有価証券報告書虚偽記載等)で捉えるのではなく、この一連の仕掛け全体の中で「偽計」となる行為について「有価証券の売買等のため」又は「有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて」と捉え、その適法性／違法性を問うことが、問題の本質に沿ったものとなる。



“偽計罪”(金融商品取引法第158条)を適用

※金融商品取引法158条(風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止)「何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。」

## ⑤ これまでの告発事例

- ペイントハウス(平成21年7月)
- ユニオンホールディングス(平成21年12月)
- トランスデジタル(平成22年3月)
- NESTAGE(平成23年8月)
- 井上工業(平成23年12月)
- セラーテムテクノロジー(平成24年3月)
- セイクレスト(平成24年12月)

- ✓ アレンジャーの行為も対象として、金融商品取引法158条(偽計罪)違反などを問うて告発。
- ✓ 平成25年11月には、初の課徴金勧告事案。海外当局との連携も強化。
- ✓ 更に、“未然防止”のための広報活動も強化。

## 2. 開示規制と開示検査

### (1) 開示規制

#### ① 規制の趣旨・概要

イ 投資家は、株式の価値(＝企業価値を知るためには、)法定開示書類(※)や取引所の規則に基づく適時開示情報などに基づき企業の内容を把握。

(※)有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書等の企業内容等に係る開示書類

ロ 会社のIR情報、会社四季報、アナリスト・レポート等も、ベースは法定開示書類の開示情報。

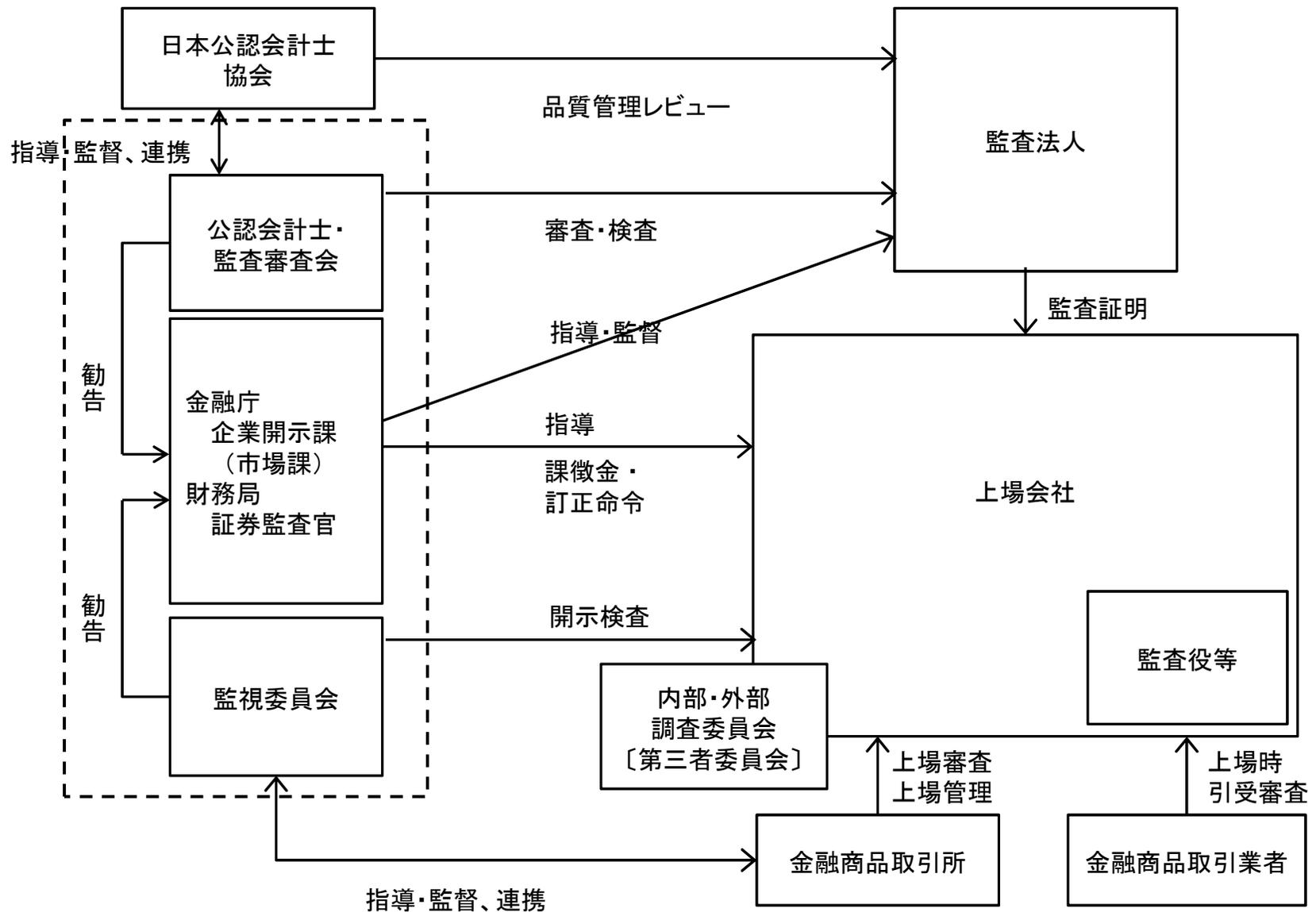


法定開示書類の記載内容が虚偽であれば、投資者が誤った情報に基づき投資判断を行う結果、自己責任に基づかない不測の損害を生じかねない。

#### 【開示に係る法規制の概要】

書類※	概要	提出期限	提出先
有価証券届出書【第5条】	有価証券の募集又は売出しを行おうとする者が提出(発行開示書類)	なし(届出は受理日から15日経過日に発効)	○資本金50億円以上の上場会社等→ 関東財務局長 その他→所轄に提出→ 公衆縦覧、等 ○上場有価証券に係る届出書・報告書は、併せて上場先の取引所に遅滞なく提出
有価証券報告書【第24条第1項】	上場会社等が、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業内容に関する重要な事項等を記載・提出(継続開示書類)	毎事業年度経過後3ヶ月以内	
四半期報告書【第24条の4の7第1項】	上場会社等が、その事業年度の期間の3ヶ月ごとに区分した各期間ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況等を記載・提出	事業年度の期間を3ヶ月ごとに区分した期間の経過後45日以内	
臨時報告書【第24条の5第4項】	有報提出会社において投資者の投資判断に資する重要な事実が生じた場合に提出	遅滞なく	

## (参考)適正な開示を確保するための枠組み



## (参考)財務諸表(貸借対照表B/S・損益計算書P/L)

### 損益計算書(P/L)

「どう利益を上げたか」

売上高
売上原価
<b>売上総利益</b>
販売費及び一般管理費
<b>営業利益</b>
営業外収益
営業外費用
<b>経常利益</b>
特別利益
特別損失
<b>税引前当期純利益</b>
法人税等
法人税等調整額
<b>当期純利益</b>

### 貸借対照表(B/S)

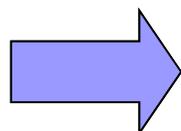
「どう資金を投下したか」

「どう資金を集めたか」

資産の部	負債の部
<b>流動資産</b>	<b>流動負債</b>
現金及び預金	買掛金
売掛金	短期借入金
商品	未払法人税等
短期貸付金	預り金
貸倒引当金	
繰延税金資産	<b>固定負債</b>
	長期借入金
	退職給付引当金
<b>固定資産</b>	<b>純資産の部</b>
有形固定資産	<b>株主資本</b>
無形固定資産	資本金
投資その他の資産	資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	任意積立金
<b>繰延資産</b>	<b>繰越利益剰余金</b>
開発費	評価・換算差額等
	新株予約権
<b>資産合計</b>	<b>負債・純資産合計</b>

# 粉飾の動機(上場企業のプレッシャー)

動機		粉飾の方法	粉飾しやすい会社
会社存続 (株価の維持も含まれる)	金融機関からの融資を取り付けたい	銀行に提出した経営計画に沿うように売上や利益を過大計上	業績不振が続いている会社
	社債発行のための格付けを維持したい	前年並みの業績になるように売上や利益を過大計上	業績不振が続いている会社
	公共工事受注のためにランク付けを維持したい	前年並みの業績になるように売上や利益を過大計上	建設関連会社
	GC注記をはずしたい	利益の過大計上, キャッシュ・フローの過大計上	不公正ファイナンスを実施したような会社
	上場廃止基準に抵触しそう	上場廃止基準をクリアすべく, 純資産を過大計上	債務超過目前の会社
信用を維持したい	配当を維持したい	配当可能利益捻出の為, 利益を過大計上	長い間安定した業績を保ってきた会社
	業績が下降していることを隠したい	前年並みの業績になるように売上や利益を過大計上	長い間安定した業績を保ってきた会社
株価を上げなければ	会社が成長しているように見せかけたい	右肩上がりの売上になるように売上を過大計上	ベンチャー企業
	新規事業が成功しているようにみせかけたい	新規事業に関する業績が順調に推移しているように見せるべく, 新規事業売上を架空売上	本業が衰退傾向にある会社, 仕手筋が介入している会社
なんとしても株式公開したい	上場基準をクリアしたい	上場基準をクリアすべく, 売上, 利益, 純資産を過大計上	ベンチャー企業, 公開準備会社



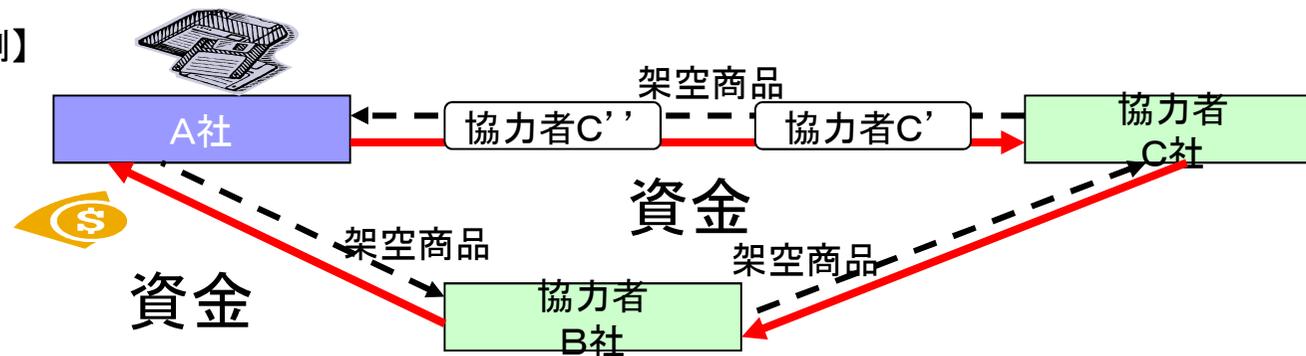
何のために粉飾をしたのか??

## 売上高の虚偽記載

- 売上高の前倒し計上
- 売上高の過大・水増し計上
- 架空売上
- 架空循環取引

- ー 契約書・証憑類の改竄・偽造のほか、覚書が隠蔽される場合もある。
- ー 単純に売上高と売掛金を水増しする粉飾では、架空売掛金は損失処理するか、回収偽装するか、といった処理をしなければ、いつまでも残留し、粉飾を繰り返すごとに累積する。

### 【架空循環取引の例】



## 売上原価・販売費及び一般管理費の虚偽記載

### 売上原価

- 売上原価の過小計上
- 売上原価の繰延
- (棚卸資産の過大計上)

### 販売費及び一般管理費

- 販売費及び一般管理費 の過小計上
- 貸倒引当金(繰入額) の過小計上

## 営業外利益・特別利益の虚偽記載

- 例えば、有価証券売却益の過大計上
  - － 時価のある有価証券の過大計上として、議事録や契約書の日付を改竄したケース
  - － 売却先が連結対象から除外された実質子会社であるなど連結範囲の検証が必要なケース

## 特別損失・税効果の虚偽記載

### 特別損失

- ・ 減損損失の過小計上
- ・ 貸倒損失の過少計上
- ・ 不適正会計処理損失

### 法人税等調整額

- ・ 繰延税金資産の過大計上

## 資産の不正計上による虚偽記載

- 例えば、ソフトウェア・のれんの過大計上
  - － 無形資産であるため外部からはその実態が判断しにくく、その価値を測定評価することが困難であることもあり、不正な会計処理に利用されやすい
  - － 売上債権の回収偽装を行なう資金として循環させる目的で資金支出したものを、ソフトウェアなどの名目として架空に資産計上する事例が見られる

## 負債の過小計上による虚偽記載

- 伝統的には、損失とばし及び簿外負債による粉飾
  - － 近年では、本来、資金調達であるもの（金融取引）を不正に収益計上（売却取引）する事例も見られる。

## 連結はずしによる虚偽記載

- 不正な利益計上、不正な資金流出先
- 子会社（株式）の売却
- 損失飛ばし

## ②エンフォースメント(法執行)の手法

### イ. 刑事罰(金商法197条第1項、207条、198条の2)

- ・ 証券取引等監視委員会の告発 → 捜査 → 刑事裁判
- ・ 行為者である個人 → 10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金
- ・ 上記個人が代表者、従業者等である法人 → 7億円以下の罰金
- ・ 違反行為により得た財産について、没収・追徴
- ・ (裁判例) オリンパス(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件  
東京地裁平成25年7月3日判決は、被告人に対し、  
オリンパス(株): 罰金7億円  
菊川 剛: 懲役3年(執行猶予5年)  
山田秀男: 懲役3年(執行猶予5年)  
森 久志: 懲役2年6月(執行猶予4年)を命ず。

ロ. 課徴金の計算方法

- ・ 有価証券届出書を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為

株券等総額の100分の4.5(募集・売出し等は2.25)

- ・ 虚偽記載のある有価証券届出書等(募集・売出し等の発行開示)により募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為

株券等総額の100分の4.5(募集・売出し等は2.25)

- ・ 有価証券報告書等(事業年度ごとの継続開示等)を提出しない行為  
前事業年度の監査報酬額(前事業年度の監査がない場合等は400万円)

※四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1

- ・ 虚偽記載のある有価証券報告書等(事業年度ごとの継続開示等)を提出する行為

600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額

※四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1

## ハ. 開示規制違反の状況

- ・ 開示規制違反等に対する課徴金勧告の件数は、平成17年4月の制度導入以降、平成25年6月末までに、計76件となった。勧告の内訳は、「開示書類の虚偽記載等」に対するものが計72件、「開示書類の不提出」に対するものが計3件、「公開買付開始公告の不実施」に対するものが計1件である。

- ・ 開示書類の虚偽記載等について、

- 違反行為者を市場別に分類すると、本則市場39社、新興市場40社となっている。

※個人による虚偽記載は含まない。また、複数の市場に上場している違反行為者がある。

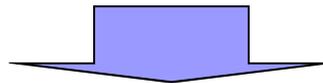
- 違反行為者を業種別にみると、情報・通信業(16件)、卸売業(10件)、サービス業(10件)、建設業(7件)といった業種で勧告が多くなっている。

- 違反行為の科目別の内訳では、特別損失又は特別利益(22件)、資産(17件)、売上高(16件)において、勧告件数が多くなっている。

### 3. 金融商品取引業規制と証券検査

#### (1) 金融商品取引業規制

- イ 投資者は、市場において、金融商品取引業者などの仲介者を通じて投資。
- ロ 金融商品業者などは、金融商品市場の公正性・透明性を確保するためのゲートキーパーとしても重要な役割。



金融商品取引業者などが、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともにゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たさなければ、投資者は市場で安心して投資を行えない。

#### 【主な金融商品取引業規制】

##### イ. 販売勧誘ルール[主なもの]

- 誠実・公正義務
- 広告等の規制
- 契約締結前・契約締結時の書面交付義務
- 損失補てんの禁止
- 適合性原則
- 禁止行為
  - ・ 虚偽告知
  - ・ 断定的判断の提供
  - ・ 不招請勧誘、再勧誘、迷惑時間帯勧誘
  - ・ 顧客受託意思確認義務
  - ・ 事前説明義務

##### ロ. 投資助言業・投資運用業等業務関係の特則[主なもの]

- 忠実義務
- 善管注意義務
- 分別管理義務(助言業を除く)
- 禁止行為
  - ・ 利益相反行為

等

## (参考) 主な金融商品取引業者の類型

### 有価証券を販売する業者

- 第一種金融商品取引業者 ... いわゆる証券会社
  - ・流動性の高い有価証券(例 株券)を販売する業者
    - ⇒ 厳しい算入要件(財産要件、国内拠点設置が必要等)
  - ・流動性の高い有価証券については情報を広く開示する必要
    - ⇒ 公衆縦覧型の開示規制あり
  
- 第二種金融商品取引業者 ... 例：MRI社
  - ・流動性の低い有価証券(例 ファンドの持分)を販売する業者
    - ⇒ やや軽い参入要件(財産要件は緩く、国内拠点設置は不要等)
  - ・流動性の低い有価証券については情報を広く開示する必要が低い
    - ⇒ 公衆縦覧型の開示規制は原則なし  
(事業型ファンドについても開示規制の対象外)
  - ・公衆縦覧型の開示に代わり、販売業者の相対の説明責任が、投資者保護のために重要な役割

## 顧客財産を有価証券で運用する業者

- 投資運用業者 … 例：AIJ投資顧問
  - ・有価証券等に対する投資により、顧客財産の運用を行う業者  
⇒ やや厳しい参入要件(財産要件はやや厳しめ)
  - ・顧客との関係で受託者責任を負う金商業者として、金商法上の忠実義務や善管注意義務を負う

## 有価証券に投資する顧客に助言する業者

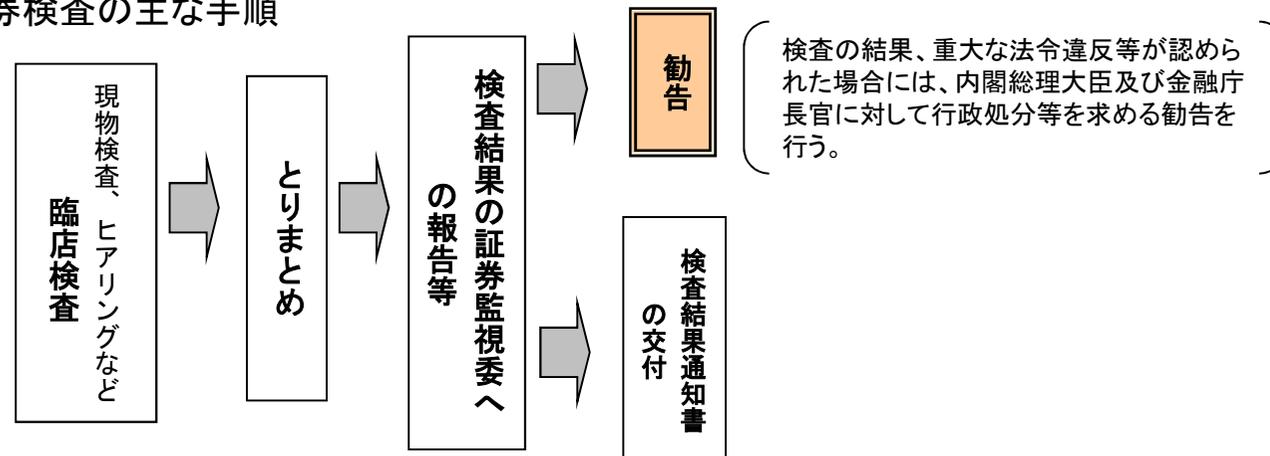
- 助言・代理業者 … 例：アブラハム・プライベートバンク
  - ・顧客による有価証券への投資について、(自ら顧客財産を運用することはせずに、)顧客に助言を行う業者  
⇒ やや軽い参入要件(財産要件はほとんどなし)
  - ・顧客自身の行う投資運用に助言を与える金商業者として、金商法上の忠実義務や善管注意義務を負う

## (2) 証券検査

### ① 概要

- 検査対象先は、金融商品取引法の施行を含む数次にわたる制度改正により多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約8,000社
- 平成24年度は、第一種金商業者(57社)、投資助言・代理業者(41社)、投資運用業者(36社)等、多様な業態をカバーし、全体で214社の登録業者を検査  
検査等の結果、重大な法令違反等が認められた18社について、行政処分等を求める勧告を実施
- 平成25年度は、12月末時点で206社の登録業者を検査  
検査等の結果、これまで重大な法令違反等が認められた14社について、行政処分等を求める勧告を実施

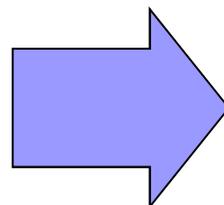
#### (参考)証券検査の主な手順



## ② 証券検査における対象業者数

証券監視委  
発足当時

- 国内証券会社  
216 (4年12月)
- 外国証券会社  
49 (4年6月)
- 金融先物取引業者  
216 (5年5月)
- 証券業務(窓販)の認可を  
受けた金融機関  
619 (5年7月)



平成25年11月

- 第一種金融商品取引業者 284
- 登録金融機関 1,110
- 投資運用業者 311
- 投資法人 58
- 投資助言・代理業者 1,025
- 第二種金融商品取引業者 1,267
- 金融商品仲介業者 767
- 適格機関投資家等  
特例業務届出者 2,937

(無登録業者)

### ③ 証券検査実施状況

業務の種別等	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (12月末)	検査対象先数	
第一種金融商品取引業者	117	(20)	91	91	85	57	47	284
登録金融機関	25	(4)	24	28	32	28	9	1,110
投資運用業者	15	(6)	18	15	9	36	14	311
投資法人	7	(1)	9	6	2	0	3	58
信用格付業者	—	—	—	0	4	3	0	7
第二種金融商品取引業者	1	(1)	22	6	14	20	79	1,267
投資助言・代理業者	58	(35)	45	36	40	40	25	1,025
適格機関投資家等特例業務届出者	0	(0)	1	2	6	21	19	2937
金融商品仲介業者	0	(0)	1	1	9	9	6	764
自主規制機関	5	(2)	5	1	0	0	3	11
その他	0	(0)	0	0	1	0	1	
合計	228	(69)	216	186	202	214	206	



検査対象業者数 延べ約8千社
-------------------

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。

なお、20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数である。

(注2) 検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

(注3) 検査対象先数は、平成25年11月末時点のものである。また、複数の業務の種別の登録を受けている場合は、全ての業務の種別に計上している。

## ④平成25年度証券検査基本方針のポイント 《基本的考え方》

### 証券検査の役割

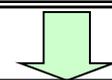
- 金商業者などの法令違反行為に厳正に対処し、市場に警告
- 金商業者などの自己規律を促し、安心して投資できる環境を保つ

### 証券検査を巡る環境

- 検査対象業者の拡大・増加  
(全体で延べ約8,000社規模)
- 金融商品・取引の多様化・複雑化

### 検査を巡る現下の課題

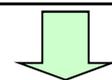
- AIJ問題、増資インサイダー問題などの重大事案の発生
- 個別の法令違反の検証だけでなく法令遵守意識・職業倫理の向上による投資者の信認の回復が必要



### <検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み>

- ・業態、顧客の特性、金融商品・取引に対するリスク感度を高め、情報の収集・分析能力を強化
- ・業態、規模その他の特性、個別業者の問題点等を勘案し、リスク・ベースで検査対象先を選定
- ・中小業者への検査未実施によるリスクを低減するため、検査実施率(カバレッジ)を増加させる取組み

### 《検査実施方針(主な重点検証事項)》



- |  |   |
|--|---|
| ○法人関係情報の管理   | ○大規模な証券会社グループについて<br>常日頃からグループ全体の状況を把握    |
| ○投資一任業者に対する集中的な検査の継続<br>(「年金運用ホットライン」での情報収集・分析<br>の取組みの強化) | ○財務の健全性等に関する検証                            |
| ○悪質なファンド業者・無登録業者への対応                                       | ○第二種金商業者、投資助言・代理業者について<br>登録後早期に業務運営体制を把握 |

# 行政処分勧告実績①～平成25年度～



No	担当	業者名	業種	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等	備考
1	委員会	アール・ビー・エス・セキュリ ティーズ・ジャパン・リミテッド	一種	H25.4.5	○円LIBORに係る不適切な行為 ○親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為	H25.4.12 業務改善命令
2	関東	ライツマネジメント	二種 助言・代理	H25.4.16	○信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○劇場型勧誘に関する報告徴取命令に対する虚偽の報告等 ○無登録の信託受益権を販売している状況 ○信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな 信託受益権の取得勧誘を継続している状況等 ○契約締結前交付書面等の記載の不備	H25.4.24 登録取消し 業務改善命令
3	委員会	MRI INTERNATIONAL,IN C.	二種	H25.4.26	○顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに 流用する行為等 ○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のこ とを告げる行為 ○虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 ○報告徴取命令に対する虚偽の報告	H25.4.26 登録取消し 業務改善命令
4	委員会	プラザアセットマネジメント	運用 二種 助言・代理	H25.6.25	○投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生 ぜしめるべき表示をする行為	H25.7.2 業務改善命令
5	関東	ケートス・キャピタル・パート ナーズ	助言・代理 運用	H25.6.28	○年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況	H25.7.9 業務停止命令 業務改善命令
6	委員会	With Asset Management	二種	H25.8.8	○当社取扱いのファンドの運用が適切でない(無登録貸金業者への資金 供与等)と認識しながら行う勧誘行為等 ○当社営業員により不当な社債の販売勧誘(無登録第一種金融商品取引 業)が行われており従業員管理態勢が不十分な状況 ○ファンドの取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為	H25.8.8 登録取消し 業務改善命令
7	関東	アマデウスアドバイザーズ	運用 二種	H25.8.30	○投資一任報酬を過大に受領している状況等 ○投資決定のための必要な調査等を行っていない状況 ○運用財産の純資産価額について適正な時価評価をせずに報告を行って いる状況	H25.9.6 登録取消し 業務改善命令

# 行政処分勧告実績②～平成25年度～

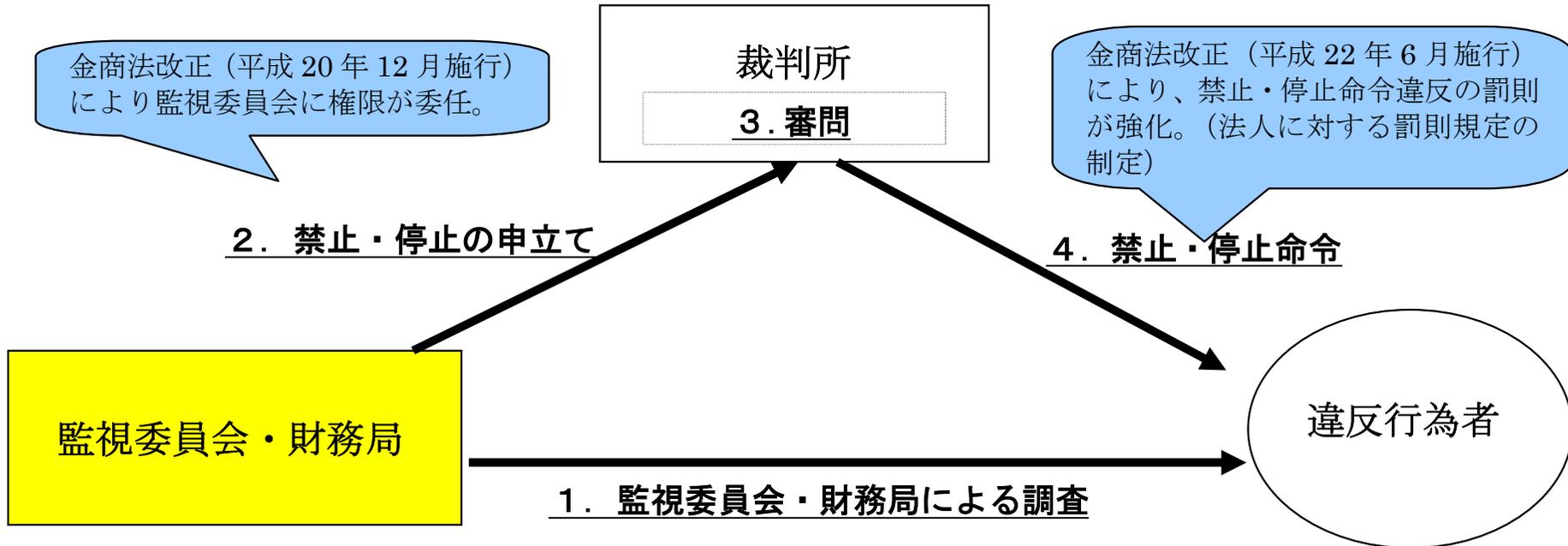
No	担当	業者名	業種	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等	備考
8	関東	ディベックス	二種	H25.8.30	○ファンドの取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為 ○ファンドの出資金について分別管理が確保されていないままファンドの取得勧誘を行う行為 ○ファンドの出資金を自社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながら出資持分の取得勧誘を続けている状況等 ○報告徴取命令に対する虚偽報告	H25.9.6 登録取消し 業務改善命令
9	関東	K2 Investment	助言・代理	H25.9.27	○無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況	H25.10.11 業務停止命令 業務改善命令
10	委員会 関東	アブラハム・プライベートバンク	助言・代理	H25.10.3	○無登録で外国投資証券等の募集又は私募の取扱いを行っている状況 ○著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為 ○顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為	H25.10.11 業務停止命令 業務改善命令
11	関東	IFA JAPAN	助言・代理	H25.10.3	○無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況	H25.10.11 業務停止命令 業務改善命令
12	委員会	ドイツ証券	一種 二種 助言・代理	H25.12.5	○年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況	H25.12.12 業務改善命令
13	関東	ジーク投資顧問	二種 助言・代理 特例	H25.12.9	○集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等 ○検査忌避	※H25.12.13時点において監督部門の対応は未定
14	関東	Global Arena Capital	運用 二種	H25.12.11	○集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○顧客出資金の目的外運用及び流用 ○純財産額が法定の基準を下回っている状況等	※H25.12.13時点において監督部門の対応は未定

# 投資一任業者に対する集中的な検査における勧告



No.	担当	検査対象先	勧告日	勧告の原因となった 法令違反行為等
1	委員会	ビバーチェ・キャピタル・マネジメント	H24.12.7	顧客勧誘資料に虚偽及び重大な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
2	委員会	新生インベストメント・マネジメント	H24.12.7	投資一任業務に係る善管注意義務違反
3	委員会	プラザアセットマネジメント	H25.6.25	投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
4	関東	ケートス・キャピタル・パートナーズ	H25.6.28	年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況
5	関東	アマデウスアドバイザーズ	H25.8.30	投資一任業務に係る忠実義務違反等

## ⑤金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止命令等の申立て



### <金商法第 192 条>

裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

- ・近年、詐欺的な商法等を行う無登録業者及び63条届出業者による未公開株やファンドの販売等の金商法違反行為による被害が拡大し、社会問題化
- ・これらの者による違反行為については、金商法上の登録業者とは異なり、監督・検査やそれに基づく行政処分といった通常の行政対応が困難
- ・このため、金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立てにより、違法な行為に厳正に対応

## 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て(実施状況)①

被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
1. ㈱大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年11月17日 (東京地裁)	<b>無登録金商業(株券等の募集の取扱い等)の禁止</b> > ㈱大経及び他2名は、金融商品取引業の登録を受けずに、㈱生物化学研究所が新規に発行する株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の一般投資家に対し行っていた。このほか、4つの会社に係る株式の取得勧誘を繰り返し行っていた。	平成22年11月26日 (東京地裁)
2. ㈱生物化学研究所 (山梨県中央市)	平成22年11月26日 (甲府地裁)	<b>無届募集(株券等)の禁止</b> > ㈱生物化学研究所は、有価証券届出書を提出せずに、㈱大経と連携して自社の株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の一般投資家に対し行っていた。	平成22年12月15日 (甲府地裁)
3. ジャパンリアライズ㈱ 他2名 (北海道札幌市)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年4月28日 (札幌地裁)	<b>無登録金商業(ファンドの私募等、運用)の禁止</b> > ジャパンリアライズ㈱及び他2名は、金融商品取引業の登録を受けずに、かつ、特例業務の要件を逸脱して、20本のファンドの取得勧誘及び運用を行っていた。	平成23年5月13日 (札幌地裁)
4. ㈱ベネフィットアロー 他3名 (東京都中央区)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年6月24日 (東京地裁)	<b>無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止</b> > ㈱ベネフィットアロー及び他3名は、金融商品取引業の登録を受けずに、他の特例業務届出者から委託を受けて、多数の一般投資家に対し、当該特例業務届出者が運営するファンドの取得勧誘を行っていた。	・平成23年7月5日 (東京地裁) (被申立人1名) ・平成23年7月15日 (東京地裁) (上記1名以外の被申立人ら)
5. ㈱Eファクトリー及び ㈱エクセレント他1名 (東京都新宿区)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年12月22日 (東京地裁)	<b>適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止</b> > Eファクトリー、㈱エクセレント及び他1名は、その運営する複数のファンドに係る契約の締結の勧誘に際し、顧客に交付したパンフレット等における手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示が事実と著しく相違するものであった。	平成24年2月3日 (東京地裁)

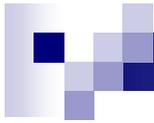
## 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て(実施状況)②

被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
6. F-SEED(株) 他1名 (名古屋市中区)	平成25年3月22日 (名古屋地裁)	<b>適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止</b> > F-SEED(株)が運営するファンドに係る契約の締結の勧誘に際し、顧客に交付したパンフレット等における営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示が事実と著しく相違するものであった。	平成25年4月11日 (名古屋地裁)
7. (株)ライフステージ 他2名 (東京都新宿区)	平成25年11月12日 (東京地裁)	<b>無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止</b> > 多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のLIFESTAGE LIMITEDが出資された資金を外国為替証拠金取引で運用し、それにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。	平成25年11月26日 (東京地裁)
8. アイエムビジョン(株) 他1名 (名古屋市中区)	平成26年1月10日 (名古屋地裁)	<b>無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い等)の禁止</b> > 金融商品取引業の登録を受けずに、かつ、特例業務の要件を逸脱して、12本のファンドの取得勧誘及び運用を行っており、同時に出資金を配当及び経費に用いて流用する行為が認められた。	現在、裁判所にて審理中

※上記は平成26年1月20日時点において公表されている情報に基づき作成

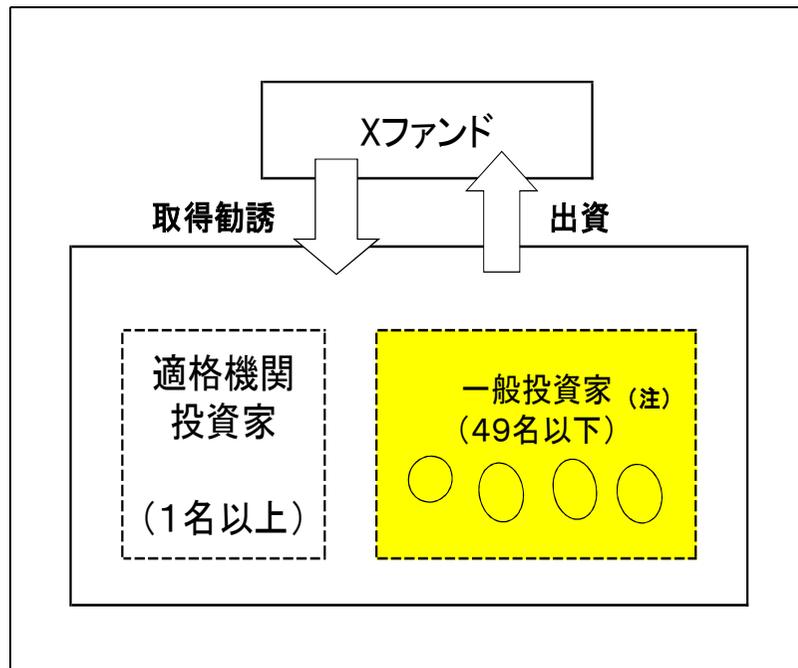
## 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表実績

No	担当	業者名	業種	公表日	判明した問題点	備考
1	東海	F-BRAND	特例	H25.4.4	○金融商品取引契約の締結又は勧誘に関する虚偽の告知 ○出資金の流用	H25.4.4 東海財務局より警告書発出
2	委員会	Limit Investage	特例	H25.6.26	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用 ○無登録業者への取得勧誘の委託	H25.6.26 関東財務局より警告書発出
3	関東	プラスワン・エコノミー	特例	H25.12.11	○無登録業者による金融商品取引業を行う旨の表示及び金融商品取引契約の締結の勧誘行為 ○報告徴取命令に対する虚偽報告	H25.12.11 関東財務局より警告書発出

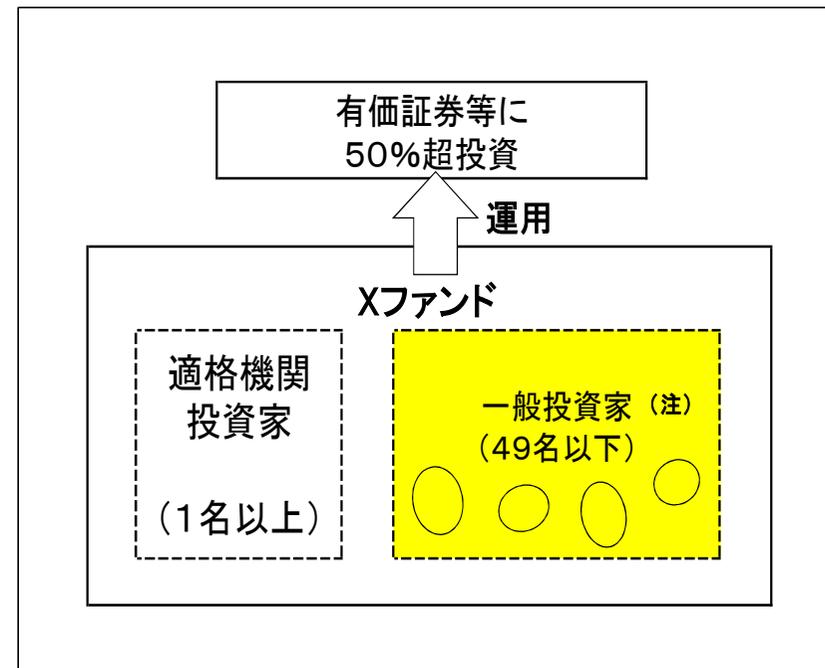


ファンドの販売、運用を業として行うには、金融商品取引法上登録が必要。ただし、以下の要件を満たすものは届出のみで可能  
⇒ この要件を逸脱した場合は、無登録営業に該当

### ○ファンドの販売



### ○ファンドの運用



(注) 同種のファンドを継続的に販売、運用している場合には、通算で49名以下が要件(販売の場合には6ヶ月の通算)

### Ⅲ. 証券取引等監視委員会の課題

1. 機動性・戦略性の高い市場監視
2. 市場のグローバル化への対応
3. 市場規律の強化に向けた取組み

# 歴代委員長・委員

	H4. 7~H7. 7 (第1期)	H7. 7~H10. 7 (第2期)	H10. 7~H13. 7 (第3期)	H13. 7~H16. 7 (第4期)	H16. 7~H19. 7 (第5期)	H19. 7~H22. 12 (第6期)	H22. 12~H25. 12 (第7期)	H25. 12~H28. 12 (第8期)
<b>委員長</b>	<b>水原 敏博</b> (元名古屋高検検事長) (62歳)	<b>水原 敏博</b> 【再任】 (65歳)	<b>佐藤 ギン子</b> 【再任】 (64歳)	<b>高橋 武生</b> 【再任】 (65歳)	<b>高橋 武生</b> 【再任】 (68歳)	<b>佐渡 賢一</b> (元福岡高検検事長) (60歳)	<b>佐渡 賢一</b> 【再任】 (64歳)	<b>佐渡 賢一</b> 【再任】 (67歳)
<b>委員</b>	<b>成田 正路</b> (元NHK解説委員) (59歳)	<b>成田 正路</b> 【再任】 (62歳)	<b>高橋 武生</b> (元福岡高検検事長) (62歳)	<b>川岸 近衛</b> 【再任】 (63歳)	<b>野田 晃子</b> 【再任】 (65歳)	<b>福田 眞也</b> (元監査法人トーマツ 代表社員) (63歳)	<b>福田 眞也</b> 【再任】 (66歳)	<b>園 マリ</b> (元新日本有限責任監査法人 シニアパートナー) (61歳)
<b>委員</b>	<b>三原 英孝</b> (元会計検査院 事務総長) (59歳)	<b>佐藤 ギン子</b> (元労働省総務審議官) (元在ケニア駐節 特命全権大使) (61歳)	<b>川岸 近衛</b> (元読売新聞社 解説副委員長) (60歳)	<b>野田 晃子</b> (元中央青山監査法人 代表社員) (62歳)	<b>水城 武彦</b> (元NHK解説委員) (64歳)	<b>熊野 祥三</b> (元証券取引等監視委員会 委員長補佐官) (元野村ホールディングス 取締役) (59歳)	<b>吉田 正之</b> (元長島・大野・常松 法律事務所顧問) (66歳)	<b>吉田 正之</b> 【再任】 (69歳)

## 証券取引等監視委員会 第8期活動方針

### 公正な市場の確立に向けて

### ～「市場の番人」としての今後の取組み～

#### 1. 証券監視委の使命

- 市場の公正性・適切性の確保
- 投資者の保護

#### 2. 基本的な考え方

監視委では、ITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展や海外とのクロスボーダー取引の拡大等に対応するため、感度を高めた情報収集・分析を行い、これらに迅速に対応する。

- (1)機動性・戦略性の高い市場監視
- (2)市場のグローバル化に対応した監視力の強化
- (3)市場規律の強化に向けた取組み

#### 3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用し、実効性のある効率的な市場監視を実施する。

- (1)情報力に支えられた機動的な市場監視
- (2)重大・悪質な不公正取引や虚偽表示等への厳正な対応
- (3)ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施
- (4)不公正取引等に対する課徴金制度の活用
- (5)検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
- (6)詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応
- (7)情報発信の充実
- (8)自主規制機関との連携

## 1. 機動性・戦略性の高い市場監視

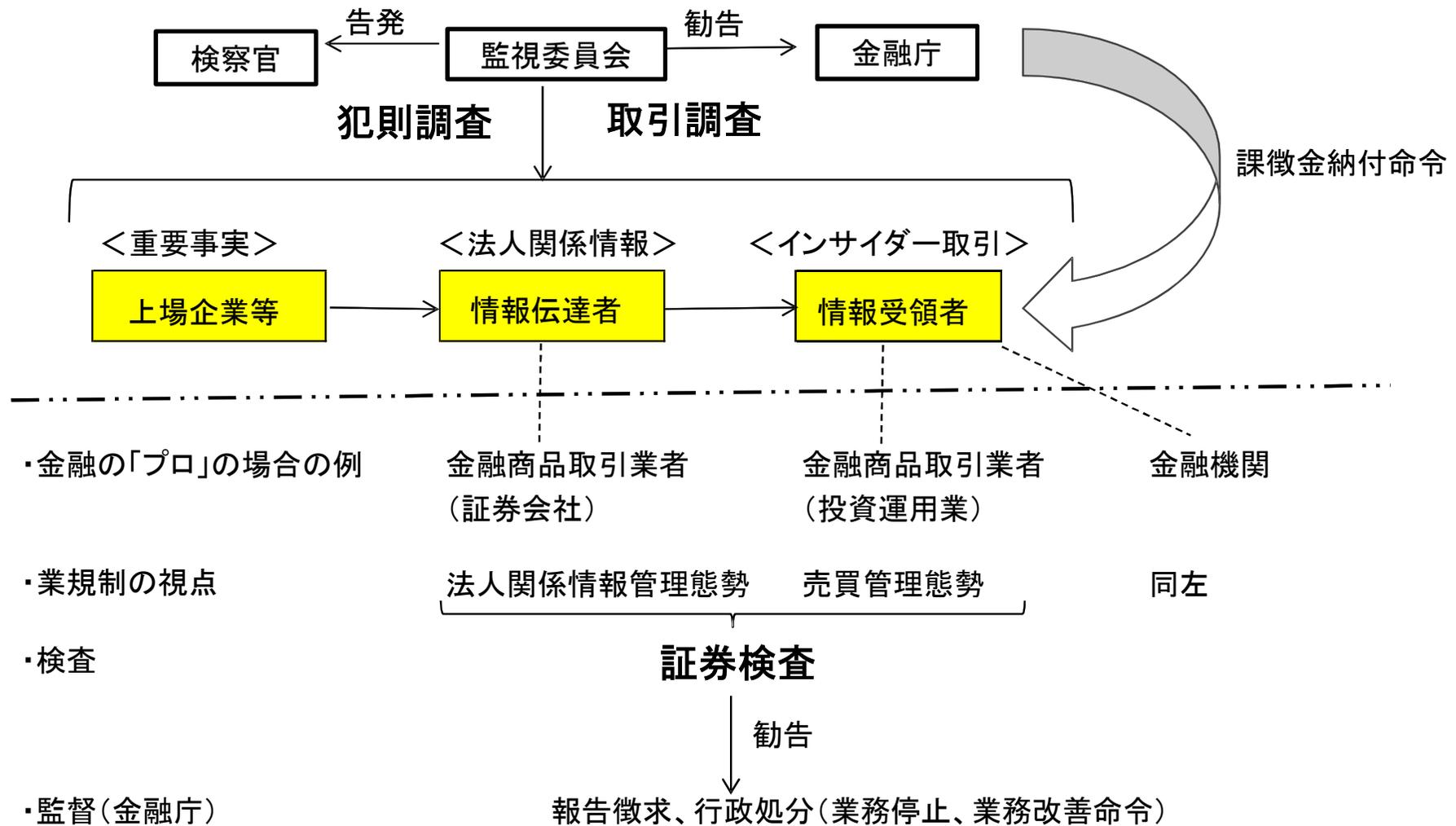
### (1) 情報の収集・分析

平成25年度における情報受付件数								
区分	年/月	25/6	25/7	25/8	25/9	25/10	25/11	25/4 ～ 25/11 計
		1. 受付件数		585	592	525	541	506
	うち年金運用ホットライン	1	2	0	1	0	3	14
	・ 電話	187	145	120	125	101	128	1,107
	・ 来訪	10	8	6	3	1	2	45
	・ 文書	37	34	27	24	36	30	253
	・ インターネット	333	390	359	381	360	489	2,912
	・ 財務局等から回付	18	15	13	8	8	6	99
2. 情報の内訳								
	・ 個別銘柄	322	405	322	317	315	489	2,670
	・ 発行体	41	26	48	64	31	24	312
	・ 金融商品取引業者の営業姿勢等	99	77	65	67	73	62	664
	・ その他(意見・問い合わせ等)	123	84	90	93	87	80	770

[参考：年度ベース]							
区分	年度	20	21	22	23	24	25
		1. 受付件数	6,412 (1,752)	7,118	6,927	6,179	6,362
	うち年金運用ホットライン	-	-	-	-	23	14
	・ 電話	1,253 (406)	1,917	2,219	2,033	1,883	1,107
	・ 来訪	67 (15)	60	45	54	57	45
	・ 文書	384 (93)	380	393	385	346	253
	・ インターネット	3,847 (974)	4,293	4,040	3,543	3,881	2,912
	・ 財務局等から回付	861 (264)	468	230	164	195	99
2. 情報の内訳							
	・ 個別銘柄	4,789 (1,224)	3,889	3,640	3,227	3,751	2,670
	・ 発行体		835	597	440	436	312
	・ 金融商品取引業者の営業姿勢等	1,038 (288)	1,349	1,142	878	790	664
	・ その他(意見・問い合わせ等)	585 (240)	1,045	1,548	1,634	1,385	770
(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月							
(注2) 20年度( )内書は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数							
(注3) 年金運用ホットラインは平成24年4月27日に運用開始している。							
(注4) 25年度は25年11月末現在							

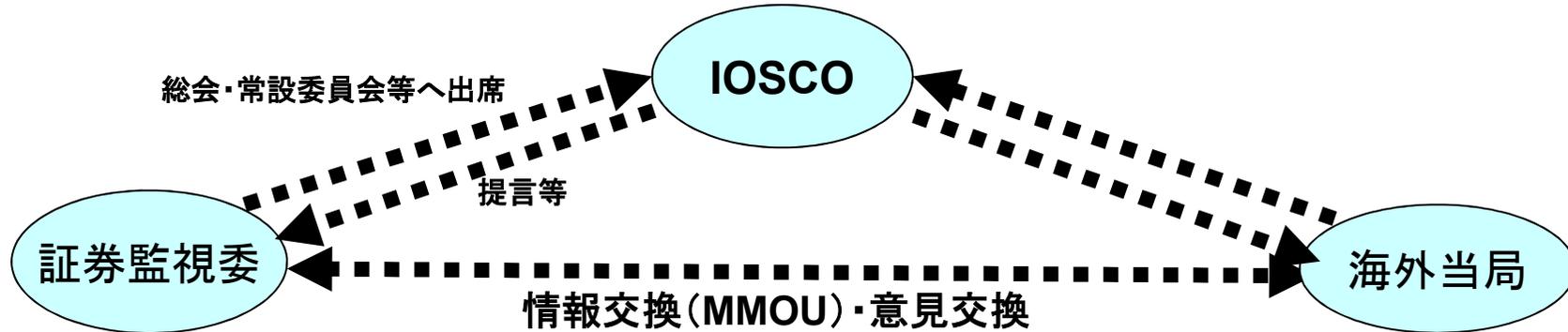
## (2) 機動性・戦略性の高い市場監視

### 【金融の「プロ」によるインサイダー取引に対する対応の場合の例】



## 2. 市場のグローバル化への対応

- ▶クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視

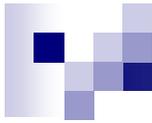


- ▶グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応



- ▶人材育成や体制整備の推進





## IOSCO多国間MOU署名国一覧 (2013年12月現在)

### 署名国・地域(99当局)

※左から右に、署名年月日順に記載

<b>欧州 (43)</b>	ギリシャ	ポルトガル	フランス	ジャージー	英国
	スペイン	ハンガリー	リトアニア	イタリア	ポーランド
	ドイツ	スロバキア	ベルギー	マン島	マルタ
	デンマーク	ノルウェー	チェコ	ルクセンブルグ	フィンランド
	オランダ	ルーマニア	ガーンジー	モンテネグロ	アルバニア
	クロアチア	スロベニア	キプロス	スルブスカ	オーストリア
	ブルガリア	セルビア	スイス	アイスランド	マケドニア
	エストニア	リヒテンシュタイン	スウェーデン	ボスニア・ヘルツェゴビナ	アイルランド
	ラトビア	アンドラ	ジブラルタル		
	<b>北米・中南米 (17)</b>	オンタリオ州 (カナダ)	米国 SEC	ケベック州 (カナダ)	米国 CFTC
アルバータ州 (カナダ)		ブリティッシュ コロンビア州 (カナダ)	英領バージン 諸島	バミューダ	ケイマン諸島
ブラジル		ウルグアイ	コロンビア	ペルー	エルサルバドル
バハマ		トリニダード・ド バゴ			
<b>アジア (17)</b>	香港	インド	スリランカ	シンガポール	マレーシア
	中国	金融庁(日本)	タイ	モルディブ	韓国
	パキスタン	台湾	経産省(日本)	農水省(日本)	ラプアン
	ベトナム	バングラディッシュ			
<b>大洋州(2)</b>	オーストラリア	ニュージーランド			
<b>中東 (10)</b>	トルコ	イスラエル	ドバイ	バーレーン	ヨルダン
	サウジアラビア	シリア	オマーン	アラブ首長国 連邦	カタール
<b>アフリカ (10)</b>	南アフリカ	ナイジェリア	モロッコ	ケニア	西アフリカ 経済通貨連合
	チュニジア	タンザニア	エジプト	モーリシャス	マラウイ

## クロスボーダー取引に係る海外当局との連携事例①

### (1) 海外当局による摘発事例

被処分者（処分）	摘発した海外当局	銘柄名	違反行為	海外当局による 処分発表日
シンガポール政府投資公社 の従業員（制裁金）	シンガポール 通貨監督庁（MAS）	(株)三井住友フィナン シャルグループ	内部者取引	H16.10.21
英国ヘッジファンドのGLG Partners LP及びその元役員 （制裁金）	英国金融サービス機 構（FSA）	(株)三井住友フィナン シャルグループ	内部者取引	H18.8.1
クレディ・スイス（香港） リミテッドのトレーダー （懲戒処分）	香港証券先物委員会 （SFC）	住友軽金属工業(株)	内部者取引	H18.12.13
香港の投資運用会社のオア シスマネジメントLLC及び その最高運用責任者（戒告 処分、制裁金）	香港証券先物委員会 （SFC）	(株)日本航空	相場操縦、不正行為	H23.9.15

※平成25年9月に、当委員会からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てを受け、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にあるMRIインターナショナル本社及びその代表者等に対し資産凍結命令等が出されている。

## クロスボーダー取引に係る海外当局との連携事例②

### (2) 証券監視委による摘発事例

#### <告発>

嫌疑者	連携した海外当局	銘柄名	違反行為	告発日
当該会社取締役会長	シンガポール 通貨監督庁 (MAS)	ジェイ・ブリッジ(株)	内部者取引	H21.4.27 (東京地裁判決はH21.12.10)

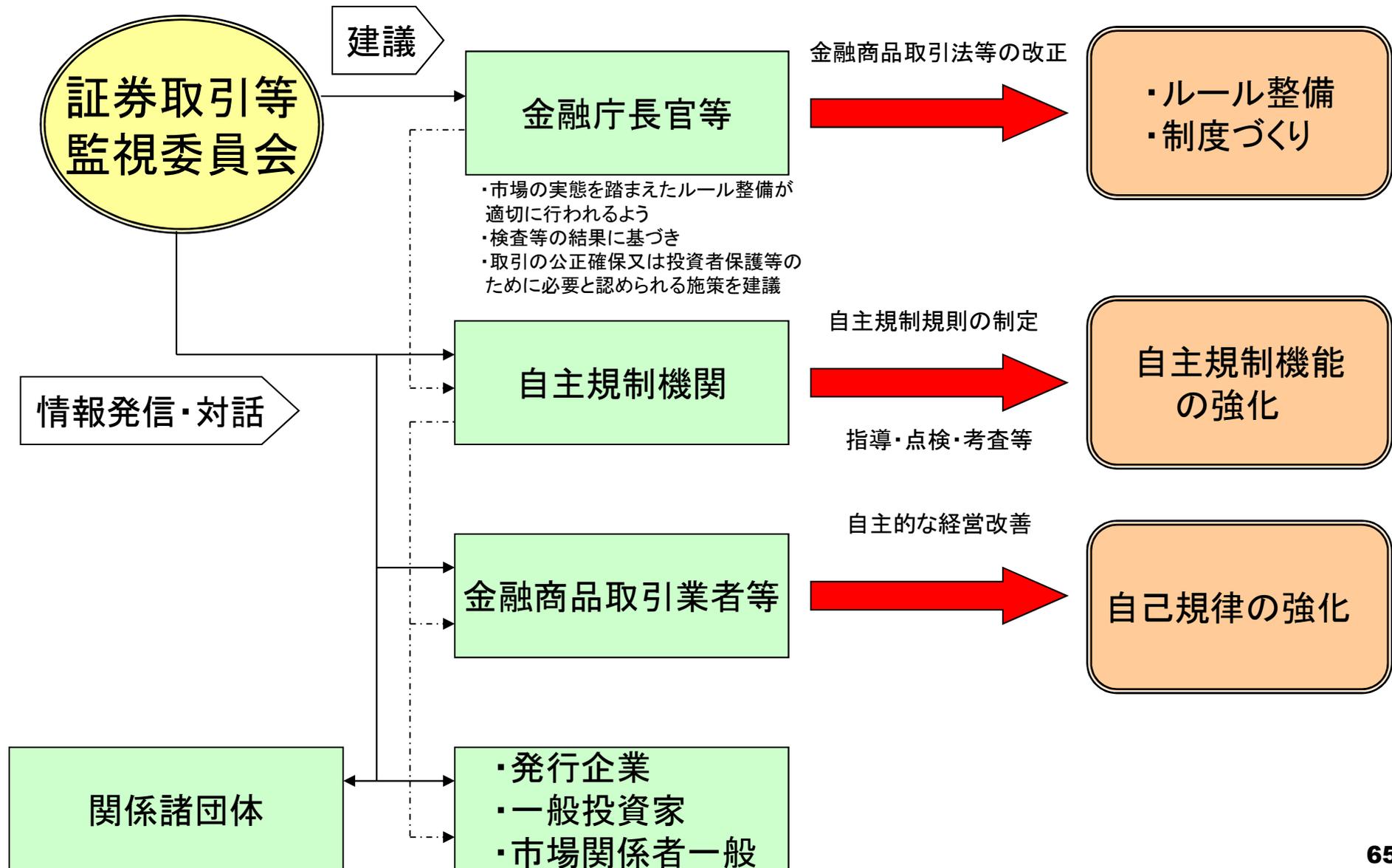
#### <課徴金納付命令勧告>

勧告対象者	連携した海外当局	銘柄名	違反行為	勧告日
・ First New York Securities L. L. C ・ 個人	米国証券取引委員会 (SEC)	東京電力(株)	内部者取引	H24.6.8 (課徴金納付命令はH25.6.27)
タイガー・アジア・パート ナース・エルエルシー	米国証券取引委員会 (SEC)	ヤフー(株)	相場操縦	H24.12.13 (課徴金納付命令はH25.1.18)
ジャガーノート・キャピタル マネジメント・ピーティエー・ リミテッド	シンガポール 通貨監督庁 (MAS)	RISE株	相場操縦	H25.7.31 (課徴金納付命令は未定)

#### <行成処分勧告>

勧告対象者	連携した海外当局	違反行為	告発日
MRI INTERNATIONAL INC.	米国証券取引委員会 (SEC)	顧客からの出資金を他の顧客に対する 配当金及び償還金の支払いに流用する 行為等	H25.4.26 (行政処分も同日)

### 3. 市場規律の強化に向けた取組み



## (1) 集中的な証券検査と建議

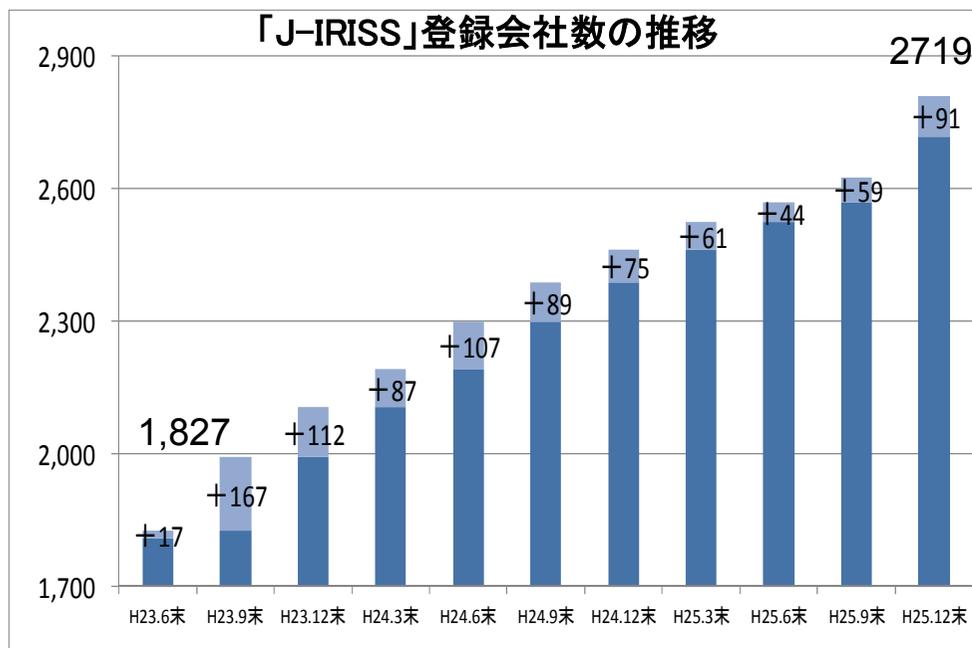
対象先・検査期間等	集中的な検査で認められた主な問題点	検査結果に基づいた建議の概要	建議に基づいた制度改正等の概要
<b>FX取引業者</b> (平成19年11月～平成20年6月末) ● 検査実施 73 先 ● 法令違反等 39 先 ● うち勧告 7 先	① 顧客から預託を受けた保証金等に係る区分管理が不適切な状況 ② 自己資本規制比率の算出に係る検証態勢が構築されておらず社内監査が機能していない状況 ③ ロスカットルールの不設定により一部顧客の損失が拡大している状況 ④ システムリスク管理が極めて杜撰な状況	➢ 区分管理方法の見直しについて ➢ ロスカットルールの制定について ➢ 適切な保証金の預託について ➢ 登録申請時の徴求書類等の見直しについて	<b>内閣府令の改正</b> 府令に以下の事項を追加。 ① 区分管理方法を金銭信託に一本化 ② ロスカットルールの整備・遵守を義務付け ③ 想定元本4%以上の証拠金預託なく取引を行うことを禁止 <b>監督指針の改正</b> 第一種金商業者の登録申請時に、登録拒否要件に該当しないことを疎明する資料の提出を求める旨明確化。
<b>ファンド販売業者</b> (平成21年6月～平成22年9月末) ● 検査実施 35 先 ● 法令違反等 25 先 ● うち勧告 15 先	① ファンド出資金に係る分別管理が不適切な状況(出資金の流用、用途不明等) ② 顧客への虚偽説明、告知や誤解を生ぜしめる表示等 ③ 無登録業者に対する名義貸し等 ④ ファンド販売業者自らによる登録業務の逸脱等 ⑤ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為	➢ 事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項の拡充について	<b>内閣府令の改正</b> 事業型ファンドの出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に以下を追加。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、口座名義及び口座番号等 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法
<b>投資助言・代理業者</b> (平成21年3月～平成23年1月末) ● 検査実施 74 先 ● 法令違反等 47 先 ● うち勧告 11 先	① 投資助言・代理業を逸脱する行為等 i. 投資助言・代理業者自らが無登録業務を実施 ii. 無登録業者に対する名義貸し等 ② 投資助言・代理業上の不適切な行為 i. 顧客に対する情報提供が不適切な状況 ii. 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況	➢ 投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加について	<b>金商法の改正</b> 投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加(平成24年4月1日施行)。

## (2) 情報発信・対話

- 広報活動の強化  
(証券監視委ウェブサイト: <http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>)
  - 年次報告
  - 各種寄稿・講演
  - メールマガジン配信
  - 「告発の現場から」
  
- 市場関係者とのコミュニケーション
  - 証券取引所、日証協、証券会社
  - 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会 等
  
- 課徴金事例集の充実 (<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#jirei>)
  - 課徴金納付命令勧告を行った事案の概要に、市場参加者が違反行為を起ささないよう参考となる内容を加えたもの
    - 市場監視行政の透明性の向上と市場参加者の自主的規律の促進
    - 証券市場における取引の公正や適正開示の実現

## J-IRISS

- J-IRISS（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）
  - ・ 内部者取引等の未然防止を目的として、上場会社の役員に関する情報を登録するデータベース。
  - ・ 日本証券業協会が全国の証券取引所の協力の下に運営。
  - ・ 証券会社は、顧客情報と当該データベースの役員情報を照合・確認が可能。  
→不正取引等を水際で確認し、可能な限り、排除。
- 23年6月 日証協「内部者取引の未然防止のためのJ-IRISSの活用に関する検討報告」を踏まえ、金融庁総務企画局長、監督局長、証券監視委事務局長連名で書簡（日証協、各取引所宛）送付  
→J-IRISSへの登録促進に向け、自主規制機関及び金融庁・証券監視委は、連携して対応。
- この他、金融庁・証券監視委は、各種講演において、上場企業関係者に、J-IRISSへの登録を呼びかけ。

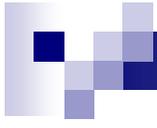


(統計出所) 日本証券業協会ウェブサイト

「J-IRISSの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて」(要請) (一部抜粋)

インサイダー取引の防止に向けては、証券会社のみならず、上場会社を含めた市場関係者が一丸となって対応すべきであることを全ての市場関係者が改めて強く認識する必要があります。

貴協会におかれましては、今後ともJ-IRISSへの登録促進について上場会社に対し働きかけるとともに、協会員である引き受け幹事証券会社にも協力要請を行うなど様々な取組みを通じて、インサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進いただくよう宜しくお願いいたします。



# (資料編)

# インサイダー取引規制違反に係る課徴金勧告・告発状況

(件)

区分 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
インサイダー取引に係る 課徴金納付命令勧告	4	11	16	17	38	20	15 (1)	19 (6)	4	140 (7)

(件)

区分 \ 年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	
インサイダー取引に係る 告発	0	0	2	0	1	2	5	0	3	1	
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
	6	5	7	4	8	4	6	7	4	6	
	H24	H25	合計								
	2	1	74								

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、25年度は6月まで。

(注2)( )内は、大型公募増資事案に係る件数。

## 重要事実別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計	
新株等発行	2	3	3	1	4	6	3	6	1	29	新株等発行
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	自己株式取得
株式分割	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	株式分割
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	剰余金の配当
株式交換	0	0	0	2	2	2	0	0	0	6	株式交換
合併	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3	合併
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	2	3	0	24	業務提携・解消
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	子会社異動を伴う株式譲渡等
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	0	0	0	11	民事再生・会社更生
新たな事業の開始	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	新たな事業の開始
損害の発生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	損害の発生
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	行政処分の発生
業績予想等の修正	0	5	3	3	2	1	2	3	0	19	業績予想等の修正
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	1	3	0	11	バスケット条項
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	2	0	1	7	子会社の重要事実
公開買付け	0	0	3	3	13	2	7	5	1	34	公開買付け
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)	うち公開買付けに準ずるもの
合計	6	11	16	18	38	21	19	22	4	155	合計
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	19	4	144	年度別勧告件数

- (注) 1 年度は、当年4月～翌年3月まで。ただし、平成25年度は6月まで。  
 2 件数は、納付命令対象者ベースで計上している。  
 3 異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

## 課徴金勧告件数の推移(行為者の属性別)

年 度		21	22	23	24	25	計
1 6 6 条 違 反 に 係 る 行 為 者	会社関係者	13	8	2	5	6	34
	発行会社役員	4	1	0	1	1	7
	取締役	3	1	0	1	1	6
	監査役	1	0	0	0	0	1
	発行会社社員	7	2	1	3	3	16
	執行役員	0	1	0	0	0	1
	部長等役席者	3	1	0	2	0	6
	その他社員	4	0	1	1	3	9
	契約締結者	2	5	1	1	2	11
	第三者割当	0	5	0	0	0	5
	業務受託者	0	0	1	1	0	2
	業務提携者	2	0	0	0	0	2
	第一次情報受領者	12	10	6	9	9	46
	取引先	2	4	1	6	5	18
	親族	6	1	0	1	0	8
	友人・同僚	0	4	2	1	2	9
その他	4	1	3	1	2	11	

(注)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、25年度は6月まで。

## 第一次情報受領者に対する課徴金勧告件数の推移(情報伝達者の属性別)

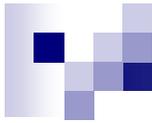
年 度	21	22	23	24	25	計
会社関係者 (166条違反)	12	10	6	9	1	38
発行会社役員	4	2	2	0	1	9
取締役	4	2	2	0	1	9
監査役	0	0	0	0	0	0
発行会社社員	5	1	0	2	0	8
執行役員	1	0	0	0	0	1
部長等役席者	2	1	0	2	0	5
その他社員	2	0	0	0	0	2
契約締結者	3	7	4	7	0	21
証券会社	0	0	1	6	0	7
業務受託者	2	5	2	0	0	9
業務提携者	0	2	1	1	0	4
その他	1	0	0	0	0	1

(注)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、25年度は6月まで。

## 課徴金勧告件数の推移(行為者の属性別)

年 度		21	22	23	24	25	計
1 6 7 条 違 反 に 係 る 行 為 者	公開買付者等関係者	4	0	1	0	0	5
	買付者役員	0	0	0	0	0	0
	取締役	0	0	0	0	0	0
	監査役	0	0	0	0	0	0
	買付者社員	1	0	0	0	0	1
	執行役員	0	0	0	0	0	0
	部長等役席者	1	0	0	0	0	1
	その他社員	0	0	0	0	0	0
	契約締結者	3	0	1	0	0	4
	証券会社	1	0	0	0	0	1
	公開買付対象者	2	0	1	0	0	3
	役員	1	0	0	0	0	1
	社員	1	0	1	0	0	2
	第一次情報受領者	9	2	6	5	4	26
	取引先	0	0	3	1	0	4
	親族	1	0	1	0	0	2
友人・同僚	8	1	2	3	4	18	
その他	0	1	0	1	0	2	

(注)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、25年度は12月まで。



## 第一次情報受領者に対する課徴金勧告件数の推移(情報伝達者の属性別)

年 度	21	22	23	24	25	計
公開買付者等関係者 (167条違反)	9	2	6	5	4	26
買付者役員	0	1	0	1	0	2
取締役	0	1	0	1	0	2
監査役	0	0	0	0	0	0
買付者社員	2	0	2	0	2	6
執行役員	0	0	0	0	1	1
部長等役席者	0	0	2	0	0	2
その他社員	2	0	0	0	1	3
契約締結者	7	1	4	4	2	18
証券会社	2	0	0	0	0	2
銀行	1	0	0	0	0	1
公開買付対象者	3	1	3	3	2	12
役員	0	1	1	0	2	4
社員	3	0	2	2	0	7
その他	0	0	0	1	0	1

(注)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、25年度は12月まで。

# インサイダー取引規制違反に係る事例紹介

## 事例Ⅰ 自社の役職員による自社株のインサイダー取引(1/2)

- 上場会社A社の役員である違反行為者①は、A社がB社と業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実(以下「重要事実①」という。)を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表(平成22年8月12日)より前に、A社株式を買い付けた。
- A社の社員である違反行為者②は、A社がC社と業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実(以下「重要事実②」という。)を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表(平成22年11月1日)より前に、A社株式を買い付けた。
- 違反行為者①及び②は、A社において、B社から、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方的な通告を受けた旨の重要事実(以下「重要事実③」という。)を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表(平成23年1月27日午後10時頃)より前に、A社株式を売り付けた。

## 事例Ⅰ 自社の役職員による自社株のインサイダー取引(2/2)

### 1. 違反行為者の取引

#### (違反行為者①)

- 重要事実① 平成22年7月28日に、知人の証券口座を利用して、A社の株式183株を買付価額2,389,480円で買い付けた。
- 重要事実③ 平成23年1月27日午前9時頃に、知人の証券口座を利用して、A社の株式183株を売付価額1,065,060円で売り付けた。

#### (違反行為者②)

- 重要事実② 平成22年10月27日に、A社の株式50株を買付価額220,250円で買い付けた。
- 重要事実③ 平成23年1月27日午前9時頃に、A社の株式50株を売付価額291,000円で売り付けた。

### 2. 課徴金額

- 違反行為者① 134万円
- 違反行為者② 22万円

## 事例Ⅱ 契約締結者によるインサイダー取引

- 違反行為者は、A社との業務委託契約の締結先の役員であったが、同契約の締結の交渉に関してA社に関する重要な事実を知りながら、当該事実の公表前に、A社株式を買い付けた。
  1. 違反行為者  
A社と業務委託契約を締結する先の役員
  2. 重要事実  
A社の業務執行を決定する機関が、新たな事業としてLED照明の製造及び販売を開始することについての決定をした旨の事実
  3. 違反行為者の取引  
上記重要事実の公表(平成23年1月24日)より前の1月11日から1月13日までの間に、自己の計算において、A社株式合計40株を買付価額合計130万450円で買い付けた。
  4. 課徴金額 103万円

## 事例Ⅲ 契約締結者からの情報受領者によるインサイダー取引

- 違反行為者は、公開買付者であるA社が上場会社B社の株式の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、B社の株主(契約締結者)から伝達を受け、当該事実の公表前に、B社株式を買い付けた。
  1. 違反行為者  
B社の株主からの情報受領者(非上場会社役員)
  2. 違反行為者の取引  
公開買付け事実の公表(平成23年8月11日)より前の8月9日に、知人の証券口座を利用して、B社の株式25株を買付価額827,700円で買い付けた。
  3. 課徴金額 61万円

# 不公正ファイナンスに係る事例紹介

- (1) ペイントハウス
- (2) NESTAGE
- (3) 井上工業
- (4) セラーテムテクノロジー

## (1) ペイントハウス (1/4)

### ■ 平成21年7月14日告発

#### 会社の概要

- JASDAQ証券取引所上場銘柄(平成18年7月9日上場廃止、その後平成22年4月28日破産決定)
- 事業内容:住宅塗装、リフォーム会社
- 本社:東京都

#### 裁判の経過

- 東京地裁(平成22年2月18日)判決
  - ✓ 被告人 アレンジャー
  - ✓ 懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金400万円 追徴金3億147万7028円
- 東京高裁(平成22年11月30日)判決
  - ✓ 控訴棄却
- 最高裁(平成23年3月23日)決定
  - ✓ 上告棄却



## (1) ペイントハウス (2/4)

### ■ 証券取引等監視委員会による告発

犯則嫌疑者は、

- ペイントハウスの事業再生・継続のための指導援助等を行っていた。
- ペイントハウスが発行する新株券を、犯則嫌疑者が実質的に統括管理するロータス投資事業組合が取得するにあたり、犯則嫌疑者は、同組合が払い込む金額の大半を直ちに社外流出させる意図を隠し、資本充実が図られたという虚偽の事実を開示させることで、株価の維持・上昇をさせ、さらに取得した株式を売却して利益を得ようと企てた。
- 資本増強が行われた旨の虚偽の事実を公表させ、さらにペイントハウス役員らに払い込まれた金額の大半を社外流出させ、有価証券の売買・相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いた。

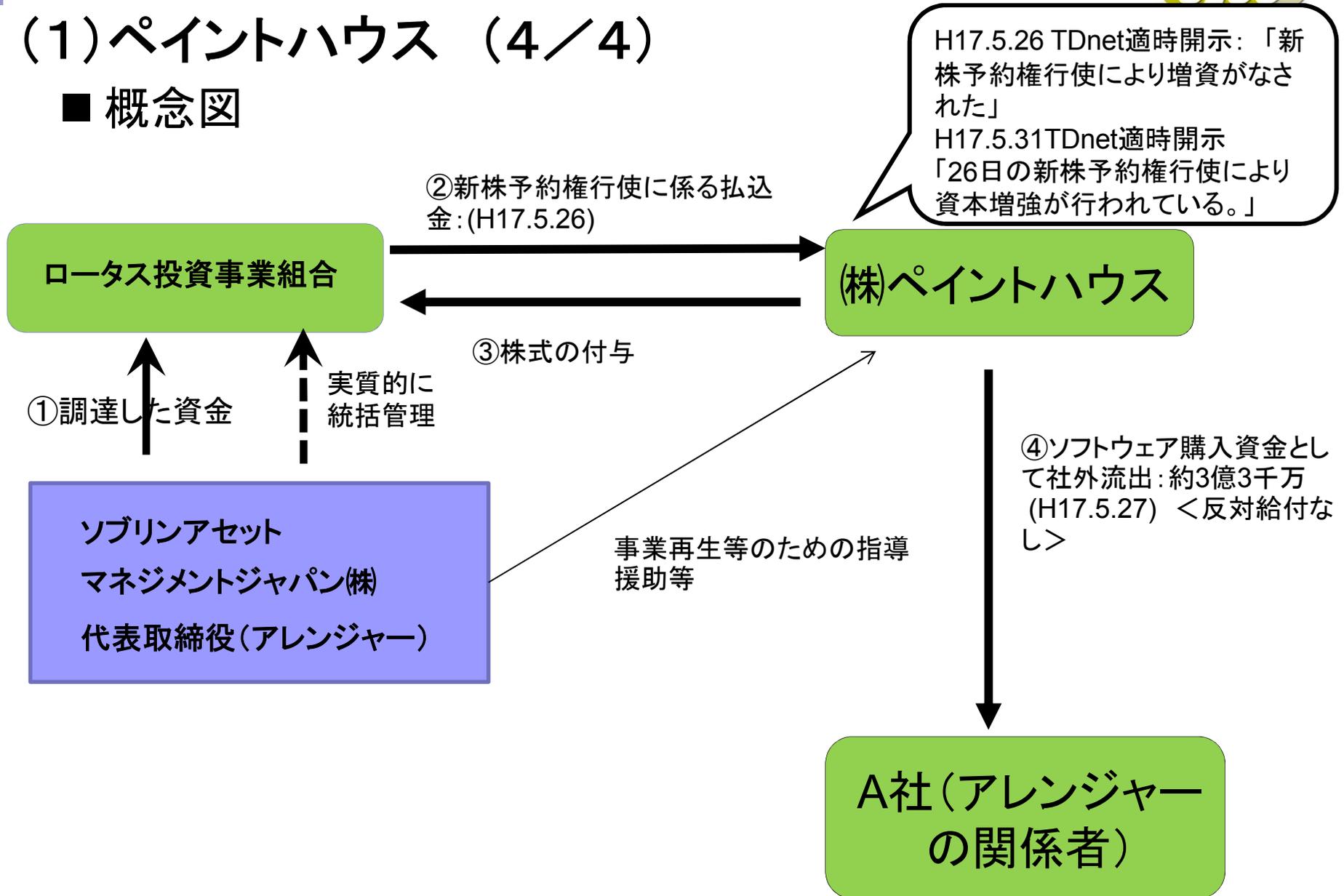
## (1) ペイントハウス (3/4)

### ■ 事案概要(発行会社の開示資料から)

- 平成17年5月6日、第三者割当による新株及び新株予約権の発行を決議
- 普通株 192,365株 発行価格 1株につき1,228円
- 新株予約権 普通株278,000株分 行使価格 1株につき1,228円(行使前日の終値の90%が1,228円を下回る場合、前日終値の90%) 発行価額の総額2,780千円
- 割当先 ロータス投資事業組合
- 資金使途: 不採算店舗の撤退費用、経常運転資金等
- 既存株主の権利の希薄化率255.9%
- 新株予約権行使: 同年5月26日全額行使。払込金額の総額341,384千円

# (1) ペイントハウス (4/4)

## ■ 概念図



## (2)NESTAGE (1/4)

### ■ 平成23年8月2日告発

#### 会社の概要

- JASDAQ証券取引所上場銘柄(平成22年8月2日上場廃止後、民事再生手続き中)
- 事業内容:ゲームソフトの販売
- 本社:大阪府

#### 裁判の経過

- 大阪地裁(平成23年10月11日)判決
  - ✓ 被告人 クロスビズ関係者2名(代表取締役・元管理部嘱託社員)
  - ✓ それぞれ懲役1年6月(執行猶予3年)←確定
- 大阪地裁:(平成25年5月10日)判決←確定
  - ✓ 被告法人 NESTAGE株式会社 罰金300万円
  - ✓ 被告人 NESTAGE元会長 懲役1年4月(執行猶予3年)
  - NESTAGE元役員 懲役1年2月(執行猶予3年)
  - NESTAGE元執行役員 懲役1年(執行猶予3年)

## (2)NESTAGE (2/4)

### ■ 証券取引等監視委員会による告発

犯則嫌疑者は、共謀の上、NESTAGE株の上場廃止を回避するため、

- 現物出資を含む第三者割当増資を行い、NESTAGE社の債務超過の回避及び株価のつり上げを企てた。
- 現物出資財産である土地及び建物は、適正な鑑定評価及びその価額が相当であることの証明を受けられないものであったにも関わらず、上記土地及び建物の価値を過大評価した。
- 上記土地及び建物について、適正な鑑定評価及びその価額が相当であることの証明を受けており、その金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行い、もって有価証券の売買のため、及び、有価証券の相場を変動を図る目的をもって、偽計を用いた。

## (2)NESTAGE (3/4)

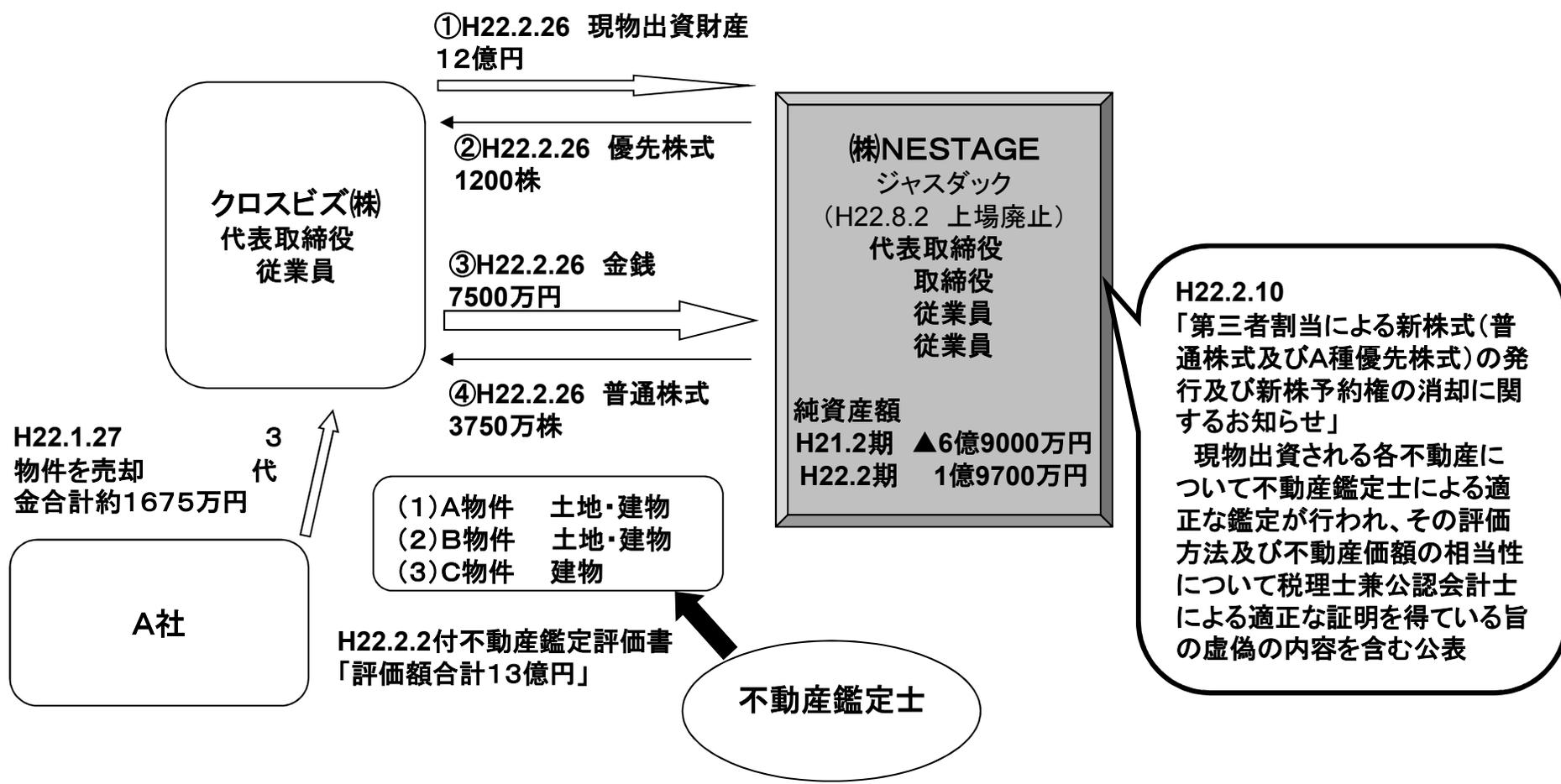
### ■ 事案概要(発行会社の開示資料から)

- 平成22年2月10日、第三者割当による新株発行決議
  - 普通株 37,500千株 発行価格 1株につき2円
  - 優先株 1,200株 発行価格 1株につき1,000千円(不動産現物出資による)
  - 現物出資対象財産:北海道、山形、岡山の土地及び建物
  - 割当先 クロスビズ株式会社
  - 上記3物件の鑑定評価額13億円  
株式の発行価額の総額は12億円
  - 既存株主の権利の希薄化率197.8%
  - 税理士兼公認会計士による相当性証明
  - 不動産鑑定士による鑑定評価
- 裁判所検査役調査の例外  
(会社法207条)

(注)鑑定を行った不動産鑑定士に対して、国土交通省より、懲戒処分等を実施。

## (2) NESTAGE (4/4)

### ■概念図



## (3) 井上工業 (1/4)

### ■ 平成23年12月12日告発

#### 会社の概要

- 東証2部市場上場銘柄(破産申請により、平成20年10月31日上場廃止、破産手続き中)
- 事業内容: 建築業
- 本社: 群馬県高崎市

#### 裁判の経過

- 東京地裁(平成24年2月14日)判決
  - ✓ 被告人 アップル有限責任事業組合員 懲役2年6月(執行猶予3年)
- 東京地裁(平成24年3月7日)判決
  - ✓ 被告人 井上工業管理部財務経理部長 懲役1年6月(執行猶予3年)
- 東京地裁(平成24年3月12日)判決
  - ✓ 被告人 井上工業社長室長 懲役2年(執行猶予3年)
  - ✓ 被告人 証券ブローカー 懲役2年6月(執行猶予4年)



(注)この他に、法人としての神商及び神商役員が貸金業法違反(無登録営業)で起訴されるなどしている。

## (3) 井上工業 (2/4)

### ■ 証券取引等監視委員会による告発

犯則嫌疑者は、井上工業株の上場廃止を回避するため、

- ▶ 第三者割当増資の払込みが実施されたように仮装し、虚偽の事実を公表して偽計を用い、新株を発行するとともに株価の維持上昇を企てた。
- ▶ 会社名義の預金口座から出金した自己資金を、他の名義の預金口座を経由させ、新株式割当先名義で、(元の口座とは異なる)会社名義の預金口座に入金し、増資払込金が払い込まれたように仮装した。
- ▶ 増資払込みが完了したとの虚偽の事実を公表し、有価証券の取引のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって偽計を用いた。

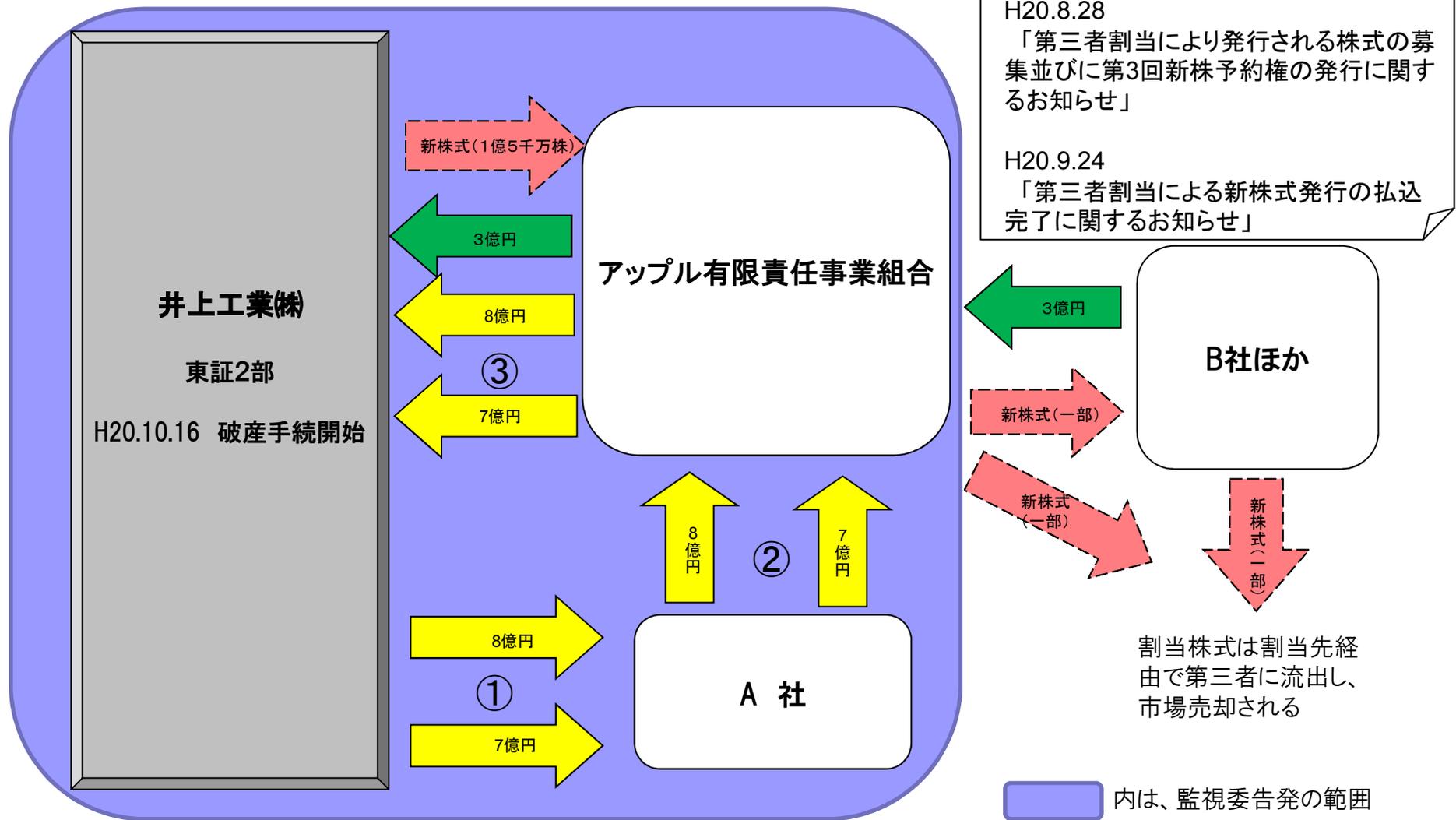
## (3) 井上工業 (3/4)

### ■ 事案概要(発行会社の開示資料から)

- 平成20年8月28日、第三者割当による新株発行決議
- 同時に第三者割当新株予約権の発行あり。割当先は新株と異なる。
- 普通株 150,000千株 1株につき12円、総額18億円
- 割当先:アップル有限責任事業組合
- 資金使途:安定的な財政基盤の確立、受注強化を目的とした運転資金
- 既存株主の権利の希薄化率182.3%(新株予約権分を含む。)

# (3) 井上工業 (4/4)

## ■ 概念図



## (4) セラーテムテクノロジー (1/4)

### ■ 平成24年3月26日告発

#### 会社の概要

- 大証ヘラクレス市場(現JASDAQ証券取引所)上場銘柄(平成24年7月20日に上場廃止)
- 事業内容:IT技術・アプリケーション販売
- 本社:東京都

#### 裁判の経過

- 東京地裁:(平成25年4月12日)判決
  - ✓ 被告人 セラーテムテクノロジー(法人)、罰金800万円  
セラーテムテクノロジー 元取締役兼CFO、同代表取締役 と  
もに 懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金400万円

## (4) セラーテムテクノロジー (2/4)

### ■ 証券取引等監視委員会による告発

犯則嫌疑者は、上場廃止を回避するため、

- ▶ 好業績の中国法人を子会社化することにより、セラーテム社の連結決算上の業績アップを図り株価上昇を図るとともに、中国法人株主に経営支配権を掌握させるスキームを計画した。
- ▶ 上記スキームを、当初は株式交換の方法で行うことを計画したが、中国法人による「裏口上場」とみなされないよう、第三者割当増資により調達した資金で中国法人を買収する方法に切り替えた。
- ▶ セラーテムの自己資金を、中国法人株主らが実質的に支配する会社、割当先、セラーテムの三社間で2回循環させ、セラーテムが第三者割当増資により調達した資金で、中国法人を買収したかのように偽装した。
- ▶ 上記第三者割当増資に係る払込手続きの完了など、虚偽の事実を公表し、有価証券の相場の変動を図る目的をもって偽計を用いた。

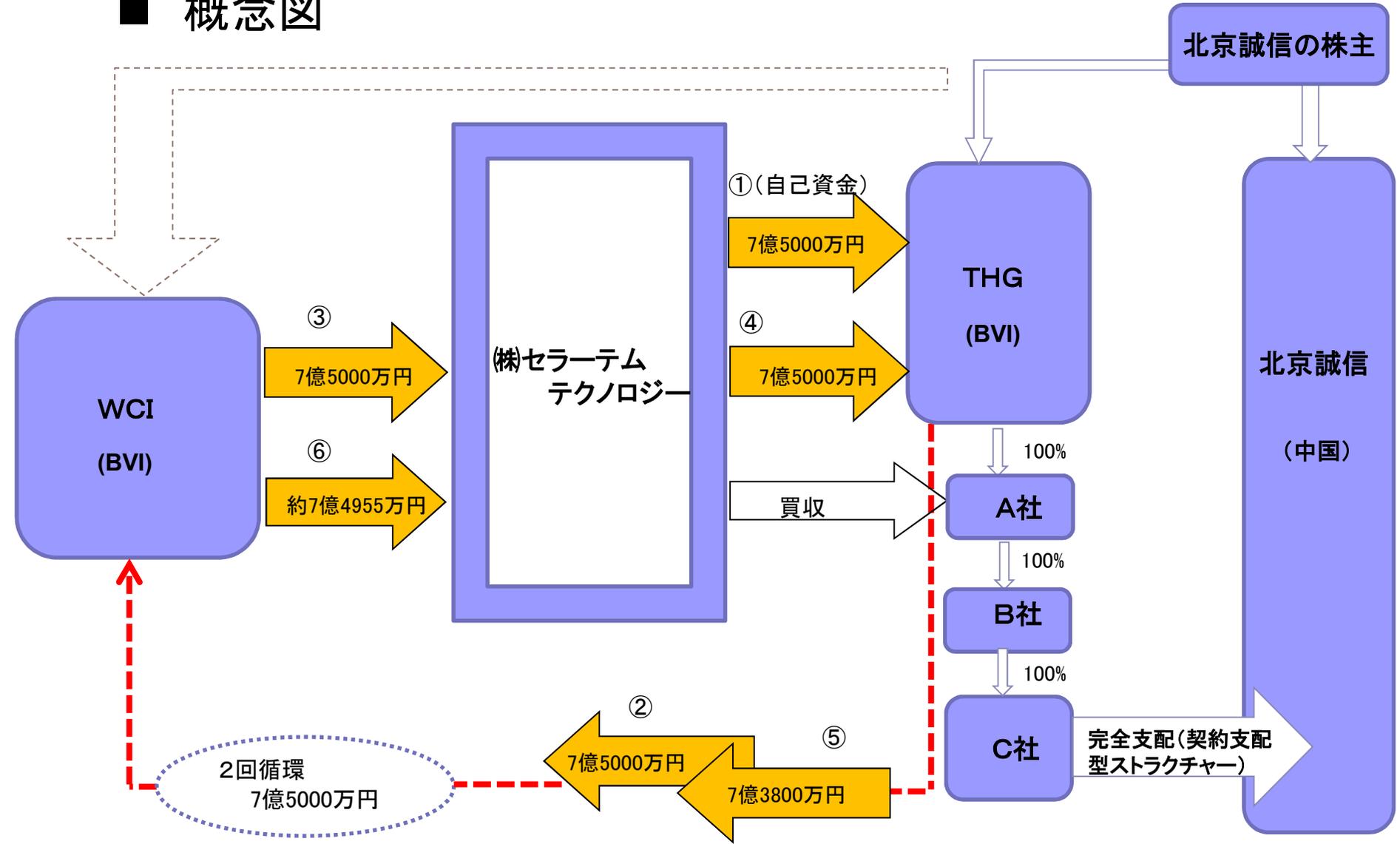
## (4) セラーテムテクノロジー (3/4)

### ■ 事案概要(発行会社の開示資料から)

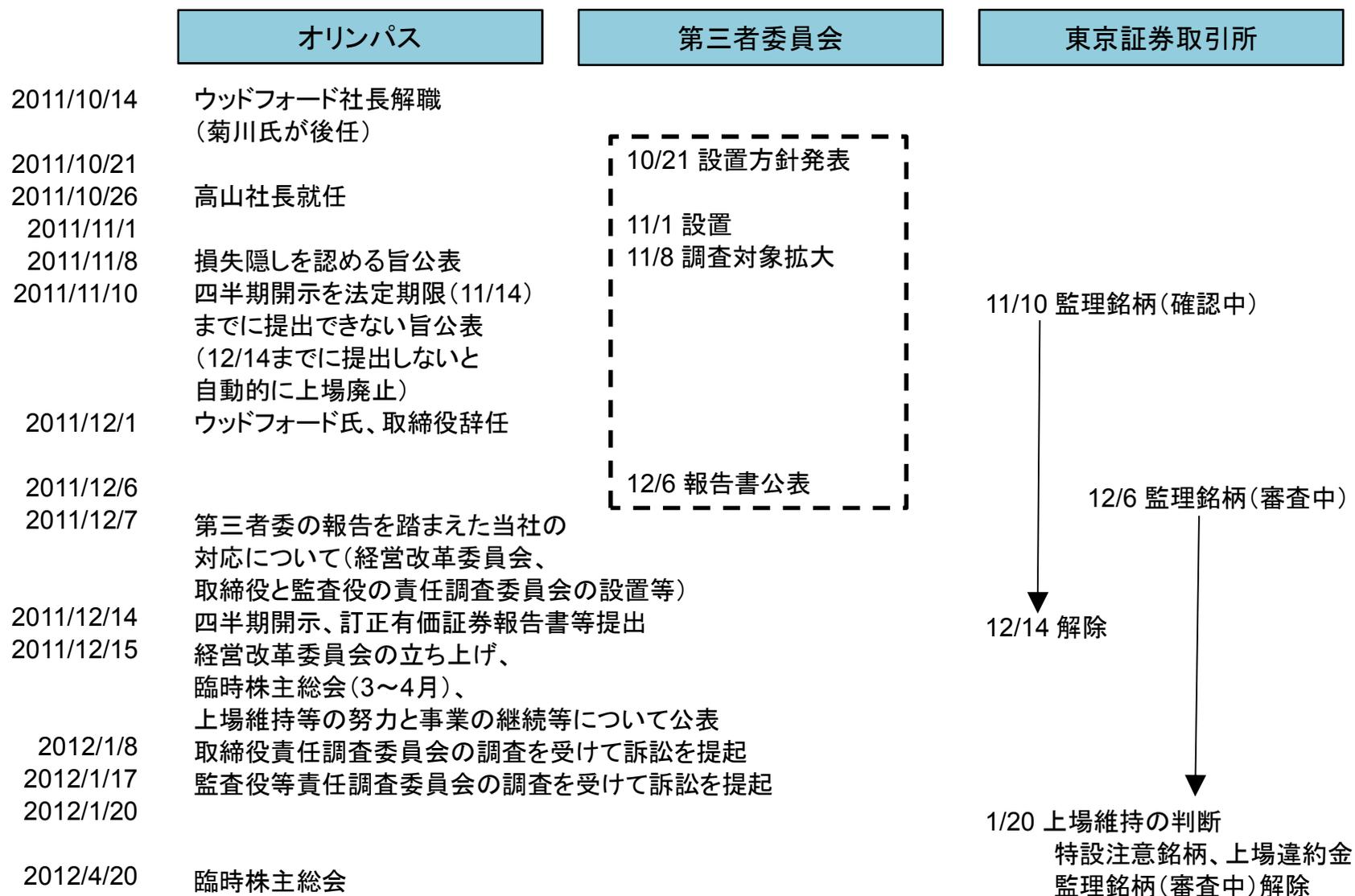
- 平成21年11月13日、第三者割当による新株発行及び当該第三者割当新株発行資金による中国会社(北京誠信能環科技有限公司)の子会社化を決議
- 普通株 111,740株 発行価格 1株につき13,420円
- 払込金総額: 1,499,550,800円(うち750百万円については、子会社化のために割当先から借り入れる資金に係る金銭債権による現物出資)
- 割当先 WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED(バージン諸島設立の会社)
- 既存株主の権利の希薄化率181.8%
- 北京誠信の子会社化については、契約支配型ストラクチャーを採用(北京誠信は外資規制により直接買収できないため、別の中国会社を買収、完全子会社化し、当該子会社が、北京誠信と支配目的契約を締結することにより行う。連結会計可能。)

# (4) セラーテムテクノロジー (4/4)

## ■ 概念図

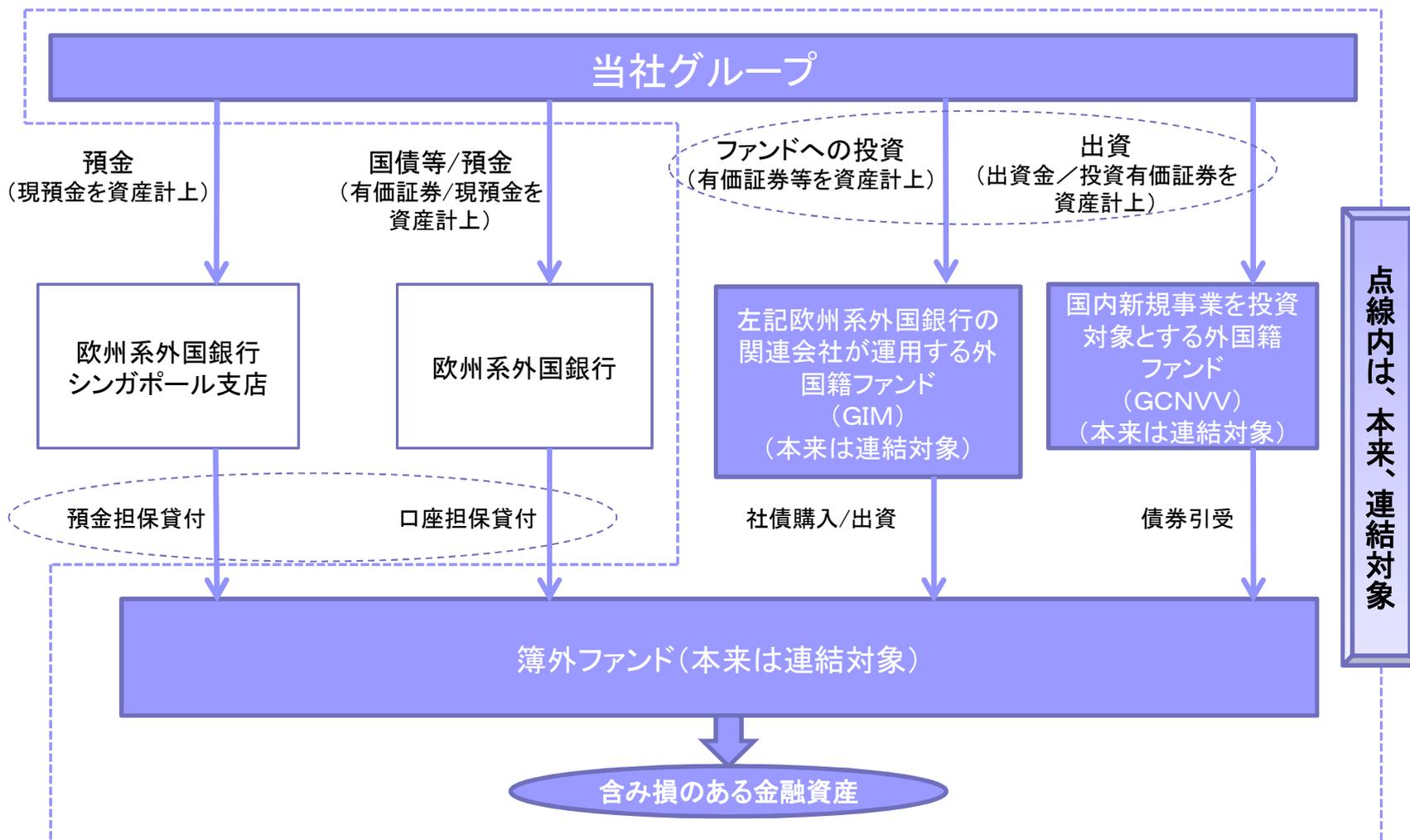


## オリンパス(株)のディスクロージャー適正化の経緯

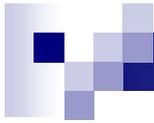


## 損失分離スキームの概要

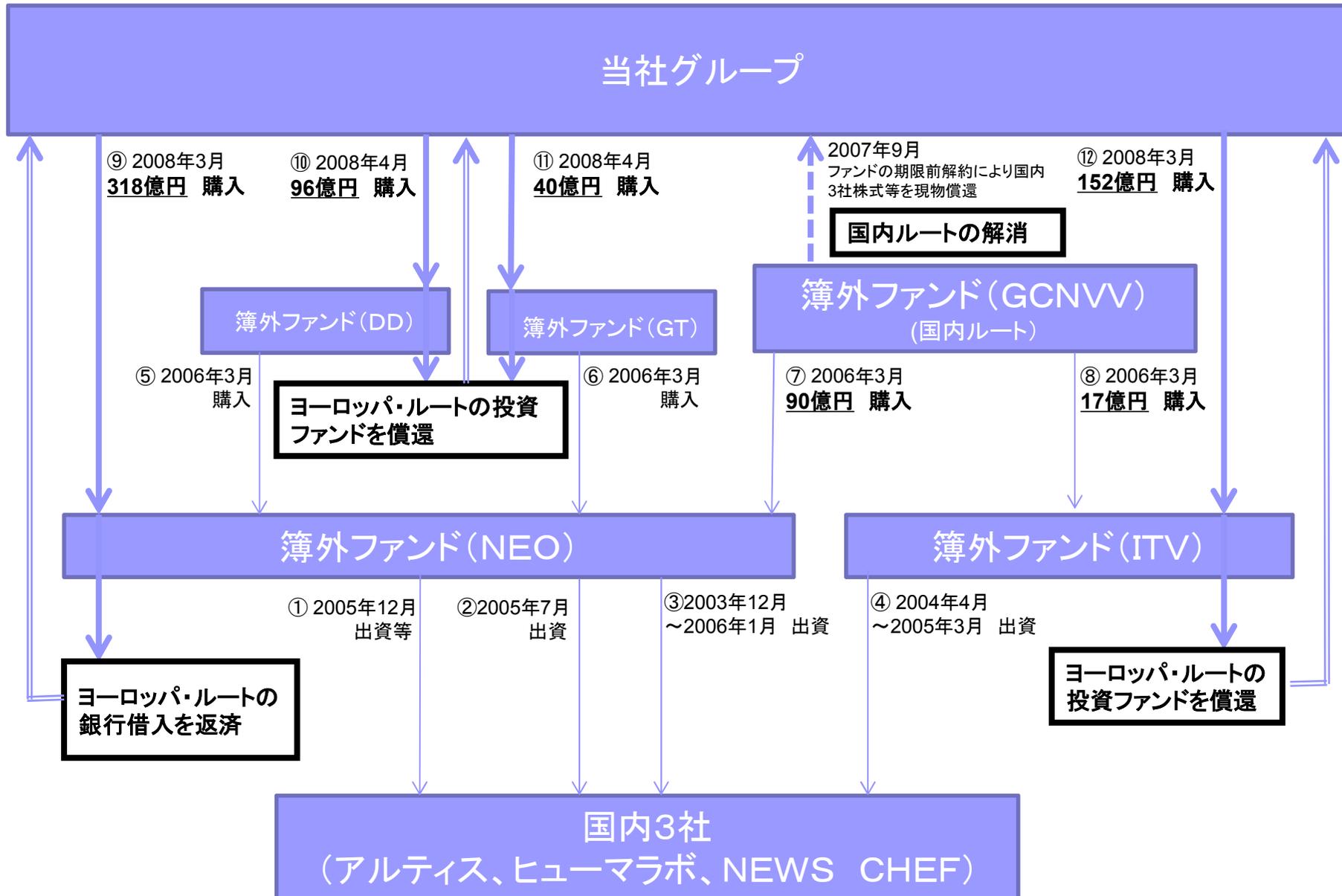
【シンガポール・ルート】      【ヨーロッパ・ルート】      【国内ルート】

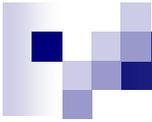


注:シンガポール・ルートは、2005年3月期以降、ファンド(SG Bond Plus)に対する投資(投資有価証券として資産計上)に変更

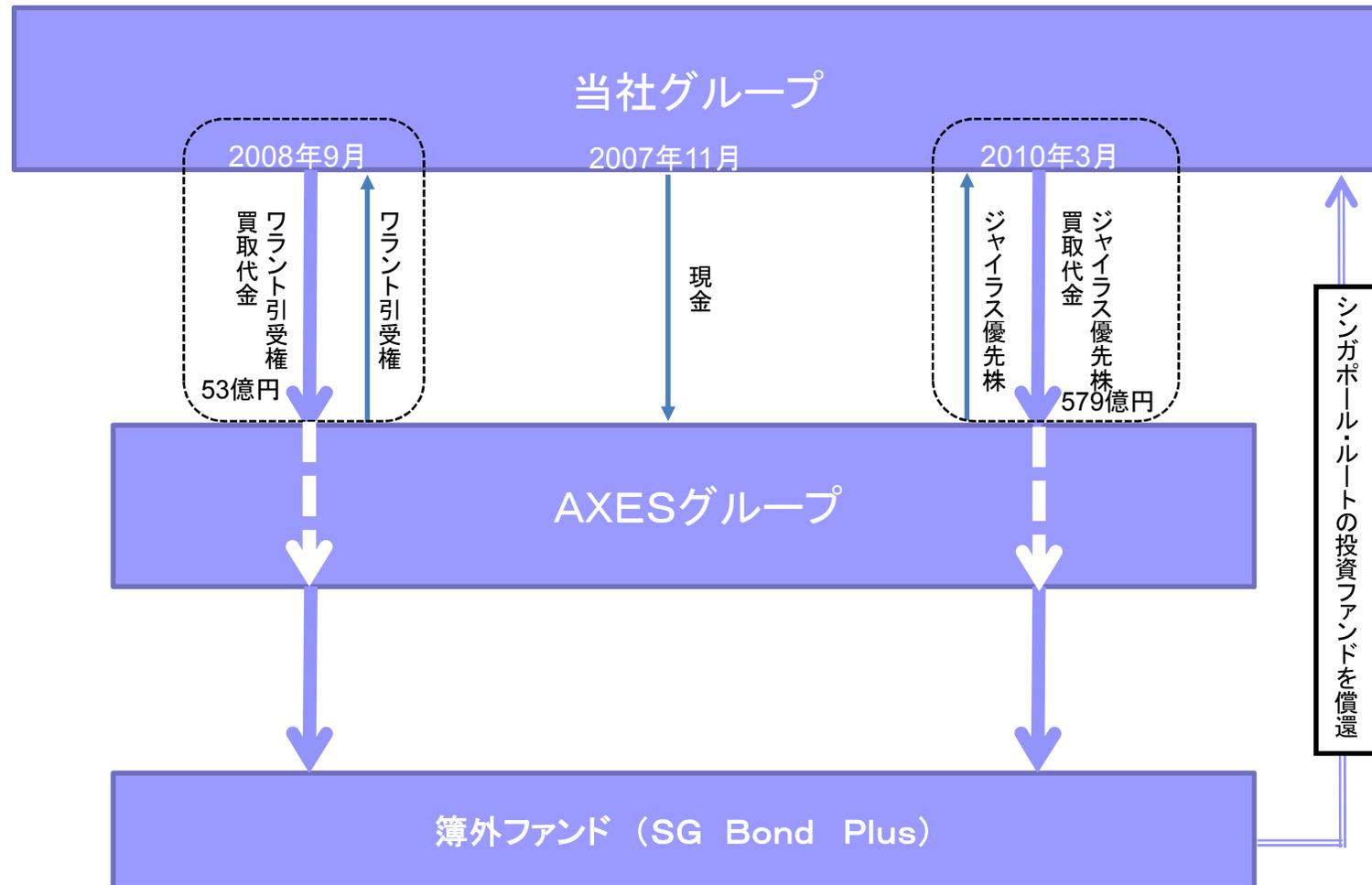


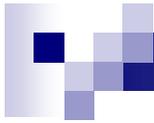
## 損失解消スキーム(国内3社関係)の概要





## 損失解消スキーム(ジャイラス関係)の概要



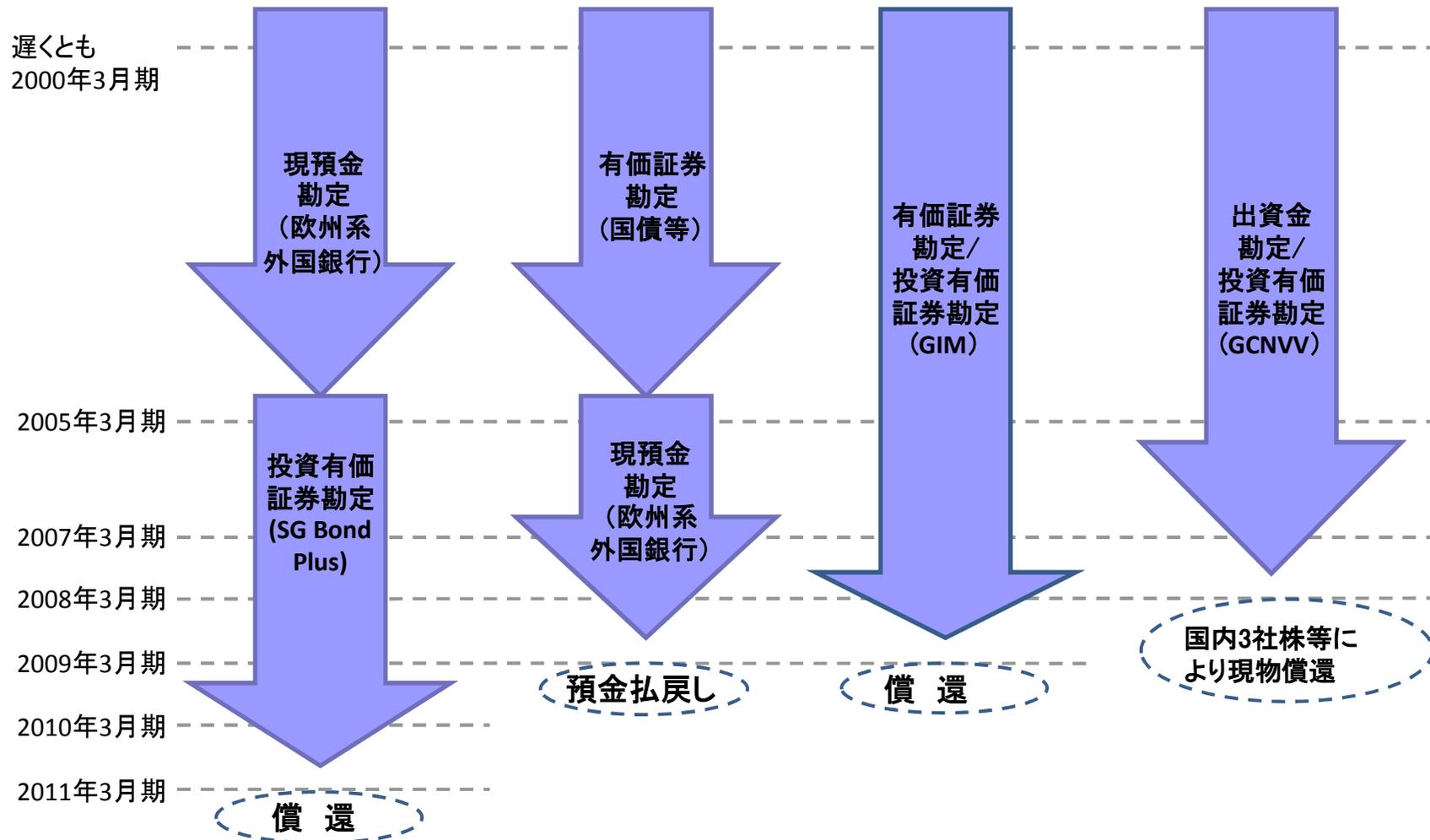


## 損失分離スキームに係る資産勘定の推移の概要

【シンガポール・ルート】

【ヨーロッパ・ルート】

【国内ルート】



## オリンパス(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件の経緯(刑事訴追)

2011.12.21 監視委、東京地検、警視庁が強制調査

2012. 2.16 同上(19/3、20/3の虚偽記載容疑)

東京地検が元役員3名、外部協力者1名を逮捕

警視庁が他の外部協力者3名を逮捕

	法人	元役員3名	外部協力者	
19年3月期、20年3月期 (国内3社関連)	告発	3/6	3名 3/6	1名 3/28
	起訴	3/7	3/7	3/28

3.7 東京地検が元役員3名、外部協力者1名を再逮捕

(21/3、22/3、23/3の虚偽記載容疑)

警視庁が他の外部協力者3名を逮捕

	法人	元役員3名	外部協力者	
21年3月期、22年3月期、23年3月期 (ジャイラス社優先株関連)	告発	3/28	3/28	1名
	起訴			3/28
詐欺容疑 (国内3社関連)			2名 3/28	

2013. 7. 3 東京地裁において同社元社長(懲役3年、執行猶予5年)ほか2名の役員に判決  
同時に、同社に対しても罰金7億円の判決

## オリンパス(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件の経緯（開示検査）

2012. 4. 13 課徴金勧告 1億9,181万9,994円

- 19年3月期から23年6月期までの有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書を対象
- 課徴金納付命令勧告の対象としたこれらの有価証券報告書等については、いずれも訂正報告書が提出されているが、それら訂正報告書については、課徴金納付命令勧告の対象とはしていない

2012. 7. 11 課徴金納付命令の決定 1億9,181万9,994円

2013. 9. 5 課徴金納付命令一部取消しの決定 1億7,195万9,994円（取消額）

- 平成25年7月3日に罰金7億円の判決があり、同判決は同月18日に確定し、当該罰金が効力停止中の課徴金の額を上回ったことによる、課徴金納付命令決定一部取消しの決定。
- 同社の納付すべき課徴金額は1,986万円。

### （参考）課徴金と刑事罰の調整

課徴金納付命令の決定の時に同一事件について公訴が提起されている場合には、裁判が確定した時から決定の効力が生ずることとなる。

この場合、罰金の確定裁判があった場合には、課徴金の額は罰金の額が控除された額に変更され、その変更の処分の文書の謄本が送達された時から効力が発生することになる。また、罰金の額が課徴金の額を上回った場合には、納付命令自体が取り消されることとなる。

### \* 有価証券報告書虚偽記載の刑事罰

（個人）10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれらの併科

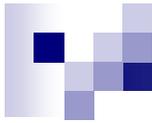
（法人）7億円以下の罰金

# 課徴金勧告件数及び課徴金額

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	合計		不公正取引				開示書類の 虚偽記載等	
			内部者取引		相場操縦			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	-	-	-	-
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	-	-	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	-	-	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
H22	45	1,943,759,994	20	42,680,000	6	21,260,000	19	1,879,819,994
H23	29	600,940,000	15	26,300,000	3	5,390,000	11	569,250,000
合計	198	6,082,769,986	121	267,770,000	15	40,360,000	62	5,774,639,986

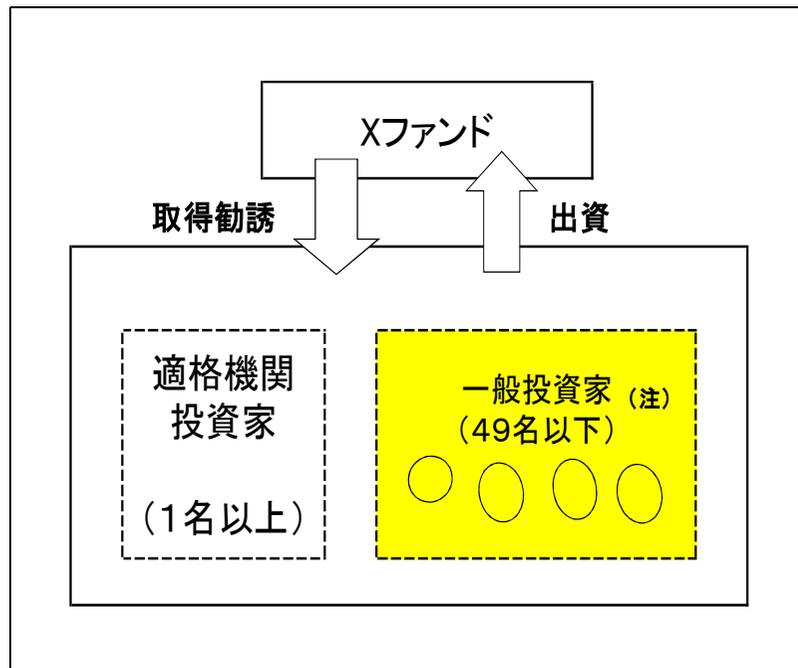
(注) 1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。

2. 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例1件を含む。

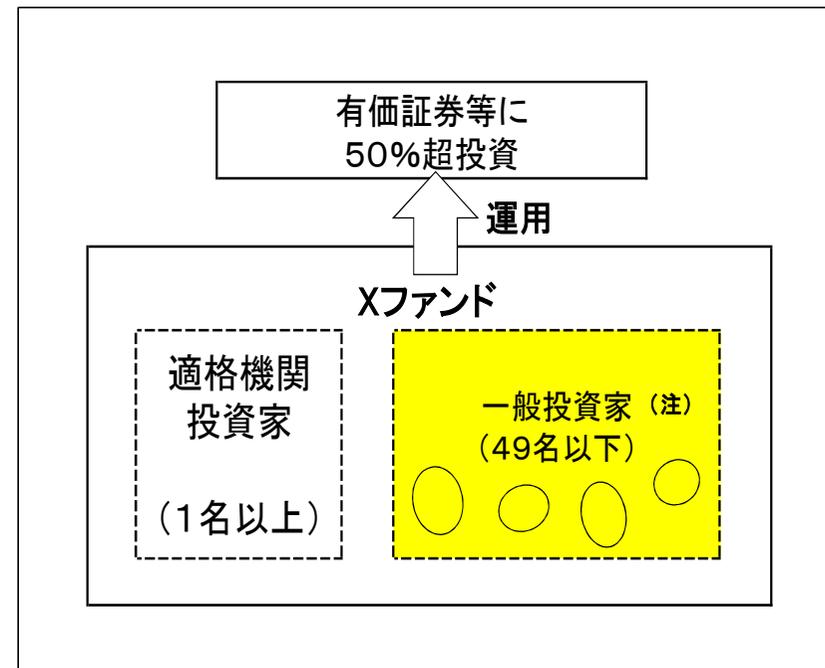


ファンドの販売、運用を業として行うには、金融商品取引法上登録が必要。ただし、以下の要件を満たすものは届出のみで可能  
⇒ この要件を逸脱した場合は、無登録営業に該当

### ○ファンドの販売

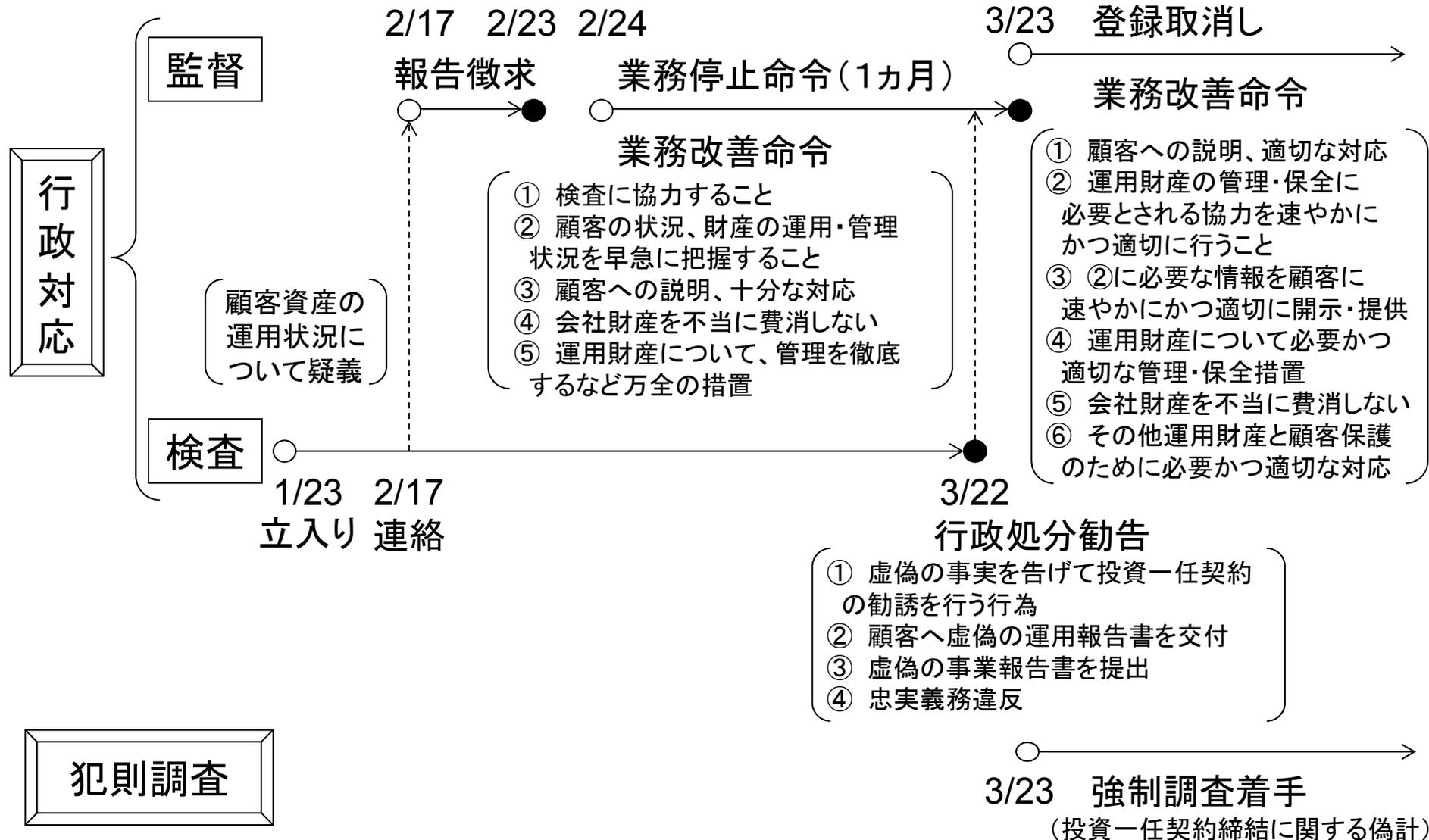


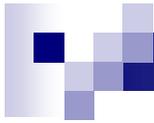
### ○ファンドの運用



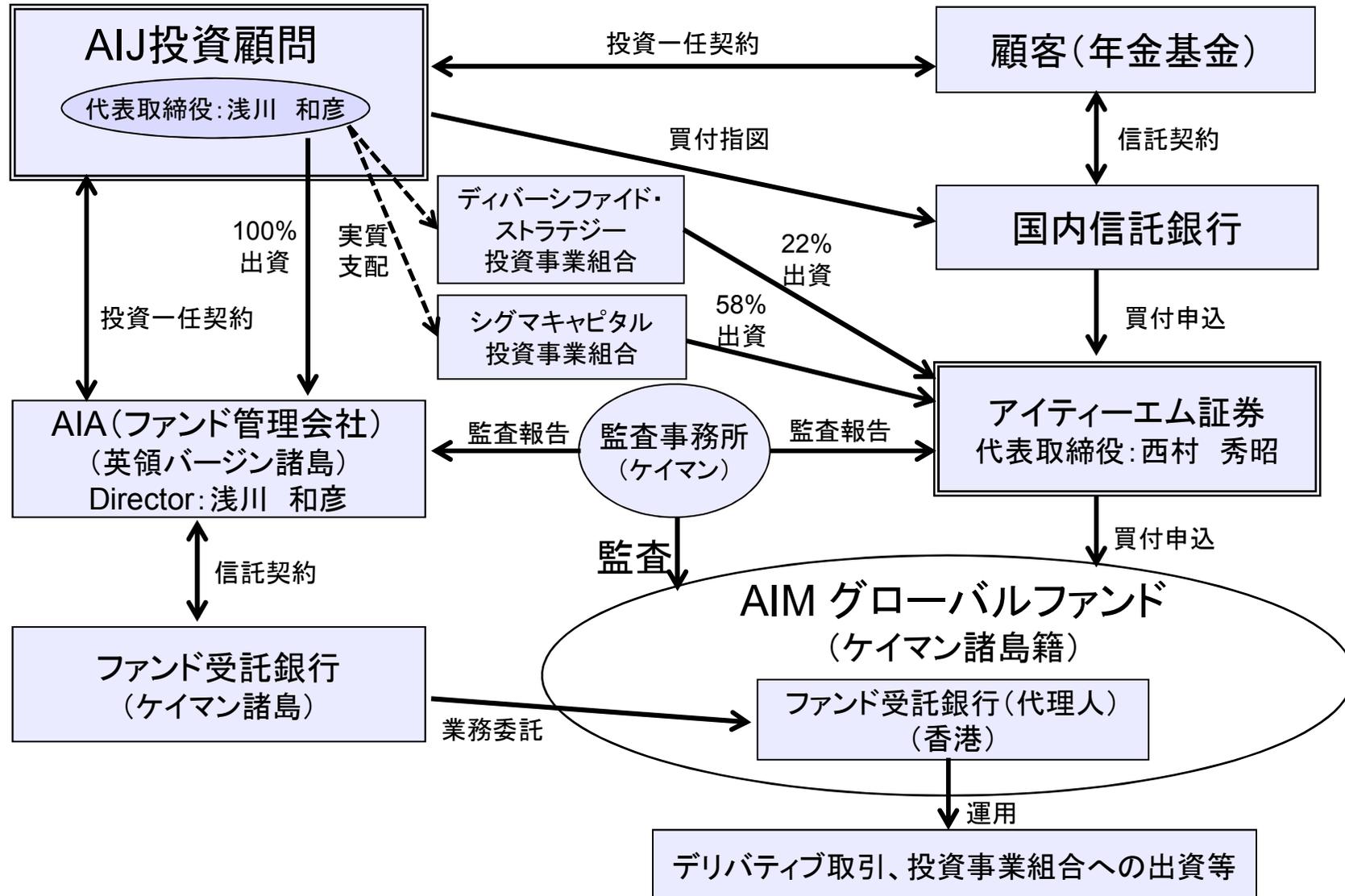
(注) 同種のファンドを継続的に販売、運用している場合には、通算で49名以下が要件(販売の場合には6ヶ月の通算)

# AIJ投資顧問への対応

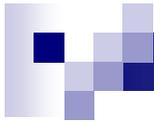




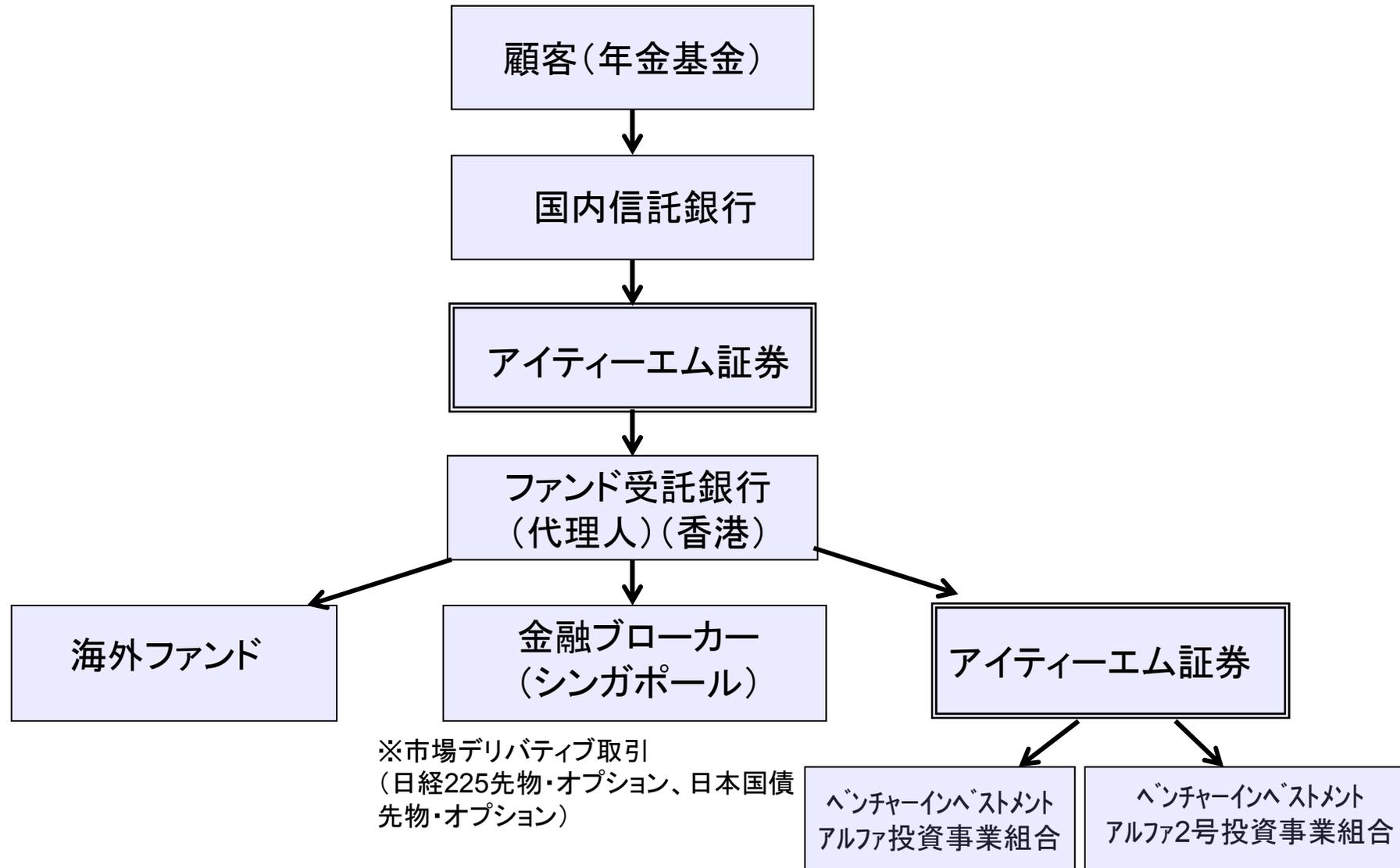
# 概要図



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。



# 資金の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

## デリバティブ取引損益及び純資産額の推移

単位：億円

	H15.3期	H16.3期	H17.3期	H18.3期	H19.3期	H20.3期	H21.3期	H22.3期	H23.3期	合計
デリバティブ取引 損益	▲0	▲16	▲34	▲270	▲40	▲186	▲37	▲501	▲7	▲1,092

AIJ作成純資産額 (※虚偽の数値)	63	129	301	704	957	1,140	1,786	1,932	2,090	
ファンド受託銀行 作成純資産額	63	102	204	250	389	295	780	266	251	

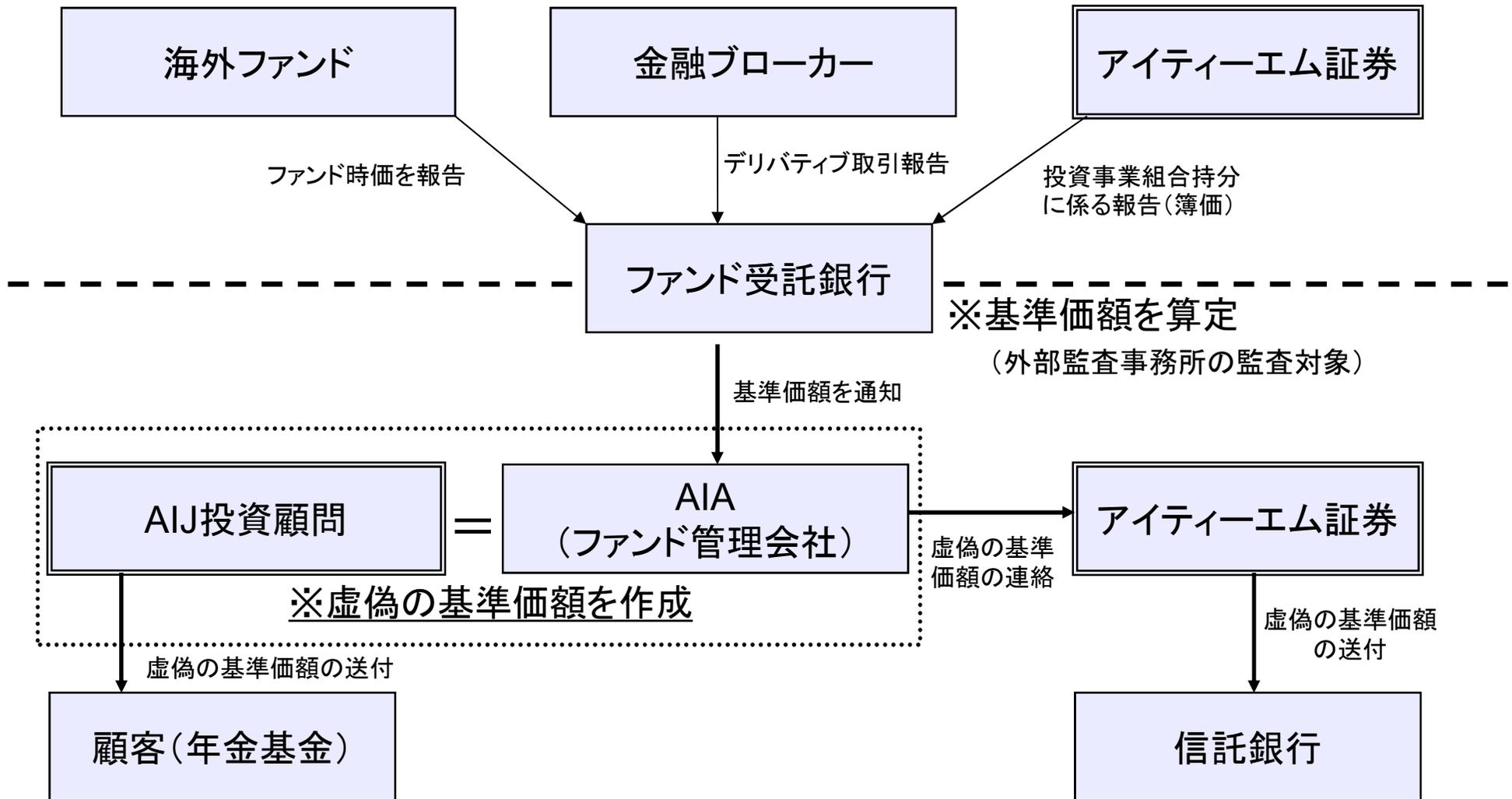
(※1)平成15年3月期から平成23年3月期のデリバティブ取引損益は、AIMグローバルファンドに係る監査報告書の数値。

(※2)AIJ作成純資産額は、AIJ投資顧問が顧客に報告している各ファンド毎の一口あたり純資産額に各会計期間末の残口数を乗じた数値。

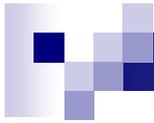
(※3)ファンド受託銀行作成純資産額は、ファンド受託銀行がファンド管理会社に報告している純資産額。

(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

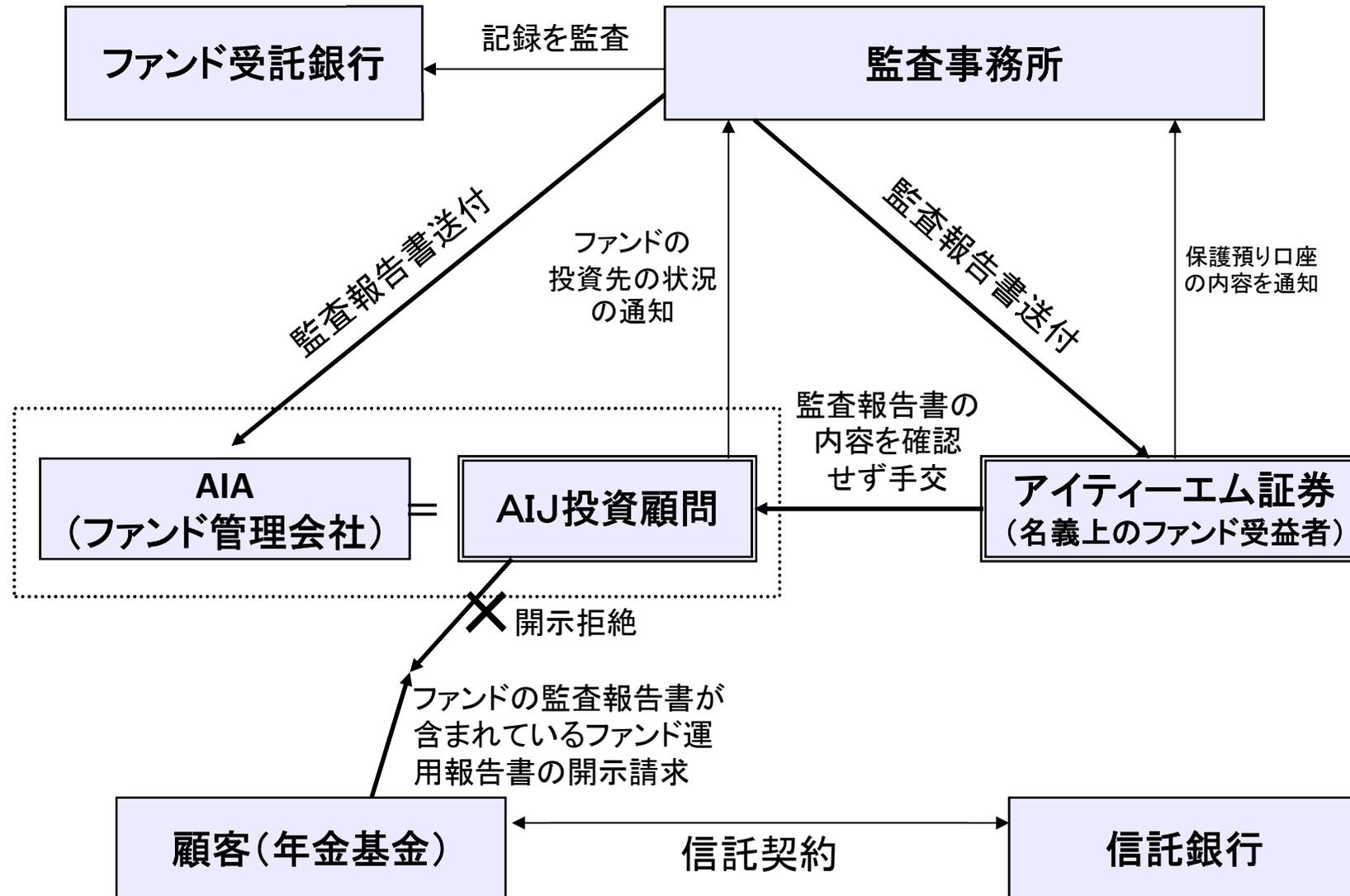
# ファンドの基準価額の算定・送付の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

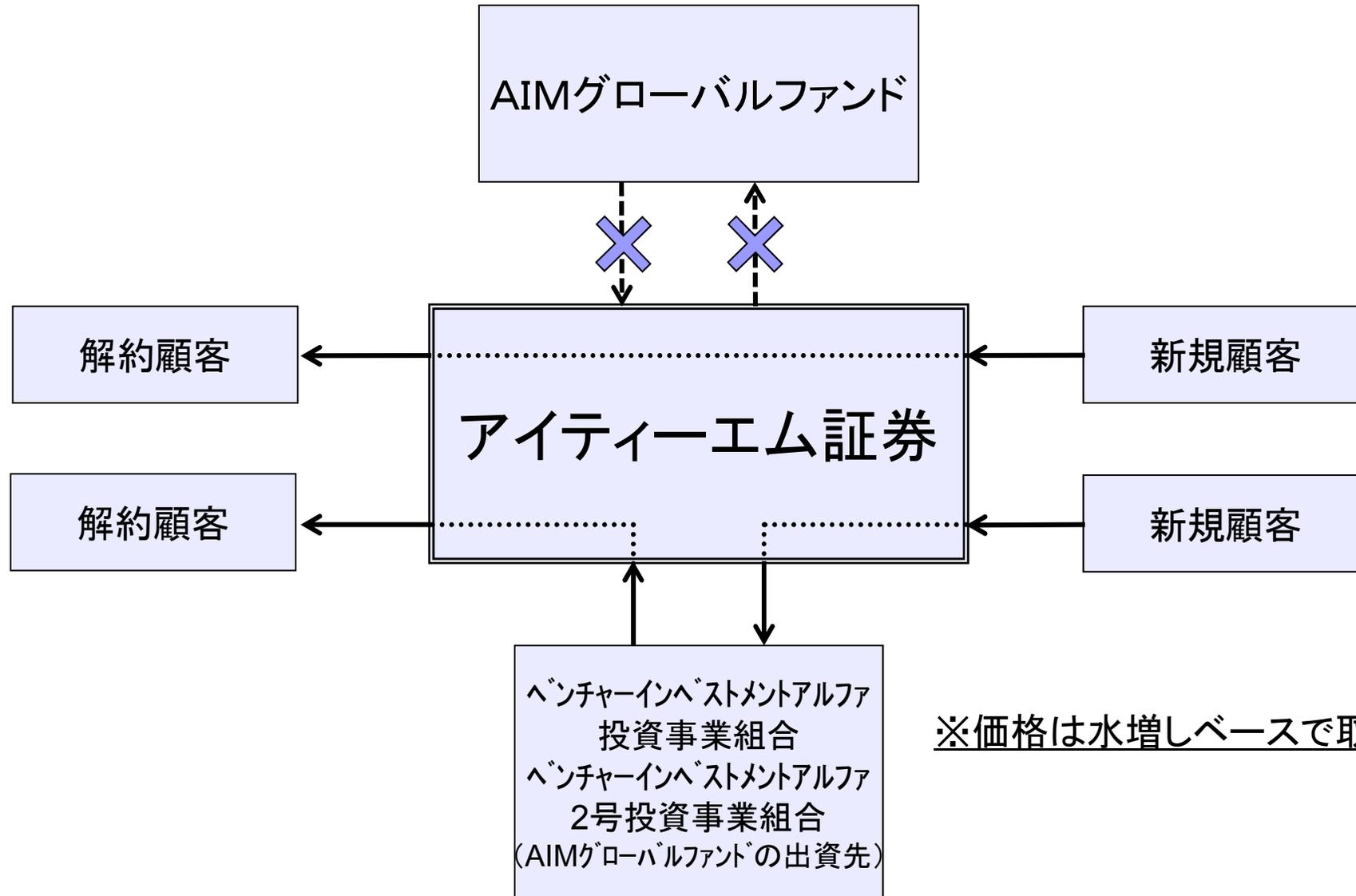


# 監査報告書作成・送付の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# 解約時の資金の流れ(転売スキーム)



※価格は水増しベースで取引。

(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# AIMグローバルファンドの資金の収支概要 (※1)

単位：億円

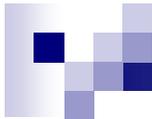
収入		支出・運用等	
顧客(年金基金等)からの受け入れ	1,458	運用による損失	1,092
株の売買益等	14	顧客(年金基金等)への解約等の支払い	17
		委託手数料	61
		管理報酬等	45
		監査報酬等	6
		投資事業組合への出資	181
		（うち現預金	32(※2)
		その他AIMグローバルファンド持分等	
		海外ファンド持分	21
		現預金	49(※3)
収入計	1,472	支出・運用等計	1,472

(※1) 平成15年3月期から平成23年3月期のAIMグローバルファンドに係る監査報告書の数値を集計したもの(「投資事業組合への出資」の内訳を除く)。

(※2) 「投資事業組合への出資」の「うち現預金」は、直近(24年3月)の残高を記載。

(※3) 「現預金」の直近(24年3月)の残高も、49億円。

(注) 本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。



## AIJ 投資顧問・ITM 証券 関係時系列整理表

	金融庁 (監督局)		証券取引等監視委員会 <small>"for investors, with investors"</small>
	行政処分	一斉調査	
2012(平 24)年 1月23日(月)			{ AIJ に対する検査着手(初回) ITM に対する検査着手(通算 4 回目)
2月17日(金)	監視委より連絡 (AIJ の顧客資産の運用状況に疑義)		金融庁へ連絡 (AIJ の顧客資産の運用状況に疑義)
23日(木)	AIJ に対し報告徴求命令(期限:1週間)		
24日(金)	AIJ からの報告書を受領 AIJ に対し行政処分① (業務停止命令 1ヶ月)	「一斉調査」実施を表明	引続き検査
29日(水)		「一斉調査(第 1 次)」開始 (投資一任業者全社へ報告徴求命令)	
3月14日(水)		投資一任業者から報告書受領	
22日(木)			AIJ・ITM に対する行政処分を求める勧告
23日(金)	監視委の処分勧告を受け、行政処分② { AIJ...登録取消し、業務改善命令 ITM...業務停止 6ヶ月、業務改善命令 }		AIJ ほか関係先への強制調査着手
4月6日(金)		「一斉調査(第 1 次)」の結果公表 「一斉調査(第 2 次)」開始	
27日(金)	「東京年金経済研究所(石山社長)」を無登録業者として警告	「一斉調査(第 2 次)」の報告書受領	{ 「平成 24 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を公表 ① 投資一任業者への集中的な検査の実施 ② 年金運用ホットラインを開設 }
6月19日(火)	詐欺容疑で逮捕(AIJ・浅川社長、高橋取締役 ITM・西村社長、小菅取締役)		犯則事件の調査
7月9日(月)	金商法違反等で告発・起訴(AIJ・浅川社長、高橋取締役 ITM・西村社長)、詐欺容疑で再逮捕(AIJ・浅川社長、高橋取締役 ITM・西村社長、小菅取締役)		
7月30日(月)	金商法違反等で告発・起訴(AIJ・浅川社長、高橋取締役 ITM・西村社長)		
8月3日(金)			ITM に対する行政処分を求める勧告
8月10日(金)	監視委の処分勧告を受け、行政処分③ (ITM...登録取消し、業務改善命令)		
9月4日(火)		「一斉調査(第 2 次)」の現時点で把握している全体的な傾向を公表	
9月19日(水)	金商法違反等で告発・起訴(AIJ・浅川社長、高橋取締役 ITM・西村社長)		
10月5日(金)	金商法違反等で告発・起訴(AIJ・浅川社長、高橋取締役 ITM・西村社長)		

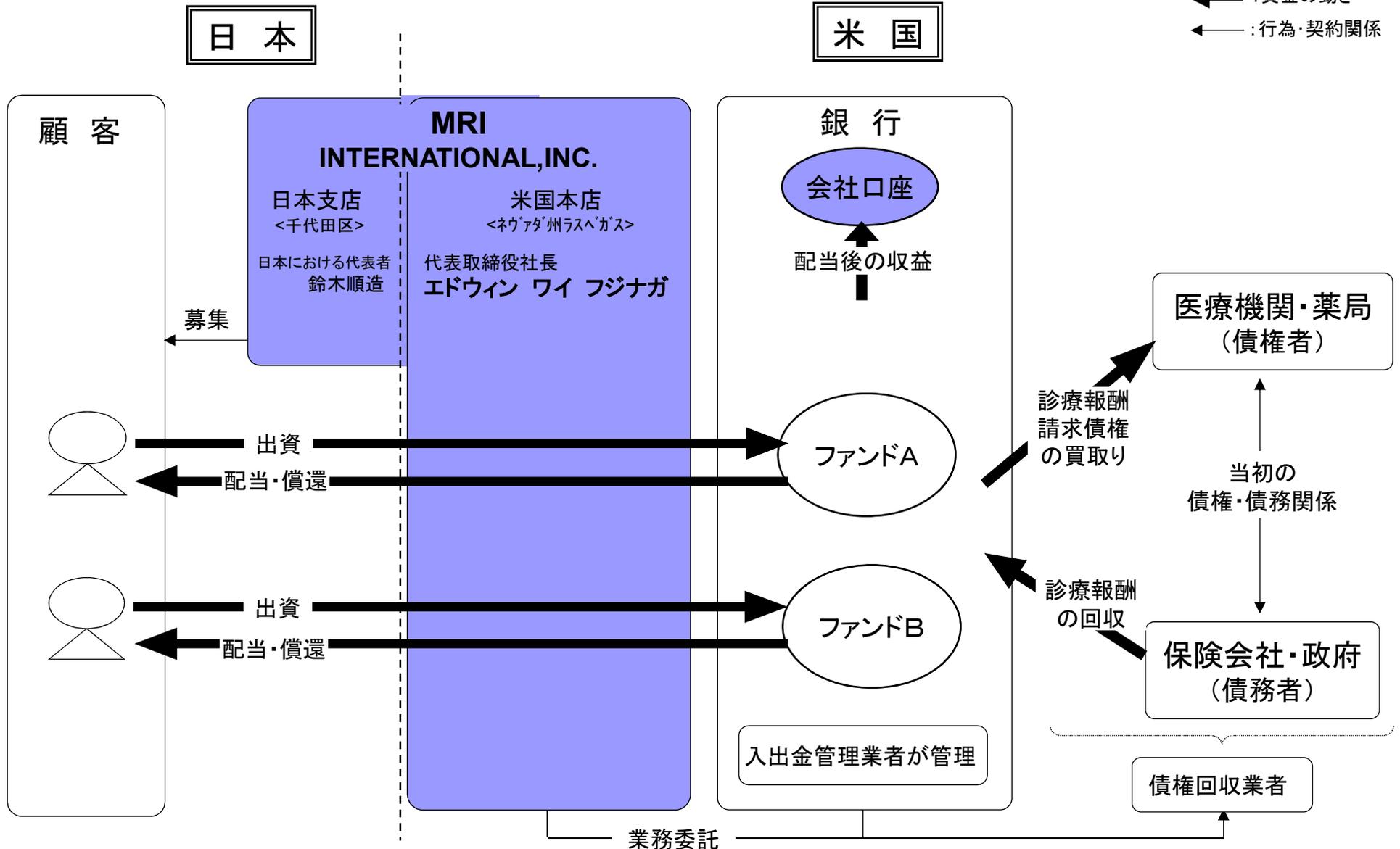
※9月4日(火)、「AIJ 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し(案)」を公表。12月13日(木)、同案のうち内閣府令等改正事項について改正、公布。

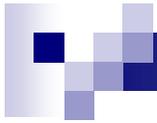
※平成25年12月18日に東京地裁において、浅川被告に懲役15年の判決が下された。

# 当社の説明に基づくスキーム図

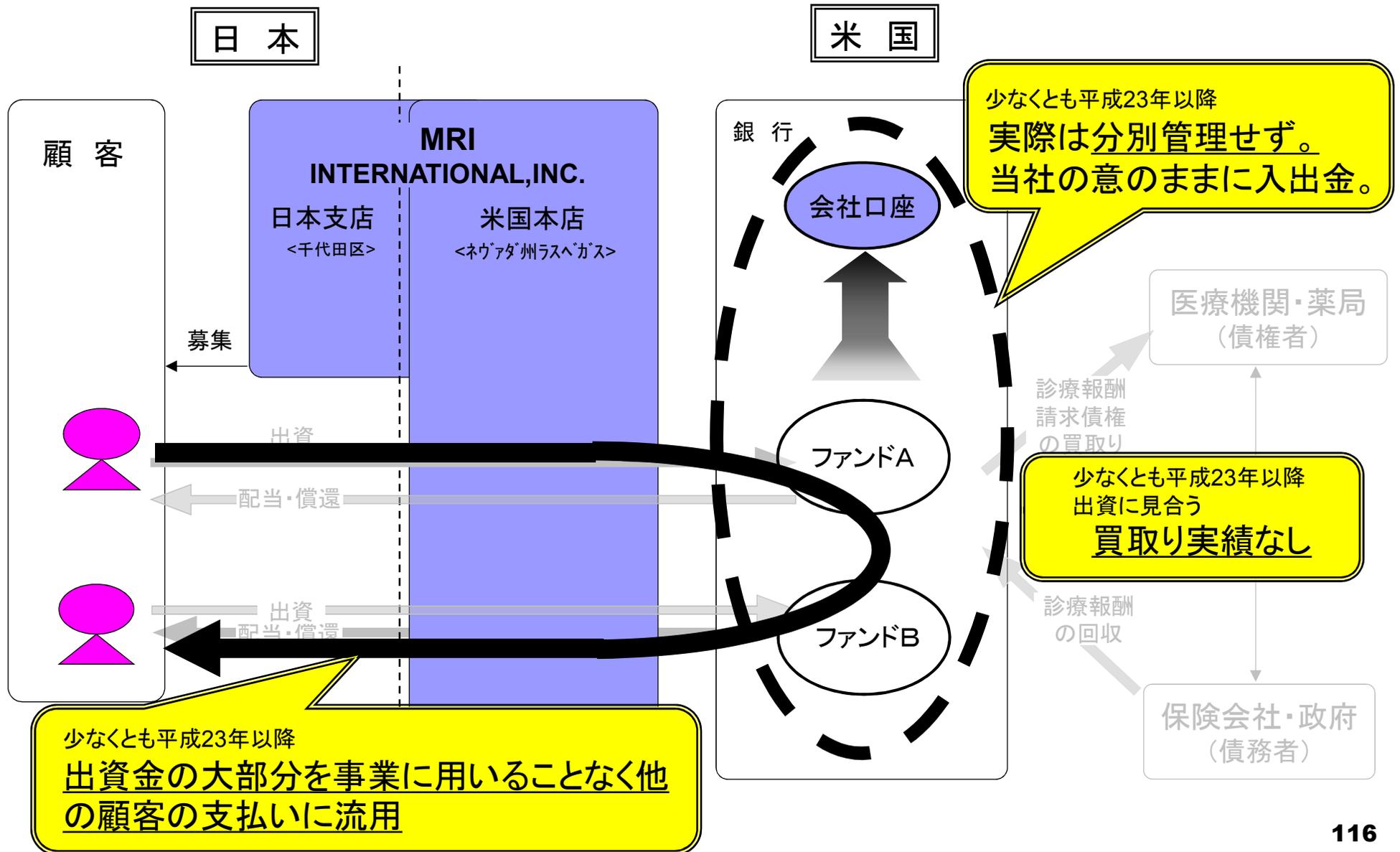


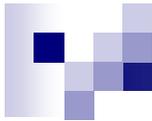
← : 資金の動き  
 ← : 行為・契約関係





# 検査で判明した実態





# 行政処分勧告のポイント



## (1) 不正又は著しく不当な行為(情状が特に重いとき) 【金商法第52条第1項第9号】

分別管理が行われていない状況において、顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等。

## (2) 顧客に対する虚偽告知 【金商法第38条第1号】

顧客への説明内容等	実態
<u>出資金の用途</u> 「出資金は診療報酬請求債権の購入及び回収事業にのみ充てられる」	出資金は、他の顧客への配当金・償還金の支払いに流用
<u>配当金の支払い</u> 「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」	配当金の支払いは、他の顧客からの出資金を流用

## (3) 事業報告書の虚偽記載 【金商法第47条の2】

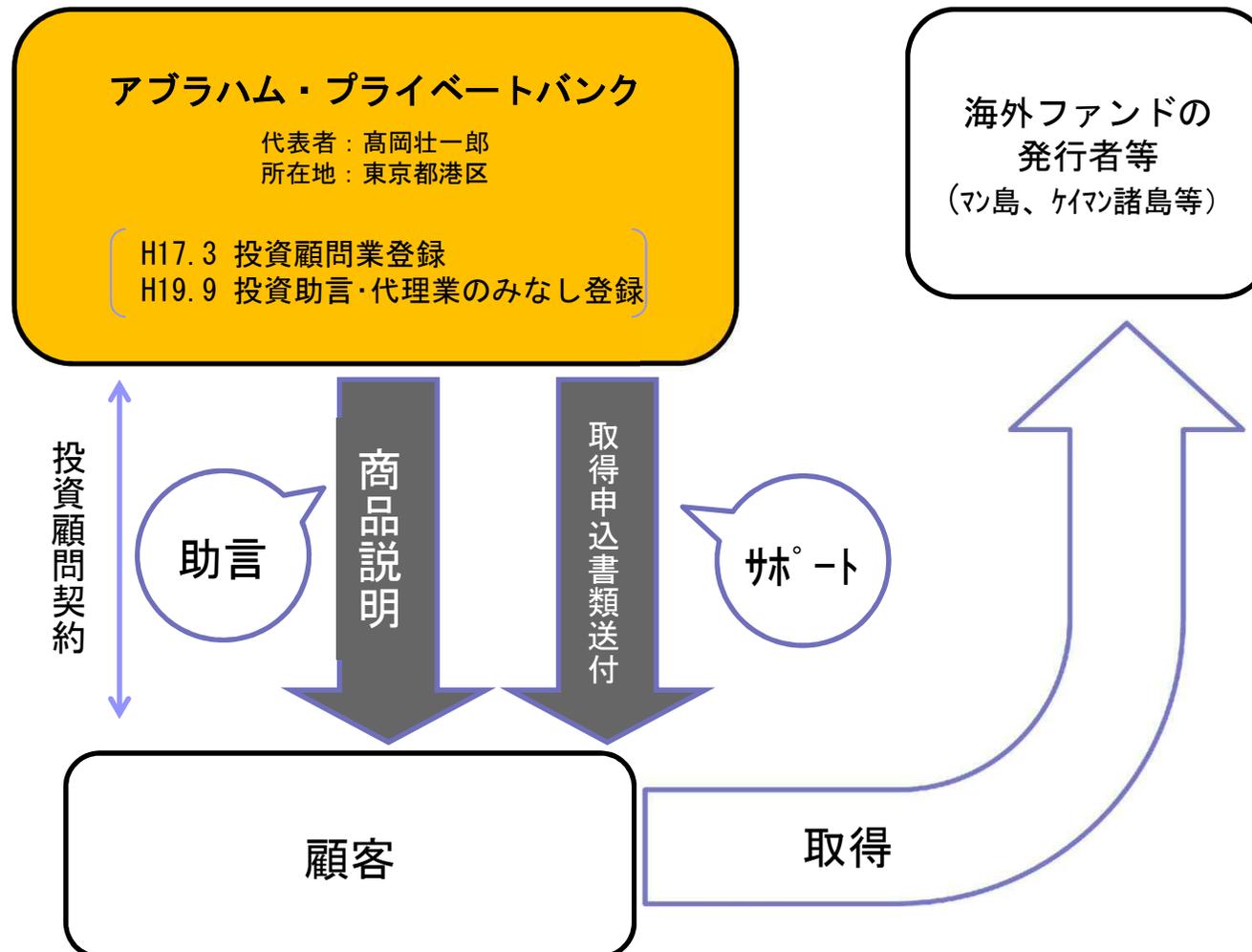
資産合計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載して提出。

## (4) 報告徴取命令に対する虚偽報告 【金商法第52条第1項第6号】

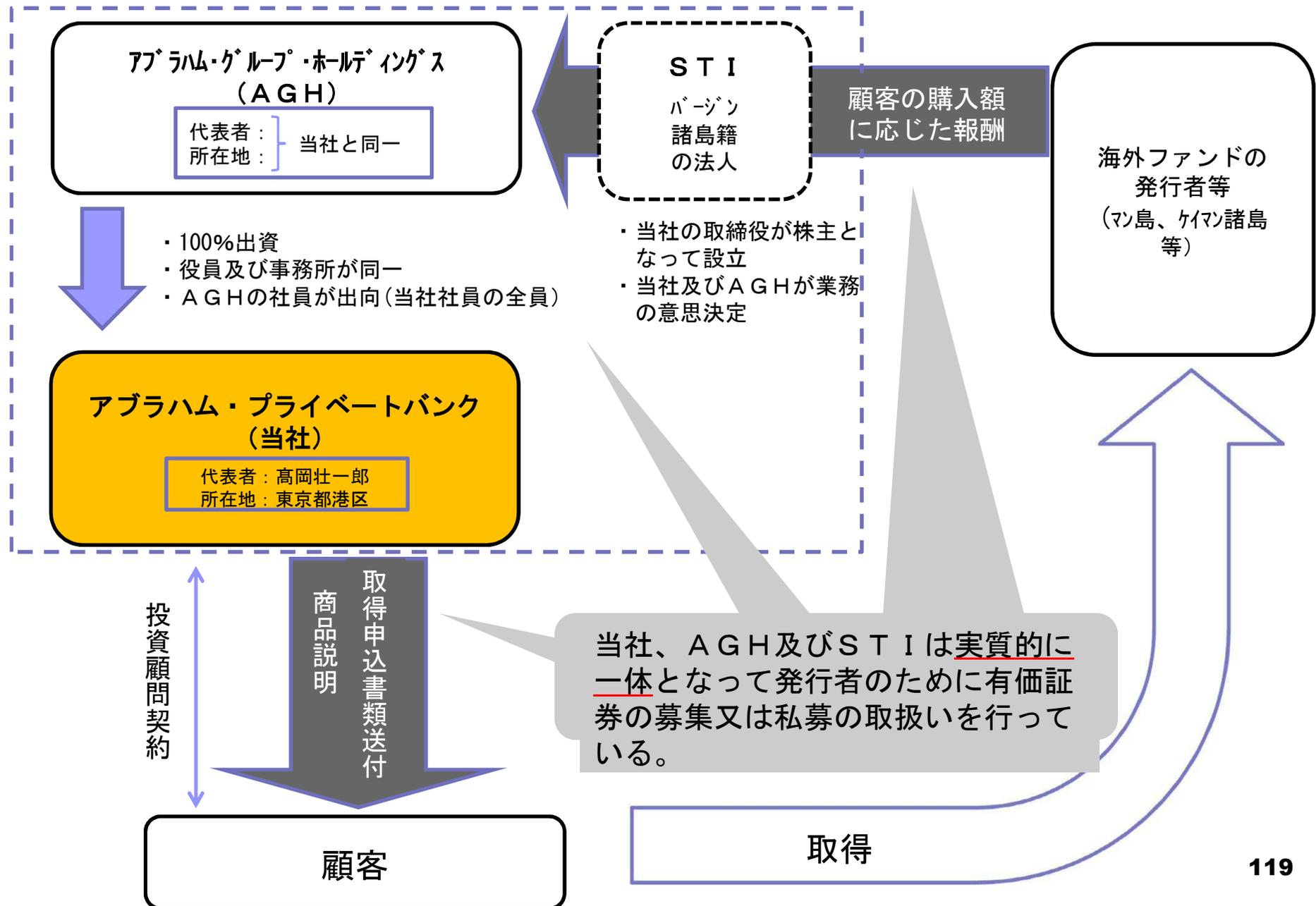
証券取引等監視委員会による報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答していたが、そのような事実なし。

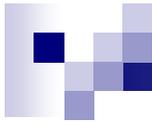
# アブラハム・プライベートバンク(株)に対する検査結果の概要

## 《当社の主張》



## 《無登録業務の実態》





# 行政処分勧告のポイント



## 1 無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況

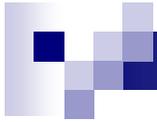
第一種業及び第二種業の登録を受けずに、遅くとも平成22年8月から同25年5月末までの間、海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行った。

## 2 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告

広告	実態
記事広告において、当社の助言サービスと他社の商品の平均利回り(過去5年間)を比較し、6商品の中で当社の助言サービスが15.34%と、最も高い平均利回りを上げていると記載。	過去5年間の年平均利回りとして15.34%というパフォーマンスを上げていた投資商品は、当社顧客が投資対象を選択するに当たり選択肢となり得る投資商品の一つではあるものの、当社は、当該投資商品の取得を顧客に助言したことはなく、顧客が当社の助言を受けて当該投資商品を取得した事実もない。
ウェブサイトにおいて、「類似の資産運用サービスと比較した場合、アブラハム・プライベートバンク株式会社の手数料は、業界最安値でございます。」と掲載。	当社の助言手数料を下回る他社のサービスが存在することを認識しながら、あえて当該他社サービスを比較対象に含めず、それ以外の事業者との間でのみ手数料を比較。
ウェブサイトにおいて、「金融機関や運用会社から販売手数料等はありません。」と記載。	当社と一体であるAGHやSTIを通じて、海外ファンドや運用会社から顧客の購入額に応じた報酬を受領。

## 3 顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供

特定の顧客から依頼を受け、2年分の助言報酬計約940万円を全額免除した。



# ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel: 03-3581-9909

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854